

「民事裁判の ICT 化」に向けた 実証研究の概説

——利用者の目線から「民事裁判の ICT 化」の
実践的な構想を目指して——

川 嶋 四 郎

<目次>

- 一 はじめに
- 二 本実証研究の位相と点描
 - 1 本実証研究の位相
 - 2 本実証研究の点描
 - 3 本実証研究の経緯やプロセス等の概観
- 三 本実証研究の内容
 - 1 本実証研究の前提
 - 2 本実証研究の企画
 - 3 本実証研究の準備
 - 4 本実証実験の実施
 - 5 本実証実験の評価
 - 6 障壁解消の方向性
- 四 おわりに
 - <付記 1> 本研究後のアンケート調査とその結果
 - <付記 2> 本研究に関する各種マスコミ報道
 - <資料 a> 外部一般市民アンケート調査表
 - <資料 b> 外部法学研究者と実務法律家アンケート／インタビュー項目

一 はじめに

かつて私は、数名の研究者たちとともに、長い時間をかけて、「民事裁判のICT化に関する実証研究」を行ったことがある⁽¹⁾。それは、技術活用面での資金援助は得られたものの、基本的には、研究者の参加や関与はボランティア・ベースであり、有志による自主的で試行的な研究であった。その研究の目的は、2001年（平成13年）6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度』に明示されかつ黙示された基層的な課題である「司法アクセスのトータルな実現」を具体化するための先駆的な内発的試みを遂行することであった⁽²⁾⁽³⁾。

その後長い間忘れられていたように思われるこの提言に関して、近時ようやく、政府や裁判所が、「民事裁判の電子化」に向けての胎動を示し始めた。このことは、「正義・司法へのアクセス」の観点から⁽⁴⁾も、基本的に望ましいことである。しかも、そこには、究極のアクセス形態と考えられる「正義・司法へのユビキタス・アクセス」⁽⁵⁾の保障と、より一層の進化のための曙光をみる思いがし、この課題と取り組んできた研究者の一人として、感慨も一入である。

すでに、本誌の公刊時期を考慮して、本稿に先立ち、「民事訴訟におけるICTの利用に関するガイドラインの提言」⁽⁶⁾を行ったが、そこに記したように、その提言は、本実証研究の成果を基礎としている。

そこで、本稿では、従前の詳細な実証研究の成果を、筐底に死蔵するに忍びないゆえに、資料として紹介することにしたい。残念ながらこの領域に関する実証研究は、現在に至るまで皆無の状況だからである。

本資料も、これまで同様、基本的に「当事者目線の救済志向」という、ささやかではあるがいわば「底辺に向かう志」から執筆したものであり、このような「地方で行われた民間による自主的な実証実験」でも、今後、日本における「司法・正義へのアクセス」の飛躍的な展開のための一助となればと、心から願っている。ようやく、裁判のIT化に関する調査のために、莫大な

国費（税金）が投入されようとしている今日⁽⁷⁾、10年近く前に私たちが行った民事裁判の電子化に関するこの実証研究も、「日本の裁判の ICT 化」の構想や構築に多少とも裨益するのではないかと考え、公表を決意した。本実証研究を実施したことは、すでに別稿でも識してきたが、数多くの方々の献身的なご努力の賜でもあることから、改めて心から御礼を申し上げたい。また、既刊の別稿を読んで、本実証研究の概要の公開を後押ししてくださった方々にも、心から御礼を申し上げたい。

なお、本稿で紹介する実証研究では、以下に述べる記述や図表のほかに、数多くの記録、統計、図表および画像（写真を含む。）なども作成したが、本稿では、紙面の関係で省略せざるを得なかったものも数多く存在する。また、記述に関しても、内容的にかなり省略した部分もある。さらに、2009年度の实証研究であり、基本的には当時の時制で記述していることについても、ご海容を賜りたい。

本稿の原資料の作成にさいしては、笠原毅彦・桐蔭横浜大学教授、上田竹志・九州大学法学研究院教授に多大なご尽力を賜った。本実証研究も、お二人の献身的なご尽力がなければ成就しなかったのではないかと考えている。また、早野貴文弁護士からも、多大なご尽力を賜り、富士通株式会社の舩中大悟氏、山田康彦氏、引原裕一郎氏には、民事訴訟法学の研究者にとっては不慣れな ICT 化の実証研究のために、多大なご助力を賜った（特に、図表の作成などについては、そのご尽力がなければ作成できなかったと考えられる⁽¹⁰⁾）。心から御礼を申し上げたい。

(1) 川嶋四郎「法律サービス（特に、民事裁判）における ICT の活用に向けた実証研究について——『正義・司法へのアクセス』の展開のための実証研究に関する若干の紹介等」『民事手続の現代的使命（伊藤眞先生古稀祝賀論文集）』1325頁、1330頁以下（有斐閣、2015年）を参照。この研究自体は、2009年度総務省受託研究「法律サービスにおける ICT 利活用推進に向けた調査研究」（代表、川嶋四郎）〔未公表〕の一部である。

(2) この事情については、たとえば、川嶋四郎「『民事訴訟の IT 化』のための基本的視座に関する覚書（1）——『先端テクノロジー』の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として」法政研究（九州大学）72巻2号1頁、16頁以下（2005年）などを参照。さらに、後述する二1を参照。

なお、この論考で概観した総務省の「e-Japan 構想」は、現在、「u-Japan 構想」へと展開している。ここでいう「u-Japan」の「u」は、ユビキタスの「u」に加え、ユニバーサル、ユーザー・オリエンテッド、ユニークの3つの成果の「u」を表していると思われる (http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ICT/u-japan/new_outline03.html)。これらを統合的に (unifing) 発展させるのは、大学 (University) 人の使命であるとも考えられる。

- (3) これまで公開したものととしては、たとえば、川嶋四郎「ロイヤー・テクノロジー——開示・可視化・充実迅速化」法律時報76巻3号54頁 (2004年)、川嶋四郎=上田竹志「生まれ変わる民事訴訟——新しい正義のしくみと先端テクノロジー：研究者の視点から見た新たな風景」自由と正義55巻10号20頁 (2004年)、川嶋四郎「民事司法制度改革の行方——近時における民事司法改革の軌跡とその課題を中心として」法政研究 (九州大学) 71巻3号389頁 (2005年)、同「『e-裁判所』構想の課題と展望——将来を展望して」法政研究 (九州大学) 72巻4号1193頁 (2006年)、同「『司法へのユビキタス・アクセス』の一潮流——シンガポール裁判所の21世紀」『民事手続における法と実践 [梅善夫・遠藤賢治先生古稀祝賀]』21頁 (成文堂、2014年) などの論考のほか、(司会) 川嶋四郎=笠原毅彦=上田竹志=園田賢治「シンポジウム：『e-裁判所』の創造的構想——民事訴訟を中心として」法政研究 (九州大学) 72巻4号1141頁 (2006年)、川嶋四郎「『シンポジウム『e-裁判所』の創造的構想——民事訴訟法を中心として』の概要」九州法学会会報2005年号20頁 (2006年)、同「法整備支援と『民事訴訟のICT化』モデル」アジア法研究2011 (5号) 79頁 (2011年) なども参照。様々な研究会や各種学会において、「民事裁判のICT化」についての講演や報告をしてきたが、それらの記載は、ここでは割愛した。

さらに、本脚注に掲げたもののほか、本稿の他の脚注に記載した文献をも参照。

- (4) たとえば、M・カベレッティ=B・ガース (小島武司訳) 『正義へのアクセス』1頁以下 (有斐閣、1981年) などを参照。また、『司法制度改革審議会意見書』との関係では、たとえば、小島武司「思想的理念的基盤をめぐって——法へのアクセス①」法律時報76巻3号24頁 (2004年)、同『民事訴訟法』13頁 (有斐閣、2013年) などを参照。
- (5) 川嶋四郎「『e-サポート裁判所』システムの創造的構築のための基礎理論——『IT活用』による『正義へのユビキタス・アクセス』構想」法学セミナー653号36頁 (2009年)、木佐茂男=宮澤節生=佐藤鉄男=川嶋四郎=水谷規男=上石圭一『テキストブック現代司法 [第6版]』97頁 [佐藤鉄男=川嶋四郎執筆] (日本評論社、2015年)、川嶋四郎『民事訴訟法概説 [第2版]』542頁 (弘文堂、2016年) など。
- (6) 川嶋四郎「民事訴訟におけるICTの利用に関するガイドラインの提言と基本的課題——『正義・司法へのユビキタス・アクセス』理念の具体化指針として」同志社法学397号1頁 (2018年)。
- (7) ちなみに、本稿の脱稿後、ひとつの記事に出会った。それは、遅ればせながらも、日本の国際競争力に危機感を覚えた最高裁判所が、「裁判の電子化」の調査のために、2018年度の当初予算に、初めて、約4900万円の調査費を盛り込んだ旨の記事である (『民事裁判 電子化探る、書面データ化、ネットで申請。最高裁が初の調査費』朝日新聞2018年 [平成30年] 1月9日朝刊。なお、同紙の電子版では、「最高裁『裁判の電子化』調査へ——国際競争の遅れに危機感」とある)。最高裁が、諸外国に後れを取る「裁判

の電子化」を進める方向で調査するとのことであり、企業の経済活動を円滑化するほか、一般の人にも手続期間が短縮されたり、簡略化されたりする利点があると報道されている。調査内容としては、訴状などの裁判書類は民事訴訟法では原則「書面」により提出すると定められているが、最高裁は、2018年度（平成30年度）、裁判手続の電子化によってどのような効果が得られるかを本格的に調査するとのことであり、裁判書類に多く含まれる個人情報の流出や拡散を防ぐセキュリティ対策も調査するとのことである。

この記事には、民事訴訟の ICT 化に関する研究の第一人者である、桐蔭横浜大学の笠原毅彦教授が、「日本で最も電子化が進んでいないのが司法の分野で、他の先進国から20年近く遅れている。書面でやりとりしている部分は電子化し、口頭弁論を充実させることが大切だ。」との的確なコメントを寄せられている。

それでも、現時点では、慶賀に堪えない記事であり、今後の迅速かつ充実した具体化が期待される。

なお、それより少し前ではあるが、日本経済新聞2017年（平成29年）12月18日朝刊でも、「日本の司法インフラ 弁護士『不満』94% 審理スピードやデジタル化遅れ」との見出しのもとで、弁護士・企業へのアンケート結果が紹介されている。そこでは、日本の裁判においては、「電磁的方法による文書提出が原則認められない」ことや、「判例や裁判記録がほとんどデータ化されていない」ことなど、アメリカの民事訴訟実務との比較から、デジタル化への対応の遅れを指摘する弁護士の声が目立ったという（広範な証拠開示手続であるディスカバリーの不存在も、不満の一因として挙げられていた）。なお、興味深いことに、（主語が明記されていないが、おそらくは、最高裁判所が、）20「21年にも東京・中日黒に設置される予定の、ビジネス関係の訴訟を専門に扱う裁判所『ビジネス・コート』では、テレビ会議システムを整備し、専門性の高い裁判官が迅速に審理できる体制を整える計画」があるとのことである。

(8) 川嶋・前掲論文注(1)1329頁注(5)などを参照。

(9) なお、同日付けで公表された「大谷直人最高裁判所長官の就任談話」(<http://www.courts.go.jp/about/topics/syuunindanwah3001/index.html>)のなかにも、1999年（平成11年）に始まった司法制度改革に言及しつつ、「国際社会における司法の動向にも視野を広げる必要性が増大していますし、情報通信技術を用いた裁判手続の現代化も、今後検討を急ぐべき課題と考えています。」と、民事裁判の ICT 化に向けた意気込みが語られていた。

また、その前日に退任した、寺田逸郎最高裁判所長官の「新年のこぼし」（2018年〔平成30年〕1月1日）には、「民事訴訟法は、施行されてから満20年を迎えましたが、法が志向する争点中心型の充実した審理の定着がいまだ実現に至っていない一方で、ICTに代表される技術の急速な発展や120年ぶりの債権法の改正など、民事訴訟を取り巻く状況は更に変化しつつあります。新たな時代における審理運営の在り方をも視野に入れながら、より良いプラクティスを不断に追求してほしいものです。」(http://www.courts.go.jp/about/topics/sinnennokotoba_h30/index.html)と、民事訴訟を取り巻く環境の激変の指摘のなかで、ICTに言及されていたが、抽象的な指摘にとどまっていた。

(10) さらに、以下の資料の基礎となった本実証実験にご協力ご関与いただいたすべての方々に、心から御礼を申し上げたい（以下、五十音順。当時）。今田高俊・東京工業大学大学院社会理工学研究科教授（社会システム論）、小島武司・中央大学名誉教授、桐

慶応義塾大学学長（民事訴訟法）、高木佳子・弁護士、元日本弁護士連合会副会長、高橋宏志・東京大学名誉教授、中央大学大学院法務研究科教授（民事訴訟法）、西口元・東京高等裁判所判事、堀部政男・一橋大学名誉教授（英米法・情報法）は、評価検討委員会の委員として、ご尽力をいただいた。さらに、富士通株式会社（舛中大悟氏、山田康彦氏、引原裕一郎氏）、富士通 FIP 株式会社（宮崎委史氏、岩松幸子氏）、KDDI 株式会社（浪岡智朗氏、伊藤篤氏）には、技術的側面で格別のご尽力を賜った。深く御礼を申し上げたい。

なお、本研究にさいしては、笠原毅彦教授、上田竹志教授のほか、コンソーシアムにご参加いただいた、山口毅彦教授、横田雅善氏、宇都義和氏を初め、実証研究にご参加いただいた、湯淺壘道教授のほか、九州大学法学部、法学研究科、法科大学院およびそれらの出身弁護士の方々（高平奇恵弁護士、小川剛弁護士、橋友一弁護士、藤村元気弁護士、藤本聡子弁護士、松本幸太弁護士、山本哲朗弁護士、松下真樹子弁護士）および糸島市の南風公民館および市民の皆さんの、言葉に尽くすことができないご協力をも賜った。心から御礼を申し上げたい。また、ご協力を賜った「法テラス」にも、資料をご教示いただいた、指宿信教授にも、心から御礼申し上げます。

二 本実証研究の位相と点描

1 本実証研究の位相

このプロジェクトは、近時における「司法へのアクセス論」および「司法改革論」の展開を背景として、「正義・司法へのユビキタス・アクセス (Ubiquitous Access to Justice)」の実現を志向する実証研究である。この研究は、国際的な展開をも視野に入れ、日本における民事司法の領域に ICT を本格的に導入することを通じて、人々が安心して安全な日常生活を確保でき、企業が安んじて経済活動を展開できるように、いわば「法のライフライン」を構築するための基礎資料を獲得することを目的として実施した。しかも、その究極の目的は、それ自体まだ緒にも就いていないが、「司法（民事司法）の ICT 化」を超えて、国民と司法を架橋し、司法に付加価値を付け、日本における司法制度の質的向上を図り、国民の司法を実現することにある。つまり、「法のライフライン」の完全な敷設を通じて、民事裁判の利便性を向上させ、当事者の手続参加を増進させ、訴訟過程・手続過程における「口頭コミュニケーション」の価値を実現させ、口頭弁論の諸原則を実質化し、ひいては、国民にとって「より利用しやすく、より分かりやすく、より頼りが

いのある司法」を、民事裁判の領域で実現することを目的とするものである。

現時点ではすでに昔日の感があるが、先に触れたように、2001年（平成13年）に『司法制度改革審議会意見書』（『意見書』。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>）が公表された。これは、21世紀の司法のあり方に対して大綱的な指針を示す今時の司法改革の原点であるが、そこには、「司法制度改革の3本柱」のもとで、様々な改革提案が盛り込まれていた。

その3本柱とは、①国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、②司法制度を支える法曹のあり方（人的基盤の拡充）、③国民的基盤の確立（国民の司法参加）であった。ちなみに、それに先立つ2001年1月には、政府の『e-Japan 戦略』も公表されていた。そこでは、すべての国民が情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる「知識創発型社会」の実現が目指され、日本が5年以内に世界最先端の ICT 国家となるという注目すべき目標が掲げられていた（http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict/u-japan/new_outline01.html 参照）。ただそれが、基本的には行政領域での提言であったため、司法の ICT 化への特別な言及はみられなかった。

司法の ICT 化に関する限り、確かに、先の『意見書』で言及された具体的な項目は、限定的なものであったが、しかし、司法の ICT 化は、3本柱の基層に通底し諸改革の基礎を支えつつさらにそれらを増進させる可能性を有する重要な意義をもっていたと、評価することもできる。

すなわち、上記①の制度的基盤の充実化のためには、たとえば、ICT に下支えされた裁判所（「e-サポート裁判所」）、ADR（「e-サポート ADR」）、およびそれらの連携システム、さらには、ICT を活用し市民と司法を結び付けるネットワークとしての「司法ネット」などの実現（「司法ネット」に関しては、日本司法支援センター〔法テラス〕の機能強化）が、必要不可欠と考えられる。また、上記②の人的基盤の拡充、および、上記③の国民の司法参加の局面でも、ICT は、人的基盤の拡充を支える道具および装置として期

待でき、司法への国民参加の促進をサポートする手段となり得る可能性を有しているのである。司法のICT化は、世界的な潮流であり、「正義・司法へのアクセス」の実現を、飛躍的に発展させる契機ともなり得る基本構想なのである。

一般に、法律サービス（広く法を提供するサービス）は、私たちの日常生活に不可欠なサービスであり、それを実現するための、いわば「法のライフライン」の整備をするさいに、効果的な手段となり得るのがICTのツールである。ICTの利活用により、人・時間・場所を選ぶことなく普遍的なかたちで公共サービスへ迅速にアクセスできるようになり、時間・費用などの飛躍的なコスト削減が期待できる。このようなICTの利活用によって、様々な法律サービスが、法的紛争の早期段階から法的手続の全過程にわたり、気軽に緊張感なくかつ恒常的に利用できる地域密着型の公的サービスとなることが、期待されているのである。

ところが、日本においては、たとえば、医療、行政および教育などの他の公共サービスに比べて、司法とりわけ「法律サービスにおけるICT利活用」は、實際上、著しく立ち遅れているのが現状である。

その原因としては、様々なものが考えられる。

まず、法律サービスを規律する法制度自体が、ICTの利活用を十分に想定していないことを挙げることができる。たとえば、民事訴訟に関しては、現行法上、裁判所への物理的・現実的なアクセス、各手続における紙媒体への集約が前提とされているために、オンラインでの出廷・傍聴を行うことや訴訟当事者間で主張・証拠などの電子的なやりとりを行うことが困難となる（法律上は、「出頭」という用語が用いられているが、以下では、法廷だけではなく裁判所に来る場合をも含めて、「出廷」と呼ぶ。なお、「出席」という場合もある。）。

次に、このような法制度上の障壁に加えて、現実には、法律サービスの提供者・利用者の意識、裁判に対する伝統的なイメージ、実務慣行といういわば業界における慣習などが、法律サービスの局面におけるICTの利活用を

促進するさいの障壁として存在していると、考えられるのである。

したがって、法律サービスにおいてICTの利活用を促進するにあたっては、裁判や紛争処理、相談など様々な法律サービスにおいて、諸々の手続でICTの利活用の障壁となっている制度的要因などを抽出したうえで、一連の手続全体で積極的かつ戦略的にICTを利活用できるようなルールの整備を行うことが、喫緊の課題となるであろう。それと同時に、法律サービスを身近な公的サービスとして定着させるためにも、基本的なルールを整えることが、必要不可欠なものとなるのである。

本稿のこのような考え方の基礎には、「司法の技術化・機械化」を探究するという発想ではなく、むしろ、「司法領域における人間性の回復」を志向し、「司法過程における口頭コミュニケーションの活性化」を目指すという「司法のICT化の基本思想」が存在する。すなわち、単に「情報技術 (Information Technology)」というモノを司法に導入するにすぎないといった発想ではなく、文字通り「情報コミュニケーション技術 (Information and Communication Technology)」を利活用することを通じて、現在のシステム全体に付加価値をもたらし、その質的な向上を図り、国民の便益を増進することを目標とするのが、本実証研究なのである。このようなICTの利活用を通じた法廷内外におけるコミュニケーションの活性化（特に、「口頭コミュニケーションの活性化」）により、形骸化した「審理期日の活性化」を目指し、審理期日における口頭主義・直接主義を蘇生させ、自由心証主義を実質化し、民事裁判において本来あるべき活性弁論の姿を現実化させ、「より利用しやすく、より分かりやすく、より頼りがいのある民事裁判」を実現することを、目的とするものである。

このような司法のICT化が実現できれば、裁判官を中心とした裁判担当主体・関係主体が、ICTに任せることができる部分は任せ、本来の職務、役割に専念することができる契機をも、同時に創出することになる。それゆえ、司法のICT化を通じて、「人間の顔をもった司法」を具現化する道が開けるとともに、ICTによる「e-サポート」を通じて、利用者が、その自由を拡大

させ、紛争解決手続過程における人間性の躍動の機会を確保し、民事裁判過程における「人間性の回復や輝き」をもたらし、ひいては、「21世紀における司法ルネサンス」を実現する契機となり得ると考えられるのである。

このような調査研究の重要な特徴の1つは、「連携的な公共サービスの構築」を提言する点にも存在する。

本実証研究は、ICTの利活用を促進させ、公共サービスのネットワークの究極に位置する法的な紛争処理に関わる研究であるために、いわば「行政領域」とどまらない「司法領域」の質的向上への貢献をも企図している。その意味で、「ICTの利活用を通じた連携的な公共サービスの構築」をも視野に入れている。つまり、本研究は、裁判制度・ADR制度の改革を中核としつつ、法的救済のネットワークを日本全国に構築するために、「行政領域」に関しても、いくつかの省庁にまたがる「総合的な連携システムの構築（統合システムの創出）」へと展開させる可能性を秘めたものである。

その展開可能性に関する若干の例を示せば、ICTの利活用を様々な領域で促進することを目指すこと（総務省関係課題への示唆・貢献）から、次のような発展方向が考えられる。

たとえば、まず、第1に、総合的な法律支援などの局面では、総合法律支援システムの構築などへの貢献をも視野に入れることができ（法務省関係課題への示唆・貢献）、第2に、個別的労働関係紛争などに関する法律相談やその解決のあり方については、労働政策の領域への貢献をも視野に入れることができ（厚生労働省関係、都道府県課題への示唆・貢献）、第3に、消費者紛争の解決に関しては各種相談業務などへの貢献をも視野に入れることができ（消費者庁関係、都道府県課題への示唆・貢献）、第4に、日本企業の国際展開にともなう渉外紛争解決をも射程に入れることができ（経済産業省関係課題への示唆・貢献）、第5に、初等・中等教育等における「法教育」の実践に関する教育行政や、法学系学部や法科大学院教育をも視野に入れることができ（文部科学省関係課題への示唆・貢献）、さらには、第6に、日本の国際貢献（政府開発援助）、とりわけ法整備支援の面での海外展開をも

視野に入れることができる（法務省・外務省関係課題への示唆・貢献）。

このように、本実証研究は、国・地方自治体・省庁のいかんを問わず、幅広く共有されるシステムの構築を目指すものであるとも考えられる。また、本研究は、地方自治体における各種の相談業務におけるアクセスの可能性を高めることも視野に入れている。

さらに、本調査研究は、ICT の利活用を通じた假想法廷等空間（假想裁判所空間、サイバー法廷空間等）の創造を前提として、民事裁判の実践を行い、障壁を特定し、その克服のための立法的な諸提言を行っている。それは、国民生活および企業活動にとっての安全かつ安心な法環境・法状況を、規範的に創出すべきであるとする問題意識によるものである。

このように、本研究は、単なる司法の ICT 化を超えて、「法のライフライン」という日本における立法、行政および司法に関わる「公共財」の創出のために、ICT の総合的な利活用を、広く提言するものである。

2 本実証研究の点描

本実証研究では、様々な法律サービスのなかでも、最も基本的かつ核心的なサービスである「民事訴訟」、および、近時着実な制度実績をあげている「労働審判」を取り上げ、ICT の利活用を促進するためのルール整備に向けた研究を行った。

この研究で、敢えて最も複雑で重厚な手続を有する「民事訴訟過程」を選択したのは、それが、実体的権利義務関係の最終的な確定手続であり、また最も複雑かつ慎重な民事手続の全過程に関して実証実験を行うことにより、システムなどに関する汎用性のあるデータを広く細かく取得するためである。そしてそれにより、民事訴訟の ICT 化だけではなく、その他のより簡易なすべての紛争解決手続に関する ICT 化に応用可能な基礎資料を獲得することができると思ったからである。

まず、具体的には、民事裁判での ICT の利活用を促進するさいに障壁となる制度・慣習・社会規範などを明らかにしたうえで、それらの障壁を假想

的に緩和した場合の模擬的環境を前提とした実験を実施し、将来的に実際の環境において、規制などの条件変更を検討するさいの留意点や課題などを浮き彫りにするように努めた。それを基礎に、この研究を通じて、法律サービスにおける ICT 化を促進させることを可能とするルール整備に向けた提言を行った。

このような ICT の利活用を通じた「法のライフラインの構築」は、法律サービスの提供のあり方として汎用性を有しており、そのことは、この調査研究の成果を国際展開することを可能とするものである。この面においても、留意点や課題の把握に努めた。特に、日本で初めてこのような大規模な実証実験を実施した結果として、単に、法規制や法制度上の障壁が明らかになっただけではなく、現実に実証実験を行わなければ判明し難かったと思われる事実上・運営上の様々な障壁も明確化され、技術・システムの質的な向上などを含めてその克服のあり方をも明らかにする貴重な契機が与えられることになったと考えられる。

本実証研究は、このような「正義・司法へのユビキタス・アクセス」を実現しかつ具体化するために、仮想空間として「e-サポート裁判所」(「オンライン訴訟システム」[この場合の「訴訟」とは、広く手続一般を意味する。])と「サイバー法廷システム」[この場合の「法廷」とは、広く裁判所およびその審理の場所一般を意味する。「サイバー・コート・システム」と同義のシステム]を有する電子裁判所を創設し、遠隔3地点間の公的施設(九州大学法廷教室[福岡県福岡市東区箱崎]、九州大学附属弁護士事務所(リーガル・クリニック・センター[福岡県福岡市中央区赤坂])、南風公民館[福岡県糸島市(旧前原市)南風台])を結んで、法曹関係者が、民事裁判(2件の民事訴訟事件と1件の労働審判事件)の全手続過程(訴えの提起[申立て]から判決[和解、調停]まで。なお、一部準備段階も含む。)について実証実験を内容とするものであり、日本で最初の大規模な遠隔民事裁判プロジェクトである。

このように、比較的 ICT 化に馴染みやすいと考えられる簡易で小規模な

事件ではなく、民事裁判の領域における最も厳格かつ慎重な民事訴訟事件を対象事件として選択したのは、先に述べたように、最も本格的な民事裁判の実証実験を行うことにより、このプロジェクトの実現可能性と汎用可能性を確認し、司法の ICT 化を、民事訴訟の全過程において加速度的に実現するための契機を得るためである。そのさい、ADR（訴訟外紛争解決手続）にも視野を拡大し、法テラス（日本司法支援センター）との連携を図ることにより、ICT の利活用を通じた法的紛争処理システムにおける「ワンストップ・サービス」の実現可能性をも探究することにした。

本実証研究を主宰し主導したのは、筆者が代表者と調査研究責任者を務めた「法のライフライン・コンソーシアム」である。これは、法学研究者、法律実務家および技術者などから構成されている（→一および前注（8）・（10）を参照）。コンソーシアム事務局および全体の統括を富士通株式会社が務めた。実証実験で用いたシステム「e-サポート裁判システム」（サイバー・コート）を有するオンライン裁判システム）のうち、「オンライン訴訟システム」は、富士通エフ・アイ・ピー株式会社が提供し、「サイバー法廷システム」（サイバー・コート・システム）は、KDDI 株式会社が提供した。

実証実験を行うために、事前に、福岡および東京で、計 7 回にわたる綿密かつ集中的な会合を開いた。実証実験自体については、2009 年（平成 21 年）10 月から 12 月にわたる入念なシステムの準備と事件処理に関する準備、検討およびリハーサルを経て、2010 年（平成 22 年）1 月に、総計 4 日間をかけて行った。

また、その実験の前後およびその中間段階で、「評価検討委員会」から、計 3 回にわたり、有益かつ示唆的な質問や意見などを伺うことができた。なお、一部評価検討委員からは、福岡の現場の視察をしていただいたうえで、実証実験の現場で評価をいただいた。

この実験では、現在の民事裁判および ADR における、ICT の利活用の阻害要因である法的・事実的な障壁をあぶり出し、その克服に向けた提案を行うための基礎資料の獲得に努めた。

本実証実験の前提条件として、具体的には、次の3要件を設定した。

まず、第1に、障壁については、裁判手続でのICT利活用に関する法規制、実務慣行および法実践などの局面における障壁を特定した。

次に、第2に、対象手続については、一般民事訴訟事件における対象となる手続過程として、民事訴訟事件（賃料不払いによる建物明渡請求事件と建築の瑕疵による損害賠償請求事件）および労働審判事件（時間外労働による賃金請求事件）を選定した。

さらに、第3に、障壁の条件変更および効果については、障壁の条件変更にともなって期待される効果を、受益者および実験対象の手続別に設定した。

これらの要件を念頭に置いて、本実証研究における実験は、次の3点について実施した。

まず、第1に、「裁判手続のオンライン化」に関する実験を行った。現実には、インターネットを經由して民事訴訟手続および労働審判手続に必要な書類のやりとりを行い、かつ、訴訟記録および労働審判記録の閲覧などを行った。

次に、第2に、「訴訟記録のデジタル化」に関する実験を実施した。これは、訴訟記録および労働審判記録などの情報を電子データでデジタル管理し、裁判所内部で集積し共有するとともに、現実には、民事訴訟手続および労働審判手続などで、それらのデータを活用した。

さらに、第3に、「インターネットを介した法廷空間の拡張（出廷・傍聴）」に関する実験も遂行した。これは、遠隔地にいる当事者・証人・通訳人などが、実際に、インターネットを介して、近隣の公民館などの公共施設から、裁判所で行われる審理期日に出席し、弁論・和解・証言・陳述・通訳などを行う実験であった。また、遠隔地に住む住民が、その近隣の公民館などの公共施設から、インターネットを介して、裁判の傍聴を行った。

本実証研究における実験結果の評価は、「法のライフライン・コンソーシアム」だけが行ったのではなく、本調査研究のテーマに関わる各専門領域の有識者からなる「評価検討委員会」も開催して行った。また、実験環境構築時および実験実施時に、傍聴人などへのインタビューやアンケート調査を行

うかたちでの評価も実施した。

本資料は、このような研究プロセスを経て、今後、現在の裁判システムの実環境において規制などの障壁の条件変更を行うさいの課題や留意点、課題解決の方向性などについて、学術的な知見を活用してまとめたものである。

次章で、本実証研究の内容を述べるが、叙述の順序は、以下のとおりである。

まず、三では、「調査研究の内容」として、本実証実験の前提や目的（→1）、企画内容（→2）と準備過程（→3）などを記述した。さらに4では、「調査研究の実施内容とその成果」として、便宜的に、「裁判手続のオンライン化」、「訴訟記録のデジタル化」および「インターネットを介した法廷空間の拡張（出廷・傍聴）」に分けて、実証実験の成果などについて、詳論した。5では、前節の成果を踏まえて、本実証実験の評価を行った。なお、「ICTを利活用した民事訴訟の運用のためのガイドライン」についての提言のほか、これらの研究成果を踏まえて、「国際展開」のあり方について論じたが、それらはすでに公表済みのため（前注(1)・(6)参照）、本資料では割愛した。

3 本実証研究の経緯やプロセス等の概観

(1) 本研究の背景

まず、本実証研究の内容について詳しく述べる前に、本実証研究の経緯などについて、概観しておきたい。

日本では、刑事裁判の領域では、2009年（平成21年）5月から裁判員制度が導入され、国民の司法参加が急速に進展した。そこでは、「国民に開かれた司法」をキーワードに、国民に身近な裁判実施に向けた法整備が進められているのである。

また、現在の深刻な経済不況のなかで、経済成長の停滞のみならず労働問題や多重債務問題、福祉問題など、一般国民を取り巻く様々な社会問題が表面化しているが、このような一般国民の身近で起こる諸問題は、法律相談やADR、裁判など法律サービスを円滑に利活用することによって早期に解決

できるものも少なくない。したがって、たとえば教育や医療などと同様に、法律サービスについても、地域住民の日常生活を下支えする、公的な生活必需サービスとして整備する必要性が生じていると考えられる。

法律サービスの提供システムに関する一例として、「法テラス（日本司法支援センター）」を挙げることができるが、そこでの相談件数は年々増加しており、社会における必要性の高さを窺い知ることができる。

また、訴訟申立ての件数も増加の一途をたどっており、国民にとって法律サービスが身近になってきていることを裏付けているようにも思われる。

このように、以前と比較して、地方裁判所および簡易裁判所の民事事件が増加しているにもかかわらず、地方裁判所（および家庭裁判所）支部の管轄区域内に弁護士が、全くいないか1名しかいない地域が、数多く存在する（2009年〔平成21年〕現在）。

生活必需サービスとしての法律サービスの整備にさいして効果的な手段となりうるのが、ICTである。ICTを利活用することにより、人は、時間や場所などを選ぶことなく公共サービスにアクセスできるため、非常に利便性が高く、また、サービス提供の迅速化やコスト削減が可能になる。したがって、現在ICTは、公的サービスのインフラ整備として非常に注目されており、このようなICTの利活用によって、様々な法律サービスが、気軽に利用できる地域密着型の公的サービスとなることが期待されている。

しかしながら、実際は、たとえば医療や教育など、他の公共サービスに比較して、法律サービスにおけるICTの利活用は、著しく遅れている。

その原因としては、まず法律サービスを規定する法制度がICTの利活用を十分に想定していないことが推測される。たとえば、裁判に関しては、現行の裁判の法制度上、裁判所への物理的なアクセスや、各手続における文字および紙媒体への集約が前提とされているため、オンラインの出廷・傍聴や訴訟当事者間の電子的なやりとりが難しい。この他にも、法律サービスの提供者・利用者の意識や業界の慣習などが、法律サービスにおけるICTの利活用促進の障壁となっている状況である。

したがって、法律サービスにおける ICT の利活用を促進するにあたっては、裁判や紛争処理、相談など様々な法律サービスにおいて、種々の手続で ICT の利活用の障壁となっている制度的要因などを抽出したうえで、一連の手続全体で戦略的に ICT を利活用できるようなルールの整備を行うことが喫緊の課題となっており、法律サービスを身近な公的サービスとして定着させるには、基本的なルール整備が必要不可欠である。

(2) 本研究の目的

本実証研究では、様々な法律サービスのなかでも、最も基本的なサービスである「裁判」を取り上げ ICT の利活用を促進するためのルール整備に向けた調査研究を行う。具体的には、「裁判」での ICT の利活用を促進するうえでの障壁となる制度・慣習・社会規範などを明らかにし、それらの障壁を仮想的に緩和した場合の模擬的環境を前提とした実験を実施し、将来的に実環境において規制などの条件変更を検討するさいの留意点や課題などを明らかにする。本研究により、法律サービスにおける ICT 化を促進させるようなルール整備に向けた提言を行うことを目的としたい。

(3) 本研究のプロセス

本実証研究は、以下の手順で進めた。

(A) 実験の前提プロセス

① 法律サービスの理念と現実

国民にとっての法律サービスのあるべき姿を理念として定義した。

② 現行の裁判手続とその課題

現在行われている裁判手続に沿って、実務の内容を洗い出し、課題を明らかにした。

③ 法律サービスの理念実現に向けて

法律サービスの理念の実現に向けた概略を掲げた。

④ 裁判手続における ICT の利活用の方針

現行の裁判手続に対し、法律サービスの理念実現に向けての ICT の利活用について、「裁判手続のオンライン化」、「訴訟記録のデジタル化」、「インターネットを介した法廷空間の拡張（出廷・傍聴）」の3つの観点から、ICTの利用によるメリット、ICTを利活用した裁判手続のあるべき姿を導き出した。

(B) 実験の企画プロセス

① 障壁の特定

本実証研究では、法学研究者と法律実務家の意見や関連書籍からの情報などを集約し、一般的な民事訴訟における訴え提起から判決・和解に至るまでの現行の手続（業務）の流れや手続に関わる主体、必要な書類や手続の内容などについて、整理し、可視化を行い、民事裁判手続で ICT を活用した場合における将来のあるべき手続内容についての検討を行った。そして、これら ICT を利活用した民事訴訟の手続に対し、実社会で実現しようとした場合に考えられる法制度や運用、慣習・文化などの障壁を特定する作業を行った。

なお、裁判手続での ICT の利活用に関する障壁の特定作業においては、主に以下のような観点から、抽出・選別作業を進めた。

- (a) 民事訴訟法、民事訴訟規則などの法令上の規制に関する障壁（法規上の障壁）
- (b) 裁判手続および裁判外紛争解決手続（訴訟外紛争解決手続）などの司法アクセス環境に関する障壁（アクセス上の障壁）
- (c) 裁判および弁護士実務などの実務慣習に関する障壁（実務慣行上の障壁）

② 障壁解消のための方策

そこで特定された障壁を解消するための方策を特定した。

③ 障壁解消のための方策実現にさいしての課題

障壁解消のための方策を実現するうえでの課題を明らかにした。

④ 検証内容の設定

障壁解消のための方策実現にさいしての課題として、実証実験で検証するポイントを設定した。

また、検証は、主に以下の方法により行うこととした。

(a) 実験の中でのデータ収集

各手続にかかる時間、定量的に測定できる検証項目については、設備として用いる各システムの機能を用いて、データを自動収集した。

(b) アンケートやインタビューによる調査の実施

実験のなかで容易に測定できない定性的な検証項目については、アンケート調査もしくはインタビュー調査でデータ収集を行うこととした。

ICT を利活用した裁判手続が実現したさいには、地域住民がその受益者となりうるものが考えられるため、地域住民の意見を収集する方法として、実験を行う福岡地域の住民に ICT を利活用した裁判手続を傍聴のうえ、傍聴後にアンケートに回答してもらうこととした。

一方で、裁判手続に詳しい法学研究者と法律実務家に対しては、制度や実務に関する幅広くより深い意見を収集するため、アンケートに加え、個人に対するインタビュー調査により、意見を収集することとした。

また、本実証実験では、よりリアリティのある模擬裁判を行うことができるように、裁判官等として現場経験をもつコンソーシアムのメンバーが、裁判関係者（裁判官等）の役を担当し、ICT を利活用した模擬裁判手続を体験したうえで、担当者からの意見を収集することとした。

(c) 机上調査

本研究の実験において、予算や時間的な制約からデータを収集することが難しい検証項目については、机上調査により補完することとした。

(C) 実験の準備プロセス

① 実験シナリオの作成

先に検証内容として設定した項目についての検証を行うため、ICT を利活用した模擬裁判の実験シナリオの作成を行った。

この実験シナリオの作成においては、実験のなかで実際の運用に沿った問題点・課題を抽出するために、できるだけリアリティのあるシナリオの作成が望ましいと考え、現場で活躍している弁護士6名が実際に担当した事件をベースにし、実験用に匿名化や調整を行い、シナリオを作成した。

それらについての検討の結果、民事紛争の主要な類型として、以下の3つの事件のシナリオを作成し、実験を行うこととした。

- (a) 訴訟以外の紛争解決手続：労働審判事件（賃金請求事件）
- (b) 民事訴訟手続において判決で終了する事件：土地建物明渡等請求事件
- (c) 民事訴訟手続において和解で終了する事件：建築関係損害賠償請求事件

② 実験設備の構築

本実証研究の前提である、ICT を利活用した裁判手続および裁判外紛争解決手続を実現するための情報システムの検討を行った。

また、実証実験の本番に先立ち、3拠点をつないだ回線接続テストや、実験の流れについて確認する実験リハーサルを実施した。

③ 実演者および傍聴人の確保

ICT を利活用した裁判手続および裁判外紛争解決手続の模擬的な実験を行う実験の実演者および実験の評価者である傍聴人の確保を行った。

まず、実演者について、裁判官役は、裁判官経験者が、弁護士役は、実際の弁護士が担当するなど、実践経験と現場感覚を備えた法律実務家を、適材適所で配役し、よりリアリティのある模擬実験（現実の裁判へ可及的に近接する実証実験）の実現と、事後の現行実務との比較を踏まえた自己評価の実施を目指した。

次に、傍聴人については福岡地域の一般市民や法学研究者と法律実務家(特に、弁護士)に実験を公開し、忌憚のない評価を得ることを目指した。

(D) 実験の実施プロセス

実験は、弁護士らが中心となって作成した実験シナリオに基づき、コンソーシアム・メンバーが中心となり、模擬裁判の演者となって実験を行った。

実験場所としては、九州大学法科大学院法廷教室(福岡市東区箱崎)、九州大学リーガル・クリニック・センター(福岡市中央区赤坂)および南風公民館(福岡県糸島市)という、遠隔地にある3つの施設を用いた。

基本的には、これら3拠点をインターネット回線で接続し、「オンライン訴訟システム」および「サイバー法廷システム」が各拠点で利用できるようにしたうえで、実験を行った。

この実験においては、システムにおいて各種データの収集を行い、かつ、模擬裁判の実演者にインタビューを行うことにより、自己評価としての意見を収集した

また、公開実験においては、一般市民や法律実務家などの協力を得て、アンケート調査やインタビュー調査を行い、第三者評価としての意見を収集した。

(E) 実験の評価プロセス

先に障壁解消のための方策(→B)②)で特定した障壁の条件変更により期待される効果を、実験実施時にアンケートおよびその他の方法を通じて得られたデータや意見などを検証し、実験結果を評価した。

(F) 課題特定および課題解決のための方向性の検討プロセス

実験結果の評価を踏まえ、先に、障壁解消のための方策実現にさいしての課題(→B)③)において設定した条件変更などを行うさいの課題や留意点の特定、ひいては課題解決の方向性について、学術的知見を活用して検討した。

(G) ICT を利活用した「民事訴訟の運用ガイドライン」の検討プロセス

先に述べた実験結果の評価プロセス (→E))、および、課題特定と課題解決のための方向性の検討プロセス (→F)) を踏まえ、ICT を利活用した裁判手続および訴訟外紛争解決手続を実現するためのガイドラインを、手続に沿って検討した。

(H) 国際展開の検討プロセス

実験結果を踏まえ、本実証研究の成果を国際展開するさいの具体的な内容、方法などについて検討した。

(4) 本研究における実験対象

本調査研究における実験対象は、以下の3つの領域とする。

(A) 裁判手続のオンライン化

当事者や訴訟代理人（弁護士）が、裁判所に対してインターネット経由により、訴え提起という訴訟開始の申立てなど、裁判手続に必要な書類の提出や、訴訟記録の閲覧を行う。

また、当事者や訴訟代理人（弁護士）が、裁判所との間で電子メールにより、送達や期日呼出などの通知を受ける。

(B) 訴訟記録のデジタル化

訴訟記録などの情報をデジタルで管理し、裁判所内部で蓄積し共有する。

(C) インターネットを介した法廷空間の拡張（出廷・傍聴）

オンラインでアクセスできる範囲にまで「法廷空間」の概念を広げて遠隔出廷、遠隔傍聴を実施する。

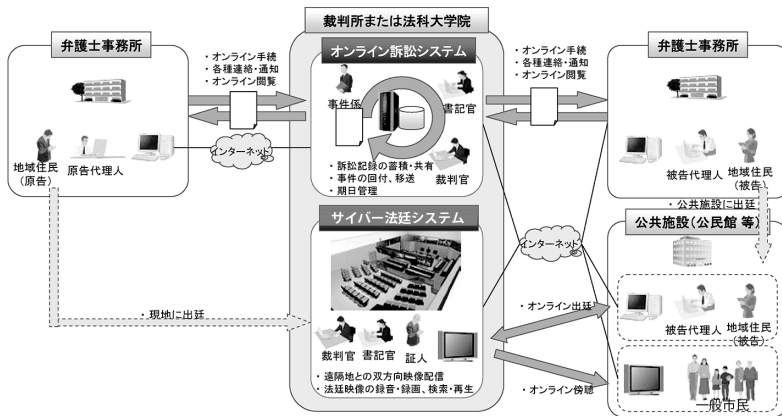
遠隔出廷では、遠隔地などにいる当事者が近隣の公民館などの公共施設などを利用することにより、裁判所に出廷する。

遠隔傍聴では、遠隔地などにいる地域住民が、裁判を傍聴する。

(5) 本研究の設備等

ICT を利活用した裁判手続および訴訟外紛争解決手続の実証実験を行うために、実験設備として、福岡地域の3施設と、それらをインターネットで接続するための2つの情報システムを用意した(→図1)。

図1 実験設備イメージ



(A) 情報システム

本実証研究では、「オンライン訴訟システム」、「サイバー法廷システム」の2つの情報システムを利用して実験を実施した。各情報システムの概要は、表1のとおりである。

表1 実験設備 (情報システム)

項番	情報システム	実験対象	主な機能
1	オンライン訴訟システム	裁判手続全般のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン申立て機能 ・ スケジュール/施設管理機能 ・ 文書ファイリング機能

		訴訟記録の共有	・アクセス制限機能 ・個人認証機能 ・通信暗号化機能 ・証跡管理機能
2	サイバー法廷システム	裁判の遠隔出廷・遠隔傍聴	・ビデオ会議機能

① 「オンライン訴訟システム」

「オンライン訴訟システム」は、裁判手続全般のオンライン化と、訴訟記録の共有化を実現するためのシステムである。この「オンライン訴訟システム」の概要は、以下のとおりである。

(a) 裁判手続全般のオンライン化

「オンライン訴訟システム」は、模擬裁判における当事者もしくは訴訟代理人が、弁護士事務所などから、サイバー空間上の模擬裁判所の窓口に、オンラインでアクセスし、訴状・答弁書・準備書面などの裁判手続に必要な書類の提出・受領や、訴訟記録の閲覧を行うことを可能にするシステムである。また、模擬裁判所から電子メールを送信して、迅速に送達や期日呼出などの通知を受けることもできる。

裁判手続全般のオンライン化という観点での主な機能を以下に示す。

第1 「オンライン申立て機能」

- i IDとパスワードなどの認証情報の発行・通知機能
- ii インターネット経由で書類を受け付ける機能
- iii 電子メールによって必要な通知・連絡を行うことができる機能
- iv 受け付けた書類を担当者に回付する機能

第2 「スケジュール／施設管理機能」

- i 期日のスケジュール管理を行い、適時通知する機能
- ii 施設の使用予約管理を行う機能

(b) 訴訟記録の共有

この「オンライン訴訟システム」は、模擬裁判でやりとりされる訴訟記録

などの情報を、サイバー空間上の模擬裁判所において、電子データの形式で管理し、模擬裁判所内部で即時に蓄積・共有することを可能とするシステムである。

訴訟記録の共有化という観点から、その主な機能について、以下に示す。

第1 文書ファイリング機能

- i 文書をサーバー上でファイリングし、即時に情報共有する機能
- ii 複数の文書を一纏めにしてタイトル管理する機能
- iii 電子メールで受領した文書を自動で受付用フォルダにファイリングできる機能
- iv ファイリングされた文書は、一覧形式で参照できる機能

第2 アクセス制限機能

- i ファイリングされた電子データに対してユーザー毎にアクセス制限を行う機能
- ii ファイリングされた電子データに対するアクセスログ（最終更新者など）の出力機能

(c) 裁判情報の安全性確保

このような「オンライン訴訟システム」は、インターネット経由で流通される情報や模擬裁判所内で共有される情報について、次に述べるような、認証、暗号化、アクセス権限制御、証跡管理などのセキュリティ対策の機能をも有するシステムである。

第1 個人認証機能

これは、システムへのアクセス時における ID とパスワード認証機能である。

第2 通信暗号化機能

これは、インターネット経由で電子データをやり取りするさいの SSL 通信機能である。

第3 証跡管理機能

これは、アクセスログなどを出力・管理する証跡管理機能である。

② 「サイバー法廷システム」

「サイバー法廷システム」は、模擬裁判の遠隔出廷・遠隔傍聴を実現するシステムである。

この「サイバー法廷システム」は、模擬裁判における原告、被告もしくは訴訟代理人（法定代理人、弁護士等）が、公民館などの公共施設と模擬法廷との間の双方向でリアルタイムな映像の送受信により、口頭弁論などの裁判手続に遠隔地から出廷できるシステムである。

また、一般国民が、公民館などの公共施設へのリアルタイムな映像の配信により、模擬裁判を傍聴することができるシステムである。

このような「サイバー法廷システム」の主な機能は、テレビ会議機能であり、PC、ディスプレイ、カメラ、マイク、およびテレビ会議ソフトウェアから構成し、10拠点以上をインターネットで接続して行うテレビ会議機能である。また、H.264のソフトウェア・コーデックを利用した映像圧縮機能をも有する。

(6) 本研究の実施と評価方法

本調査研究は、下記のようなシステムを構築し、実証実験の作業を進めた。実施体制は、おおむね以下のとおりである。

(A) 評価検討委員会

本実証研究では、民事訴訟法および司法アクセスの分野の大学研究者および法律実務家などからなる「評価検討委員会」を設置し、実験の企画、実施、検証などの内容について有識者の意見・評価を求めることにより、より現実の制度や慣習などに即した高質な実験を行うことを目指した（「評価検討委員会」の委員名簿は、略。上記、前注(10)参照）。

(B) 法のライフライン・コンソーシアム

本実証研究は、「法のライフライン・コンソーシアム」を実施主体として

設立し、調査研究を推進した（コンソーシアム関係者名簿は、略。上記、前注(10)参照）。

(C) プロジェクト管理体制

本実証研究の遂行にさいして、適切な進捗管理と情報保護、品質管理を行った。そのために、第1に、プロジェクト全体の実行計画の立案、全体指揮を行うプロジェクト管理者を設置し、第2に、各チームに対し直接指示を出しながら、プロジェクト全体の円滑な作業遂行を調整し進捗管理を行うためのプロジェクト・リーダーを設置し、第3に、本プロジェクトの品質管理、情報保護に関する要領／規定を作成のうえ、各チームの要領／規定遵守の指導、状況の把握を行いながら、品質管理／情報管理を行う品質／情報管理者を設置した。

(D) スケジュール概要

本実証研究の円滑な遂行を行うために、詳細なスケジュールを策定した(詳細は、略。概略として、**図2**を参照)。

(7) 実証実験の概要

(A) 3回の実証実験の実施

① 第1回実験の実施： 2010年1月9日（土） 7：00～17：00

初回の事件内容は、シナリオ1の「労働審判事件（時間外賃金請求事件）」であった。これは、退職した元従業員が、会社に対し、未払残業代の支払を請求する事件である。

この実験の目的は、広義のADR（訴訟外紛争解決手続）における障壁の特定にあった。

② 第2回実験の実施： 2010年1月10日（日） 9：00～17：00

第2回目の事件内容は、シナリオ2の「土地建物明渡等請求事件（終局区分は、判決）」であった。これは、賃貸人が、家賃を滞納している賃借人に

図2 スケジュール概要

	2009年度							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
作業工程	実験企画・準備			実験実施	結果評価	方向性 検討	報告書作成	
進捗会議		▼11/6 第1回	▼12/21 第2回	▼1/6 報道状況報告	▼1/20 第3回	▼2/2	▼3/4 第4回	
評価検討委員会		▼11/14 第1回	▼12/23 第2回			▼2/28 第3回		
コンソシアム定例会	▼10/25 第1回	▼11/28 第2回	▼12/19 第3回	▼1/9 第4回	▼1/23 第5回	▼2/16 第6回	▼3/11 第7回	
システム定例会		▼11/25 第1回	▼12/3 第2回	▼12/20 第3回	▼1/6 第4回	▼1/10 第5回	▼1/14 第6回	▼1/24 第7回
実験実施		▼11/28 接続試験	▼12/19 リハーサル	▼1/9-10 第1回	▼1/23-24 第2回			
オンライン訴訟 システム開発・運用		システム開発		システム 運用支援	運用報告			
サイバー法廷 システム開発・運用		システム開発		システム 運用支援	運用報告			
プロジェクト管理	プロジェクト管理							

対して、滞納している賃料を請求する事件であり、一時的に減額した家賃の額を元に戻すという内容も含まれている。

この実験の目的は、判決で終了する訴訟事件における障壁の特定にあった。

③ 第3回実験の実施： 2010年1月23日（土） 7：00～17：00

第3回目の事件内容は、シナリオ3の「建築関係損害賠償請求事件（終局区分は、和解）」であった。これは、新築後10年間にわたり雨漏りが続き、新築時の建築会社で何度も修理を実施したが、雨漏りがやまなかったことから、別の建築会社に雨漏りの補修を依頼し、そこでかかった費用を新築時の建築会社に請求するという事案であった。

この実験の目的は、訴訟上の和解で終了する訴訟事件における障壁の特定にあった。

(B) 実証実験の評価の概要

本実証実験を通じて、各種のデータ収集を行った。

① 調査仕様

本実証研究において、法規制などの障壁および障壁の条件変更によって期待される効果など（以下、障壁および効果という。）の検証・評価作業を行うにさいして、これに資するデータなどを実験のなかから入手するため、第1～3回実験においてデータ収集を実施した。

そこでの基本的な考え方は、第1に、障壁および効果に関する検証項目と検証方法に即していること、第2に、すでに整理済みの障壁および効果に関する検証項目および検証方法のなかで、検証方法として採すべきであると整理された検証項目に即して、データを収集することであった（→表2）。

表2 収集データと収集方法

No	収集データ	収集方法
1	各手続にかかる時間	オンライン訴訟システム、サイバー法廷システムにおいて操作毎に自動記録される操作ログを収集
2	通信回線の状況	サイバー法廷システム利用時の通信回線の帯域をツールを用いて測定

その内容については、第1～3回実験での実験データを調査対象とし、システムにより自動記録されるログを自動採取するという調査手法を用いた。

② 結果概要

データ収集の結果概要については、現在の運用に較べ、時間的な短縮が図られていることを、データからも看取することができた。詳細については、後述したい。

各種アンケート調査なども行ったが、これらについても、詳細は後述したい。

三 本実証研究の内容

1 本実証研究の前提

(1) 法律サービスの理念と現実

本実証研究では、まず、法律サービスにおける理念と現実とが乖離している現在の状況を踏まえ、その解決策としてICTの利活用を推進し、司法・裁判手続をどのようにICT化すべきかを特定する。そのうえで、ICT化を行うさいの障壁と障壁解消のための方策を設定し、方策実現にさいしての課題を抽出して、課題解決の方向性を導き出すための実証実験を行う。

(A) 地域における生活必需サービス（ライフライン）としての司法

たとえば医療や教育など、社会生活の様々な公共サービスと同様に、地域における個人と個人、個人と社会の関係などの調整を行う司法は、日常に欠かせない生活必需のサービスであり、それは、人が社会生活を営むうえで「ライフライン」ともいえる存在である。現在、深刻な経済不況のなかで、さまざまな労働問題、多重債務問題、福祉問題、高齢化問題など、国民を取り巻く社会問題は少なくないが、このような社会問題のなかに法律問題が潜んでいることはしばしばあり、医療等の公共サービスと同様に、法律サービスが地域住民の日常生活を下支えする生活必需サービス、すなわちライフラインとして、提供されるべきであると考えられる。

しかし、現実には、地域によっては弁護士や司法書士などの法律実務家が少ないために、住民が法的な助言・援助等のサービスを受けられない「司法過疎」の問題が深刻化しており、また、法律サービスに対するニーズへの対応が十分でないこともある。その点については、都市部といわゆる過疎等の地方との間に基本的な差異はないとも考えられ、現在、地域を問わず、より充実した法律サービスが求められていると考えられる。

(B) 司法の基幹的制度である裁判

法律サービスの分野としては、たとえば、法律相談、ADR、裁判等のサービスが考えられる。このなかで、一方で、「裁判＝訴訟」は基幹的な制度であるものの、他方で、地域住民にとって、それは敷居が高く、必ずしも身近なものではないように思われる。しかし、本来誰に対しても「裁判を受ける権利（憲法32条）」は保障されており、また、裁判員裁判の制度に代表されるように、今後ますます国民により開かれた裁判が求められる状況となっている。

したがって、日本国中のどの地域にいても、地域住民自身や、地域住民を支援する弁護士や司法書士などが、裁判をより容易に利用できるようにし、裁判が地域とそこでの生活に密着したものとなることが重要な課題であると考えられる。

(2) 現在の民事訴訟手続とその課題

そこで、現行の民事訴訟における裁判手続はどのように行われているのかについて、その基本的な手続を示し（→**図3**）、次に、その手続で、どのように書類（書面）などが用いられているかについて、一覧表で示すと、後掲のとおりとなる（→**表3**）。以下にみるように、現行の民事訴訟手続においては、いわば「法廷中心主義（裁判所中心主義）」、「書面中心主義」となっていることが明らかである。

まず、「法廷中心主義」においては、訴訟上の活動をするときには裁判所に出向くことが原則となっており、裁判所中心主義ともいうことができ、たとえば、離島や農山漁村など、裁判所が身近にない地域の場合には、裁判所に出向くこと自体が大きなアクセス障害になっていると考えられる。

次に、「書面中心主義」とは、当事者の訴訟行為をいったんは書面の形式にしたうえで、手続を進めていくやり方である。書面は、多くが法規に規定されたものであり、様式などにも制約があり、それを作成するという行為自体が、一般市民にとっては負担となることが考えられる。

図3 現行の民事訴訟手続のフロー

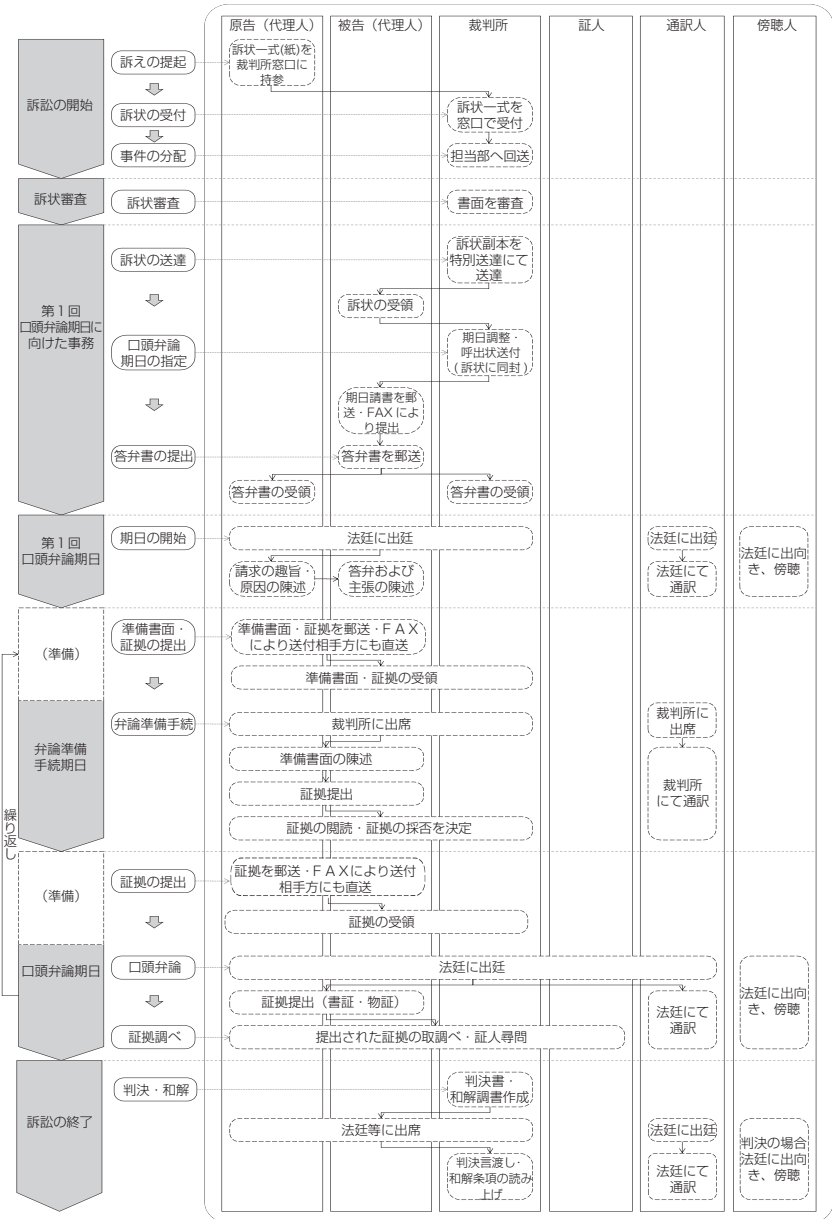


表 3 現行の民事訴訟手続関係の書面と実務

訴訟手続		関係書類等	現行実務の内容
①訴訟の開始	訴えの提起	訴状一式	原告は、書面（訴状一式）を裁判所に持参または郵送して提出する。
	訴状の受付	訴状一式	裁判所事件係が、訴状一式を窓口で受け付ける。
	事件の分配	記録の表紙等	事件担当部を決定し、事件の分配（訴状一式の回送）を行う。
②訴状審査	訴状審査	訴状一式	訴状を審査する。
③第1回口頭弁論期日に向けた事務	訴状の送達～受領	訴状一式 送達の記録	裁判所は、訴状副本を特別送達により送達する。被告は、特別送達により送達された訴状を受領する。
	口頭弁論期日の指定	呼出状 期日請書	第1回口頭弁論期日の日程調整を行い、被告へ呼出状を送付する。 (期日請書の提出を要する場合もある。)
	答弁書の提出～受領	答弁書	答弁書を裁判所および原告へ郵送する。
④第1回口頭弁論期日	期日の開始	訴訟記録	代理人および必要に応じて当事者本人が法廷に出廷する。通訳が必要な場合には、通訳人も法廷に出廷する。 傍聴は、法廷に向いて行う。
⑤弁論準備手続期日(準備)	準備書面・証拠の提出～受領	準備書面 証拠	準備書面・証拠を郵送・FAXにより裁判所および相手方に送付する。
⑥弁論準備手続期日	弁論準備手続	訴訟記録 証拠	代理人および必要に応じて当事者本人は裁判所（準備手続室）に出席する。通訳が必要な場合、通訳人も裁判所（準備手続室）に出席する。
⑦口頭弁論期日(準備)	証拠の提出～受領	証拠	証拠を郵送・FAXにより裁判所および相手方に送付する。
⑧口頭弁論期日	口頭弁論	訴訟記録 証拠	代理人および必要に応じて当事者本人が法廷に出廷する。尋問を行う場合、尋問の対象となる当事者本人・証人は法廷またはテレビ会議システムを有する遠隔裁判所に出廷する。通訳が必要な場合、通訳人も法廷に出廷する。 傍聴は、法廷に向いて行う。
	証拠調べ	証拠	提出された証拠の取調べ、人証調べを行う。
⑨訴訟の終了	判決・和解	判決書・ 和解調書	裁判官により判決書・和解調書が作成される。判決・和解の期日においては、代理人および必要に応じて当事者本人が法廷に出廷する。通訳が必要な場合、通訳人も法廷に出廷する。 傍聴は、法廷に向いて行う。

一般に、裁判所においても、訴訟行為をすべて書面化すること自体に、一定の時間を要する。たとえば、証人尋問調書や当事者尋問調書の作成における録音データの反訳料などのコストもかかり、紙媒体というインターフェイスに限られるため、情報共有にも制約が生じる。特定の情報に基づく判断においても、紙媒体に書かれたものがもととなるため、判断支援のソフトウェアなどを活用することも制限されている。しかも、訴訟記録を紙媒体で管理するには、保管コストが膨大になる。

(3) 法律サービスの理念の実現に向けて (ICT の利活用の推進)

ICT は、いつでもどこでも誰でも公共サービスにアクセスできるようにする点、および、利用者とサービス提供者の間のコミュニケーションを円滑化するという点で有効である。一般に、ICT 化されたサービスは非常に利便性が高く、サービス提供の迅速化やコスト削減も可能となる。したがって、現在 ICT を用いた公的サービスのインフラ整備が注目されているが、医療や教育などの他の公共サービスに比べ、法律サービスにおける ICT 利活用は著しく遅れているのが現状である。これは、現行の民事裁判（民事訴訟）の法制度上の制約や、裁判所への物理的なアクセス、各手続における文字および紙媒体への集約が前提とされていることなどが、大きな障壁となっていることが考えられる。

しかし、これらの障壁を解消して、「裁判＝訴訟」のサービスに対し ICT を最大限に利活用して「安心・安全な暮らしをまもる法のライフライン」を構築することができれば、物理的なアクセスの点において不便な環境にある地域も含め、地域住民の「裁判＝訴訟」へのアクセスの改善、市民と裁判所の双方向コミュニケーションの充実化などの課題に対し、大きな効果が得られると考えられる。その目的は、詰まるところ「地域住民の日常生活に溶け込み、市民の日常生活をサポートする司法を実現すること」である。

(4) 民事訴訟手続における ICT の利活用の基本方針

(A) ICT の利活用の基本方針

現行の民事訴訟手続に対し、上記諸問題を解決し、法律サービスの理念を実現するために、どのように ICT を利用し活用するかについて、本実証実験では、以下の3つの観点から検討を加えた。

① 民事訴訟手続のオンライン化

元来、民事訴訟手続は、広い意味での情報処理手続（情報の交換、コミュニケーションおよび法的判断のための手続）であり、ICT 化、とりわけ情報交換のオンライン化に強い親和性をもつ。ここでは、特にオンライン上で裁判資料（訴訟資料・証拠資料）の提出や、訴訟記録などの閲覧・管理などの情報共有を可能にする ICT の導入を意味している。その効用は、情報の自動処理の可能性を広げ、情報の伝送・保存コストを大幅に減少させ、多様なインターフェイスからの入出力を可能にするなど、多岐に及ぶことになる。

そのなかでも、特に簡易で安価なオンライン・システムによって、民事訴訟手続にアクセスし、手続を利用することができることは、制度利用者である国民にとって大きな意義をもつ。すなわち、オンライン上で民事訴訟手続などの裁判手続を利用できる基盤を整えることによって、国民がインターネットなどをを用いた簡易な方法で司法制度へとアクセスし、民事訴訟を追行し、最終的に自己の権利利益を実効的に保護することがより容易となる。オンライン・システムは、国民の司法アクセスの拡充、手続支援および法的救済に資する大きな可能性をもっており、司法制度改革審議会の前記『意見書』が指摘する「利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある」裁判所を国民が利用するための強力なツールとなり得ると考えられる。

また、法廷空間への ICT 導入にさいしても、遠隔法廷での弁論を充実・実効化させるためには、オンライン上で訴訟記録・訴訟資料を共有できるシステムの存在は不可欠である。民事訴訟手続のオンライン化は、裁判手続全般への ICT 導入にとって不可分の要素であり、法廷空間への ICT の導入と併せて推進されるべきである。

② 訴訟記録のデジタル化

訴訟記録とは、訴状、答弁書、その他の準備書面、口頭弁論調書、裁判書（判決書等）の原本など、1件の訴訟事件に関し作成された書面が綴じられたものであり、裁判所が保存しておかなければならない一切の書類が編綴されたものを意味する。この訴訟記録は、現在、紙媒体での帳簿として作成されている。

裁判所における訴訟記録のデジタル化と、それに付随するペーパーレス化は、ICTの導入にとって不可避の課題であると同時に、裁判所にとっても、喫緊の課題である。情報のデジタル化の効用は、情報処理の自動化、情報管理の効率化、保存コストの減少など、多岐に及ぶ。現在、法律分野でも、すでに登記・債権・株式など、いくつかの特定の法領域においては、情報のデジタル化が進んでおり、司法制度全体も、基本的には同様の方向を目指すべきであろう。

また、法廷空間へのICTの導入においても、遠隔出廷や遠隔尋問を行うにあたり、動画等の電子情報による訴訟記録が予定され、これを適切に処理・管理するためにも、訴訟記録の電子化は不可欠である。

同様に、民事訴訟手続のオンライン化を実効的なものとするためには、裁判所内や裁判手続内で流通するすべての情報をデジタル化し、オンライン・システム上で流通させる必要がある。その意味で、訴訟記録の全面的なデジタル化は、裁判手続の全面的なオンライン化を実現させるための必要条件であるといえるであろう。

なお、一般に考えた場合に、ICTの導入の過渡期においてみられがちな紙媒体とデジタル情報の混在は、かえって実務を煩雑化させ、制度のコストを増大させる結果となることから、このような状態は、極力適切に回避しなければならない。この点、現行実務においても、すでに、裁判所内では訴訟記録のほとんどすべてがPCなどで作成されており、訴訟記録のほとんどについて、デジタル情報は、すでに存在するといえる。したがって、問題は、デジタル情報を訴訟記録の原本として承認し、裁判手続の全局面において、こ

れを原本として作成・管理・閲覧・保存することが可能か否かにあると考えられる。

また、裁判所にとっては、訴訟記録の保存も大きな問題である。法の世界において過去の裁判資料は、歴史的・学問的な価値が高いだけではなく、先の『意見書』の指摘を借りれば「公共性の空間」における一期一会的な当事者間のやりとりの凝縮形態としての存在価値や法情報としての先例的価値もある。それゆえ、安易な廃棄は許されないはずである。現在、判決原本については（判決原本のみについてであるが）、学界でも永久保存の動きが高まっている。

この点に関して、たとえば、すでにアメリカ合衆国では、複数の州で、訴訟記録の保存のためのスペースコストの問題を解決するために、訴訟記録のペーパーレス化が進んでいる。シンガポールにおいても、同様な動きがみられる。日本においても、このような取組みを本格化させる必要性は高い。裁判書を含む訴訟記録の電子化は、その保存に関する課題を、一挙に解決する可能性を有するのである。

③ インターネットを介した法廷空間等の拡張（出廷・傍聴等）

民事訴訟手続におけるテレビ会議システム・電話会議を中心とする ICT の利用は、日本においても徐々に進められている。しかしながら、実務サイドの受け止め方としては、これらの ICT の利用は、なお例外的なものにとらえられている。

通常の民事訴訟手続においても、離島や農山漁村など、裁判所までのアクセスが不便な場所に住む利用者（当然、企業や個人事業所も含む。）にとって、ICT のより一層の活用は、国民に対するサービスとしての司法の利便性の向上のために不可欠である。一般に日本人は争いごとを忌避する傾向にあり、司法による解決を望まないなどといった見方も示されることがあるが、それ以前の問題として、「二割司法」や「国民の司法離れ」などと揶揄されるように、現状において、利用しやすい法律サービスが国民の間に十分に行き渡っているとはいえないように思われる。民事紛争（それに気づくことも大切

であるが)を抱えた国民が、最も公正な民事紛争解決手続である裁判を使いやすくするために、より多くの地点から、より多くの人や企業が、遠隔裁判を利用できるようにすることが必要である。

(B) ICTの利活用によるメリット

① 裁判手続のオンライン化について

(a) 当事者等の利点

当事者の裁判所への申立てにかかる費用・時間・労力が軽減される。具体的には、通常のインターネットの利用料金のみで、裁判所に対する申立て、主張立証その他の一切の訴訟行為を行うことにより、たとえば、以下のような効果が期待できるであろう。

- i 予納郵券：6400円程度（東京地方裁判所での基準） → ゼロ（ただし、被告に対する訴状などの送達まで含んだ場合）
- ii 送達等の時間：1回あたり数日～数週間 → ゼロ（ただし、被告に対する訴状などの送達まで含んだ場合）
- iii 期日間の資料送付費用：事件規模にもよるが、たとえば中規模事件で1万円程度 → ゼロ
- iv 訴訟記録閲覧のための交通費：当事者の居所に依存するが → ゼロ
- v 訴訟記録閲覧のための所要時間：当事者の居所に依存するが → ゼロ

(b) 裁判所の利点

一般に、裁判所の申立てなどの受付事務、および、当事者への通知業務などにかかるコストが削減される。裁判所の上記業務にかかる事務負担において、時間や労力の面での削減が可能になり、また、通知業務をオンライン上で完結させることにより、費用をゼロに削減することが想定される。

また、訴訟記録・裁判資料の管理・閲覧を、オンライン上で統一的行うことができる。一般に、裁判資料や訴訟記録の所在場所いかに制約される

ことなく、リアルタイムに、裁判所の内外を問わず、しかも、審級の違いをも超えて、訴訟記録・裁判資料の共有化・利用が可能になるという効果が期待できる。

② 訴訟記録のデジタル化

(a) 当事者の利点

当事者にとって、裁判で利用する一切の資料をデジタル化できるようになるために、現行法下ではいったん書面化しなければならないことにもなる時間・コストを削減することができる。

現在は、すべての訴訟資料を紙媒体で提出することが前提となっているために、電子情報として作成された書面でも、いったんは印刷（プリント・アウト）し、裁判所への提出用に整えて、送るための手間・コストがかかっている。デジタル化によって、紙媒体で提出するために要する手間・コストをゼロに削減することができる。

(b) 裁判所の利点

裁判所にとって、訴訟記録を紙媒体で作成するコストをゼロに削減できるほか、一定の書面については、「オンライン訴訟システム」の機能を使って、情報の作成作業自体を不要にすることができる。裁判所の作成する書面や口頭弁論調書などを音声・画像等を活用してデジタル化することによって、紙媒体による調書作成のために要する膨大な時間・コストをゼロに削減することができる。

それに加えて、裁判所書記官が作成する訴訟管理のための各種書面は、「オンライン訴訟システム」の機能を使って、これに相当する情報を自動作成することも可能になるであろう。

また、裁判所の検証による証拠調べの対象を除く、すべての裁判記録をデジタル情報にすることにより、訴訟記録の保存コスト（特に、保存場所を確保するコスト）を大幅に低減させ、全事件の裁判記録の永年保存を可能とする基盤が確保できる。

現在の日本だけでなく、諸外国においても、紙媒体による訴訟記録の保管

にとまなう膨大なコストは大きな問題となっている。また、そのコストゆえに訴訟記録の永年保存も不可能とされている。訴訟記録のデジタル化は、それらの問題を容易に解決することになるであろう。

なお、訴訟記録の全面的なデジタル化は、訴訟記録の検索や訴訟記録の自動解析などに道を開く基盤ともなりえるであろう。ただし、今回の実証実験では、これらに関する実証研究は、将来の課題とした。

③ インターネットを介した法廷空間等の拡張（出廷・傍聴）

(a) 身近な裁判の実現等

裁判所における法廷がインターネットを通じて拡張されることにより、裁判が日常的なものになり、法の支配が社会全体に行きわたるとともに、国際化の要請にも応えられるようになる。

インターネットを介した法廷空間の拡張は、裁判を日常の光景にすることになる。司法を飛躍的に身近な存在にすることによって、社会における遵法精神を向上させ、国民が司法によって日常生活をサポートされていると実感できるようになるであろう。つまり、「法のセイフティネット」の認識である。

なお、国際化との関連では、言葉（言語）の壁を克服する必要がある。遠隔地の通訳人が法廷に出席することを可能とすることによって、適切な通訳人の確保、法廷通訳にかかるコストの削減、業務効率の向上も可能になるであろう。特に様々な外国語について、充実した通訳サービスによる迅速で的確なサポートが可能となるであろう。

(b) 当事者の利点

当事者が、費用・時間・労力をかけることなく、法廷など裁判所で行われる各種の手續に参加することが可能となる。たとえば、費用削減に関しては、裁判所に出廷するための旅費や、ISDN回線を用いたテレビ会議システムの通信料が削減されるであろう。

(c) 傍聴の便宜

地域住民が裁判の傍聴を行いやすくなる。地域住民が、公民館やその他の公共施設で、サイバー空間にある法廷に気軽に参加し、法廷における地域社

会の紛争解決や法的救済、ひいては、地域生活のルール作りを、緊張感と参加意識をもって、リアルタイムで体感できるであろう。

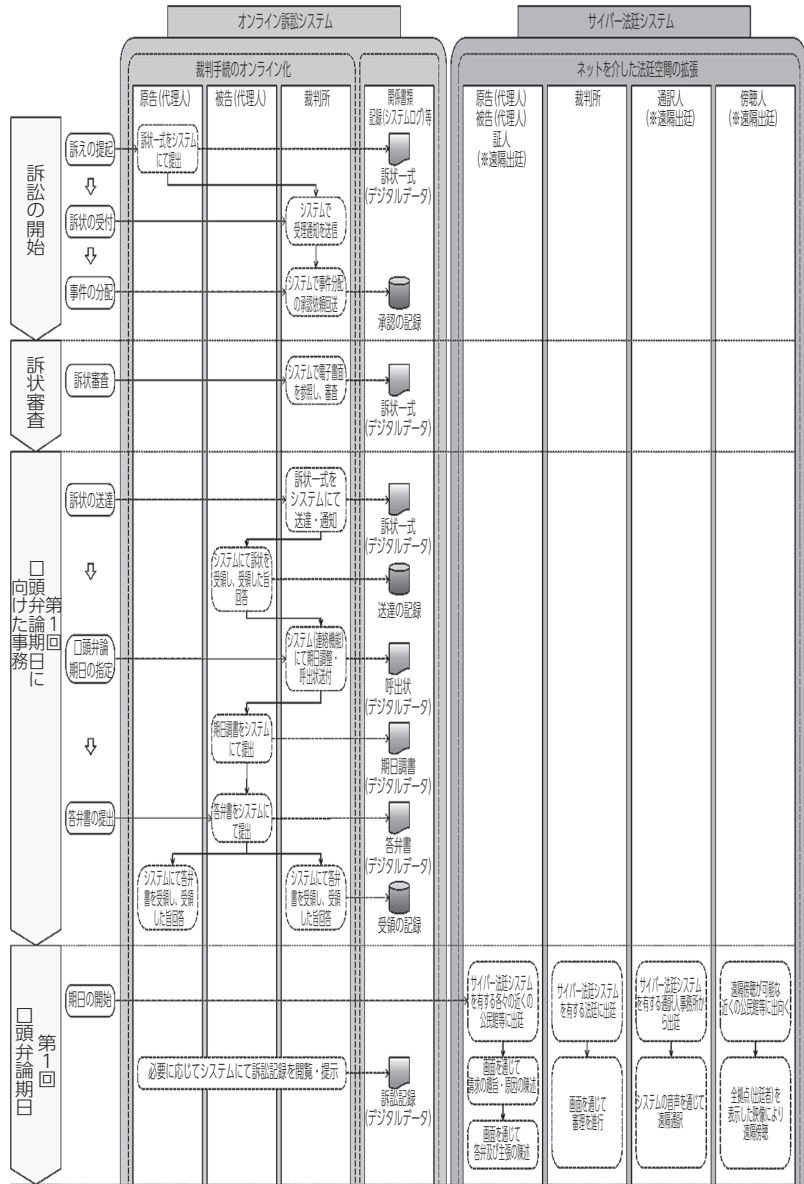
(C) ICT を利活用した裁判手続のあるべき姿

以上で述べた ICT 利活用の基本方針に基づき、一般的な民事訴訟において ICT を利活用した民事訴訟手続のフローを、以下のように設定した。

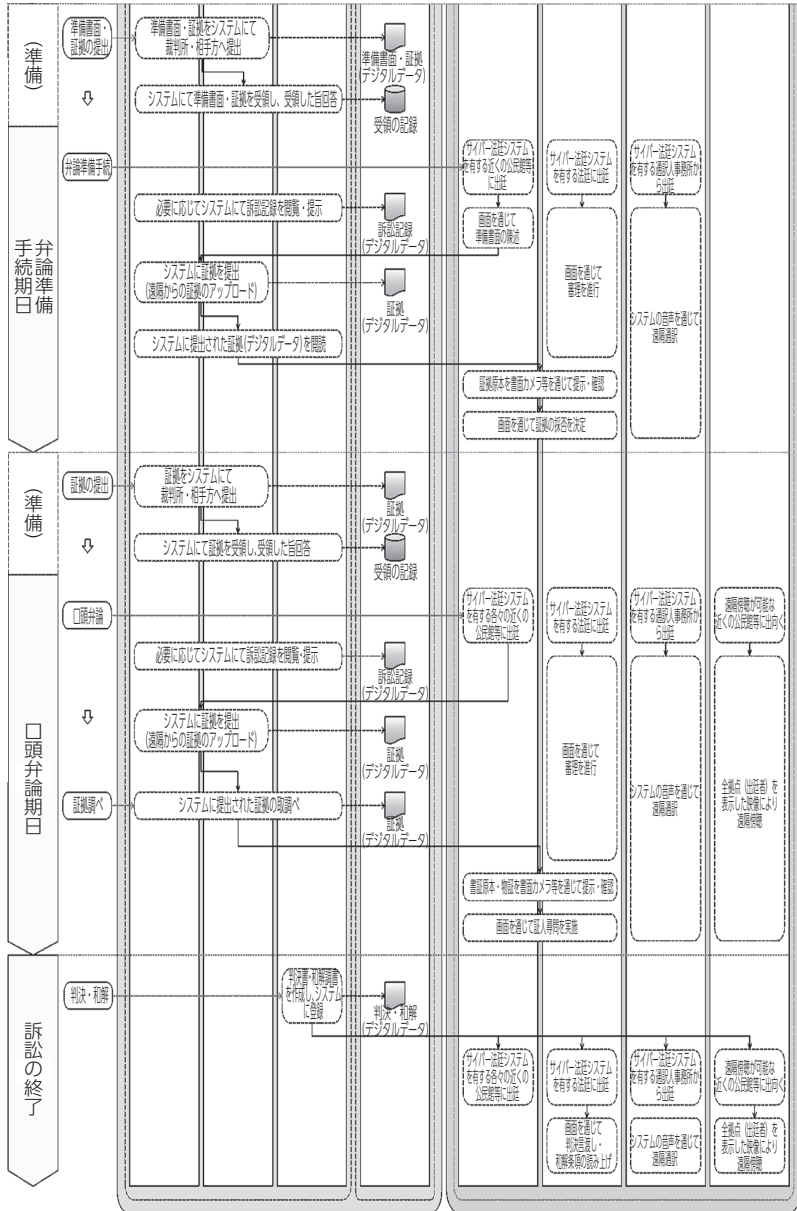
なお、本実証実験においては、裁判手続のオンライン化およびそれに付随する訴訟記録のデジタル化を実現するシステムを、これまで本稿で用いているように、「オンライン訴訟システム」と、インターネットを介した法廷空間の拡張を実現するシステムを、「サイバー法廷システム」と、それぞれ名付けることとした（以下では、「オンライン訴訟システム」に関しては、分かりやすさなどにも配慮して、「オンライン申立てのシステム」などと表記している場合もある。それも、「オンライン訴訟システム」の要素である。

→図4、表4）。

図4 ICT を利活用した民事訴訟手続のフロー



(次頁に続く)



以下に、ICT を利活用した裁判手続の概要を示すこととしたい。なお、一定の行為については、本人認証やセキュリティの側面から考えて、ICT 化については慎重にその方策を検討し工夫する必要がある。

表4 ICT を利活用した裁判手続の概要

民事訴訟手続		手続の オンライン化	訴訟記録の デジタル化	ネットを介した 法廷空間の拡張
① 訴えの提起 (*1)	訴えの提起	○	訴状一式	-
	訴状の受付	○ (自動化)	-	-
	事件の分配	○	記録の表紙等 分配承認の記録	-
② 訴状審査	訴状審査	○ (電子書面を参照)	訴状一式	-
③ 第1回口 頭弁論期日 に向けた事 務 (*2)	訴状の送達～受領	○	訴状一式 送達の記録	-
	口頭弁論期日の指 定	○	呼出状 期日請書	-
	答弁書の提出～受 領	○	答弁書 送付の記録	-
④ 第1回口 頭弁論期日 (*3)	期日の開始	○ (訴訟記録の閲覧・ 提示)	訴訟記録	○ (遠隔出廷・遠隔 通訳・遠隔傍聴)
⑤ 弁論準備 手続期日の 準備 (*4)	準備書面・証拠の 提出～受領	○	準備書面 証拠 送付の記録	-
⑥ 弁論準備 手続期日 (*3)	弁論準備手続	○ (訴訟記録の閲覧・ 提示、証拠の遠隔 提出)	訴訟記録 証拠	○ (遠隔出廷・遠隔 通訳)
⑦ 口頭弁論 期日の準備 (*4)	証拠の提出～受領	○	証拠 送付の記録	-
⑧ 口頭弁論 期日 (*3)	口頭弁論	○ (訴訟記録の閲覧・ 提示、証拠の遠隔 提出)	訴訟記録 証拠	○ (遠隔出廷・遠隔 通訳・遠隔傍聴)
	証拠調べ	○	証拠	○ (遠隔での尋問)
⑨ 訴訟の終 了等 (*5)	判決・和解	○	判決書・和解調書	○ (遠隔出廷・遠隔 通訳・遠隔傍聴)

(*1)～(*5)については、次頁以下の【補足説明】を参照。

【補足説明】**(＊1) 「① 訴えの提起」について**

(裁判手続のオンライン化)

手続開始部分のオンライン化は、特に制度利用者である当事者にとって、司法アクセスの拡充という点で大きな意味をもつ。なお、訴状の受付・事件の分配を ICT で支援することは、裁判所事務負担の軽減が期待できる。

(訴訟記録のデジタル化)

訴訟の開始・中止・終了を行う当事者の申立てについて、書面に関していかなるかたちで真正性を担保すべきかが検証課題となる。特に、訴訟の開始を意味する訴状をデジタル化するさいに、電子署名等を要求することは、当事者の司法アクセスにとって高いハードルとなり得る。この点については、訴訟制度上必要なセキュリティの確保か、それとも、過剰なセキュリティ対策による司法アクセスの障壁化かのいずれに軸足を置くかを、検証する必要がある。

事件の分配においては、いわゆる一件記録の表紙など、従来は裁判所書記官が作成していた訴訟記録のうち、どの程度までを ICT 化により自動化・代替化できるかが検証課題となる。

(＊2) 「③ 第1回口頭弁論期日に向けた準備」について

(裁判手続のオンライン化)

訴状等の送達は、裁判手続のなかでも時間・手間を要する部分であり、送達のオンライン化は、手続全体の費用・コストを大幅に軽減させるであろう。しかし、ICT の利用環境が保障されない被告の裁判を受ける権利を侵害するおそれもあることから、この点のオンライン化が可能か否かについて、検証がなされなければならない。また、裁判所の法廷管理システムなどと連携することにより、法廷などの司法資源（裁判所の設備など）のより効率的な管理が行われることが望ましいであろう。

なお、被告の答弁書提出のオンライン化は、原告にとっての訴状提出のオンライン化と同様の重大な意義をもつ。

(訴訟記録のデジタル化)

従来郵送によった通知のうち、どの程度までを ICT 化後のシステムの通知機能や電子メールで代替できるかが、検証課題となる。

(＊3) 「④・⑥・⑧ 口頭弁論等の期日」について

(裁判手続のオンライン化)

口頭弁論の期日内においても、自らの事件の訴訟記録全体を PC 上で参照できることにより、紙媒体での裁判資料の作成・運搬・管理などの費用・時間・労力を、大幅に削減することが期待できる。

(訴訟記録のデジタル化)

各種調書などに要求される裁判官の署名押印を、デジタルによっていかに代替するかも問題となる。

(インターネットを介した法廷空間の拡張)

法廷で行われるすべての訴訟活動をサイバー空間上の法廷で行うことができるようにすることで、法廷に期待される機能を、費用や距離の制約を受けことなく、飛躍的に拡充することが可能となる。なお、証人尋問など、従来法廷でのフェイス・トゥ・フェイスで行われていたことが、ICT の利用下でも実務的な要請に応えられるだけの質を確保できるかなども、検証の課題となる。インターネットを介した遠隔傍聴でも、臨場感ある傍聴体験をすることができる

かどうか、検証の課題である。

(※4) 「⑤⑦ 期日間の準備」について

(裁判手続のオンライン化)

期日間の準備において、両当事者が主張・立証のための裁判資料をオンラインで提出できるようになることにより、裁判所への郵送の費用・時間・労力を大幅に削減することができ、現行実務において用いられるファクシミリでの直送に代えて、合理的なセキュリティを保ちつつ費用を最少化することが期待できる。

また、準備のために必要な自らの事件の訴訟記録を、オンラインで閲覧できるようになることにより、裁判所に赴き・書面を閲覧し、有料でコピーをとる費用・時間・労力が、すべて削減できる。

「オンライン訴訟システム」、とりわけその申立てのシステムの利用と併せて、電子メールなどによる簡易な通知を行うことにより、通信費用を削減することも期待できる。

(訴訟記録のデジタル化)

当事者が行う主張について、いかに真正性を付与すべきかが検証課題となる。

また、証拠をデジタル化するさいに、どの程度の精度を保証すべきか、いかなる形式で真正性を担保すべきか、さらに、いわゆる「原本に代えた写しの提出」とデジタル化した書証との関係が、検証課題となる。

(※5) 「⑨ 訴訟の終了等」について

(訴訟記録のデジタル化)

判決書に要求される裁判官の署名押印を、デジタルでいかに代替するかが問題となる。

なお、その他、訴訟の中止や終了に関する行為、および、代理権証明などの書面の提出をいかに行うかも、課題となる。

(裁判手続のオンライン化)

訴えの取下げ、請求の放棄・認諾などによる裁判手続の終了も、他の申立てと同様にオンライン化の対象となり得る。しかし、重大な効果をもたらす訴訟行為をオンラインのみで完結させてよいかは、検討すべき課題である。

また、重要な事項についての書面提出のうち、特に本人認証に関する書面の提出についても、オンラインで行うことができるか否か、検証課題となる。

(5) 対象手続の特定

本実証実験で対象とする民事訴訟手続の種類について、以下の目的・理由に基づき、3つに特定した。なお、各実験シナリオは、前述の「ICTを利活用した裁判手続フロー」に沿って、訴え提起から訴訟の終了までを行う。

(A) 実験シナリオ1：労働審判事件（時間外賃金請求事件）

これは、簡易な裁判手続であるが、訴訟外紛争解決手続（ADR）において、手続のICT化が有効であるかどうかを検証することを目的とする。なお、

労働審判事件を選定した理由として、以下の諸点が挙げられる。

まず、賃金不払等の個別労働関係事件が社会問題となっており、国民にとって身近な紛争類型である。

次に、労働者側にとって、土地管轄が重要な問題となり得るため、オンライン化や審判廷空間の拡張が、大きな意味をもつ。

また、労働審判制度は、2006年（平成18年）4月から開始し、裁判所において、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、原則として3回以内の期日で、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、一連の司法制度改革のなかでもめざましい成果をあげた新規の計画審理手続であることによる。

さらに、その制度設計のさいに、期日の上限が決められたり、労使関係に精通した労働審判員と、法曹として公正に扱うことができると考えられる労働審判官（裁判官）による手続構成にしたりするなど、国民にとって使いやすい手続となるように意識されており、ICTの活用によって、より一層使いやすさが向上することが制度上求められていると考えられるからである。

なお、本実証事件時には、労働審判申立件数が増加傾向にあった。

(B) 実験シナリオ2：土地建物明渡等請求事件（判決で終了する事件）

実際に裁判所に申し立てられる訴訟事件のうち、件数が比較的多いと考えられる小規模の通常訴訟事件を想定し、ICT化が有効であるか否かを検証することを目的とする。なお、この類型の事件を選定した理由は、以下のとおりである。

まず、建物明渡請求事件は、国民の生活の基本的インフラである住居を確保するものとして重要であるという側面もあり、特に近年、いわゆる「追い出し屋」などの暗躍によって深刻な社会問題となっており、国民にとっても大きな意義がある紛争類型である。

次に、民事訴訟手続にとっても、貸金返還請求事件と並んで、小規模事件としては最も典型的な事件類型と考えられる。

また、建物を目的とする訴えは、本実証実験時には、申立事件件数が増加傾向にあった。なお、審理期間についても2月以内のものが最も多かった。

(C) 実験シナリオ3:建築関係損害賠償請求事件(和解で終了する事件)

当事者間に争いある事件のうち、平均的な規模の事件を想定し、ICT化が有効であるかどうかを検証することを目的とする。なお、この種の事件を選定した理由は、以下のとおりである。

まず、建築の瑕疵をめぐる事件は、身近であっても専門性が高い事件(専門訴訟事件)とされており、一般的には判断が困難で事件解決にも長時間を要するとともに、当事者にとっても疎外感を感じやすい事件と考えられる。このような事件を手軽にわかりやすく当事者が主体性をもって処理できるようにするために、現在、その手続的な工夫が強くとめられていると考えられる。

次に、金銭を目的とする訴えのうち、建築瑕疵による損害賠償請求は、件数は通常訴訟件数全体の1%未満であるが、審理期間としては2年程度が一番多く、長期化傾向のある複雑な事件が多いと考えられるからである。

2 本実証研究の企画

(1) 概要

本実証実験では、裁判手続におけるICT利活用の方針として、次の3つの観点を挙げる。

- ① 手続のオンライン化 現在の民事訴訟手続では実現されていない手続過程の全面的なオンライン化
- ② 訴訟記録のデジタル化 紙媒体での作成・管理・保存が自明となっている訴訟記録についての全面的なデジタル化
- ③ インターネットを通じた出廷 公民館などの地域に密着した場所から、インターネットを通じて、遠隔出廷や遠隔傍聴を可能にする法廷

空間の拡張

これらを実現するにさいして、その実現を阻む障壁を、「法規制・司法アクセス・訴訟実務」の3点から特定し、障壁解消のための方策の設定とその実現にさいしての課題の抽出を行う。そして、抽出された課題および ICT の利活用による効果について検証する実験を行い、障壁解消の方向性を導き出す。

まず、①の民事訴訟手続のオンライン化にさいしては、主に、必要かつ合理的なセキュリティ・レベルはどの程度かの課題や、訴訟実務において、紙媒体による場合とオンライン・システムのインターフェイスを介した場合とをいかに選択し、または併用するのかといった課題がある。

また、②の訴訟記録のデジタル化に関しては、主に、訴訟記録のどの部分に対して、いかなる程度で真正性の担保が要求されるかの課題や、訴訟記録のなかに組み込まれる訴訟資料につき、いかなる種類のものについて、どの程度の情報精度（解像度等）が要求されるかの課題がある。

さらに、③のネットを介した法廷空間の拡張については、主に、臨場感や参加の実感など、リアルな法廷に匹敵し、また代替し得るだけの実務的機能を発揮できるかどうか課題となる。

以上の諸点に注目しつつ、民事訴訟手続、ひいては裁判手続全体への ICT の導入の課題およびその解決方法について、以下では検討して行きたい。

(2) 障壁の特定

(A) 裁判手続のオンライン化

裁判手続のオンライン化にさいして、障壁となりうる事項を、以下のとおり特定した。障壁として特定するに至った根拠およびその詳細な内容については、後述する。

① 法令上の規制に関する障壁

- (a) オンライン申立てが可能な手続の制限
 - (b) オンライン申立てが利用可能な裁判所の制限
 - (c) 電子署名・電子証明書の要求
 - (d) 書面による訴訟記録の閲覧の維持
- ② 司法アクセスの環境における障壁
- (a) 充実したオンライン司法のアクセス・ポイントの不足
 - (b) 司法アクセスにおける初期費用というハードルの存在
- ③ 裁判実務および環境における障壁
- (a) 旧来の特定通信技術に依存する実務上の傾向
 - (b) デジタル情報を伝送するネットワーク利用の回避傾向
- ① 法令上の規制に関する現状と ICT 化の障壁

(現状)

民事訴訟手続におけるオンライン申立ては、日本においても、1996年（平成8年）の民事訴訟法で、電話会議・テレビ会議・ファクシミリ等の技術手段が導入され（民訴170条3項、同204条、同210条、民訴規3条等）、2004年（平成16年改正）では、一定のオンライン申立てを許容する規定が整備された（民訴法132条の10）。特に、金銭支払等請求事件に限って認められる簡易手続としての督促手続については、全面的なオンライン化を許容する規定が設けられ（民訴397条以下）、その利用実績も上がり始めている。また、同様のシステムはアメリカ、シンガポール等においてはすでに広く導入されているほか、日本民事訴訟法の母国であるドイツでも、法規制が整備されており、国際的にも不可避の潮流と考えられる。表5に、その概要をまとめた。

オンライン申立てのためのシステムの導入は、すでに個別拠点で進んでいる裁判資料・訴訟記録のデジタル化を、ネットワークでつなぐことによって、情報交換・情報処理の効率化を一気に加速させることが期待できる。

これに対して、現在の日本では、裁判所と当事者間でなされるやりとりに

表5 オンライン申立てのシステムに関する各国の現状

国	現 状
アメリカ合衆国	<p>連邦裁判所と各州の裁判所の双方に、それぞれ別のオンライン申立てのシステム（いわゆる e-filing system）が導入されている。</p> <p>連邦裁判所は、統一的なオンライン・システム（CM / ECF）を整備し、弁護士はこのシステムを用いて申立てを行わなければならないこととされている。CM / ECF は現在、全連邦裁判所の99%以上で稼働している（連邦裁判所につき、http://pacer.psc.uscourts.gov/cmecf/。吉岡大地「アメリカ民事訴訟における電子化の状況について」判例タイムズ1247号109頁〔2007年〕）。</p> <p>州裁判所については、複数の企業がオンライン申立てのシステムを提供しており、そのいずれを選択するかは州によって異なる。一例として、Lexis Nexis 社の提供するオンライン申立てのシステム“Lexis Nexis File & Serve”は、全米30州以上、130近い裁判所に導入されている。</p> <p>ただし、個別のローファームなどでヒアリングを行う限り、連邦裁判所と州裁判所の双方で異なるシステムが稼働するために、ローファームは、複数のシステムに対応する負担を負っている。また、紙媒体と電子媒体が混在する過渡期では、事務処理コストは一時的に増大するケースもある（日本弁護士連合会編『第14回弁護士業務改革シンポジウム報告書』〔2005年〕を参照）。</p>
シンガポール	<p>訴訟遅延を解消するために、最高裁判所が主導的に ICT 導入を推し進め、現在、訴訟資料の8割以上が電子的に提出されている（ただし、義務的ではない）。また、本人訴訟などでは、最高裁判所内に設置された有料サービスで、紙書類をスキャンによって電子化することができる（概要につき、http://app.supremecourt.gov.sg/default.aspx?pgID=56）。なお、電子情報には主に pdf ファイルが用いられている。ICT 導入は、他の制度改革プログラムと並行して、最高裁判所主導で実施されたため、その単体での評価は難しいが、1990年代におけるシンガポール裁判所での訴訟遅延は、一連の改革によって、ほぼ解消されたと評価されている（これらの詳細については、Waleed Haider Malik, "Judiciary-Led Reforms in Singapore: Framework, Strategies, and Lessons" World Bank (2007), Anja Oskamp, Arno R. Lodder, Martin Apistola, "IT Support of the Judiciary, Australia, Singapore, Venezuela, Norway, The Netherlands and Italy" T.M.C. Asser Pre 2004、川嶋四郎『「司法へのユビキタス・アクセス』の潮流——シンガポール裁判所の21世紀』『民事手続における法と実践（梅善夫・遠藤賢治先生古稀祝賀）』21頁〔成文堂、2014年〕）。</p>
ドイツ	<p>ドイツ民事訴訟法の改正により、オンラインによる申立てが認められている。ただし、オンライン申立てを当事者（ドイツでは弁護士強制主義が採用されるため、主として弁護士）に強制することは、ドイツ基本法違反となるため、現在、連邦裁判所は弁護士の協力を得るための働きかけを行っている。</p>
日本	<p>平成8年民事訴訟法改正による技術導入、平成16年民事訴訟法改正におけるオンライン申立ての許容など、オンライン化に向けた立法上の手当は徐々に進んでいる。</p> <p>国内における社会情勢を見ても、社会インフラの整備状況は相当程度進んでおり、また、裁判所や弁護士事務所などの内部では、OA化の進捗が著しい。</p>

表6 裁判所・当事者間で行われる情報伝達の方法

情報の流れ	方法	条文	備考
当事者 →裁判所	書面	民訴規1条1項	この場合、当事者または代理人の記名押印を要する(民訴規2条1項)
	口頭	民訴規1条1項、2項	この場合、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならず、裁判所書記官は、調書を作成し、記名押印しなければならない。
	ファクシミリ	民訴規3条1項	ファクシミリで提出できる書面の種類は制限されている(同1号から4号)。
	電磁的方法	民訴規3条の2	正確には、「申立てその他の申述」ではなく、裁判所へのデジタル情報の提供である。 フロッピーディスク、USB、電子メールなどが予定されている。
	電子情報処理組織を用いた申立て	民訴132条の10第1項	このシステムが利用できる申立てその他の申述は、最高裁判所規則により制限される。
当事者 →当事者	書類の写しの交付	民訴規47条1項	直送
	ファクシミリ	民訴規47条1項	直送
裁判所 →当事者 (送達)	郵便または執行官による交付(送達)	民訴99条	送達の原則的方法 送達にさいしては、特別送達(郵便66条)、書留郵便が用いられる。
	裁判所書記官による交付	民訴100条	送達(民訴107条も参照)
	裁判所の掲示場への掲示	民訴110条~113条	公示送達
裁判所 →当事者 (送付)	交付	民訴規47条1項	通常、郵便が用いられるが、具体的方法については、別段の定めがない。
	ファクシミリ	民訴規47条1項	直送
裁判所 →当事者 (催告・通知)	相当と認める方法	民訴規4条1項	電話などが用いられる。

については、民事訴訟法および民事訴訟規則の各規定に基づき、表6の方法で行うことができる。

このうち、書面、口頭は伝統的な方法であり、それ以外は、1996年（平成8年）の民事訴訟法改正以降に定められた方法である。民事訴訟制度においても、新たなメディアを用いた裁判所・当事者間のやりとりが、徐々に段階的に導入されていることが明らかとなる。

しかし、オンライン申立てをめぐる現状の法規制には、以下の問題点があり、これが裁判手続のオンライン化にとって障壁となり得ると考えられる。

（ICT化の障壁）

（a）オンライン申立てが可能な手続の制限

現行法上、民訴規3条1項により、以下の申立てなどについては、ファクシミリによる提出ができない。

- i 手数料を納付しなければならない申立てに関する書面
- ii 訴訟手続の開始、続行、停止または完結をさせる書面
- iii 法定代理権等の権限を証明する書面、その他訴訟手続上重要な事項を証明する書面
- iv 上告理由書、上告受理申立理由書など

さらに、民訴132条の10により、オンライン申立てができる書面は、この範囲内の書面であり（電子民訴規1条）、かつ、以下の9種類の申立てに制限されている。

- i 期日の指定の申立て
- ii 期日の変更の申立て
- iii 調査の嘱託の申立て
- iv 証人尋問の申出（尋問事項書の提出を含む。）
- v 当事者尋問の申出（尋問事項書の提出を含む。）
- vi 鑑定申立て（鑑定を求める事項を記載した書面の提出を含む。）
- vii 文書送付の嘱託の申立て

viii 検証の申出

ix 証拠説明書の提出

しかし、オンライン申立てのシステムを利用できる手続が限定されていることは、制度利用者である国民が、結局オンライン申立てと紙媒体による申立てとを併用しなければ訴訟手続を進行できないことを意味し、オンライン申立てのシステム導入による全面的に簡便な訴訟制度を利用することはできない。したがって、この手続制限は、国民の司法アクセスにとって、障壁となり得るであろう。

具体的には、訴訟手続中、**表7**の手続についてはオンライン申立てが利用できないことが、国民の司法アクセスや手続の負担軽減にとって、障壁となると考えられる。

これに対して、支払督促オンライン・システムでは、裁判所と申立人との間のやり取りがすべてオンライン化されている（民訴400条1項、民事訴訟

表7 オンライン申立てができないことが国民の司法アクセス障壁となる諸手続

手続	障壁と考える理由
訴えの提起	裁判手続開始行為である訴え提起を、オンライン上で行えなければ、オンライン申立てのシステムの利便性やインセンティブは著しく低下し、そのシステムによる国民の司法アクセスの充実化を果たすことは困難であると思われる。
準備書面、答弁書の提出	訴状は原告の準備書面をも兼ねており、訴状のオンライン申立てが認められることは、すなわち両当事者の準備書面および、被告の準備書面を兼ねる答弁書のオンライン申立てをも認めるべきことを意味する。これらの書面は、ファクシミリで提出することが許容されているにもかかわらず、オンライン申立てが認められていないが、これらの資料提出をオンラインで行うことを禁じる合理的な理由は見当たらない。
証拠の提出	デジタル情報の証拠提出そのものは、準文書（民訴231条）または検証の目的物（民訴232条）として認められている。証拠が最初からデジタルデータである場合、または、文書のスキャンなどによってデジタル化可能である場合には、準備書面等の提出と同様、これをオンラインで提出することを禁じる合理的な理由はない。

法132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則〔以下、「電子督促規」と記す。〕2条)。これにより、相手方が異議を申し立てない限り、オンライン上で手続が完結するため、申立人にとっては、手続に要する費用・時間・労力が抑えられるメリットを発揮することができる。それゆえに、上記の制限は必ずしも撤廃不能なものではないと考えられる。

すなわち、民訴規3条1項は、申立ての性質に応じてファクシミリ等での提出ができない旨の規定となっているが、督促手続に関する特則（民訴397条、電子特則規2条、同3条3項2号、同7項等）は、手数料納付を要する書面、手続の開始や完結をさせる書面、代理権の証明を行う書面についても、電子的に提出することを認めている。したがって、民訴規則3条1項、電子民訴規則施行細則付則2条各号の手続制限は、必ずしも合理的なものではなく、国民の司法アクセス環境を充実させるうえでの障壁であり、かつ条件変更可能なものといえるであろう。

(b) オンライン申立てが利用可能な裁判所の制限

現行法上、民訴132条の10第1項で、オンライン申立てを行うことができる旨が明記されているが、しかし、現在では、最高裁判所長官告示（電子民訴規則1条1項、6条によって、オンライン申立てが可能な裁判所の指定が必要とされる。）によって指定された、オンライン申立てが可能な裁判所は存在しない（2004年〔平成16年〕7月から、札幌地方裁判所が指定されていたが、平日の午前9時から午後5時までしか稼働しておらず、しかも、利用実績も僅少であった。なお、2009年〔平成21年〕3月に、この指定は取り消された。）。

しかし、上記のように検索も困難な下位規範で、オンライン申立てを認めた法律上の規定を実質上死文化させることは、司法アクセス向上に対する国民の期待を裏切るものではないかと思われる。この点で、支払督促オンライン・システムが全国で利用可能になったこととは対照的である。また、裁判所のオンライン化は、全国のあらゆる場所から24時間365日、常に裁判所へ

のアクセスが可能となることによって初めて、その真価を発揮するといえるであろう。

これらの現状は、国民の司法アクセスに対する障壁といえ、また、施行細則、最高裁判所長官告示は、いずれも立法をまたずに、裁判所のみで変更可能であるため、比較的簡易に条件変更が可能なものといえる。

(c) 電子署名・電子証明書の要求

アメリカ合衆国の州裁判所に導入されている複数のオンライン申立てのシステムでは、電子署名を要求せず、ID とパスワードのみでシステムが利用でき、提出する書面にも、サインの画像やサイン相当のテキスト文字のみで代替する例がみられる。このような簡略化された運用にもかかわらず、文書の偽造、なりすましなどが行われた例は、ほとんどみられないようである。

これに対して、日本のオンライン申立てシステムのログイン自体には、電子署名・電子証明書などが不要であるが、そこで提出ができるすべての書面について、電子署名（電子署名および認証業務に関する法律2条1項）を行い、指定された電子証明書を併せて送信しなければならない（電子民訴規3条および同施行細則1条2項）。それゆえに、公的個人認証サービスなどの利用が、事実上システム利用の要件となっている。

この点については、通常訴訟手続も、支払督促手続も、同様である。しかし、実際に督促手続オンライン・システムが構築され現実に稼働しており、運用実績も順調に上がり、本実証研究の時点では、利用可能な地域は全国に拡大予定であった。これは、支払督促手続を利用する申立人の多くが、金融業者など、システムの反復的な利用が予定された利用者（いわゆる「リピーター」）であり、そのため、個人認証基盤の導入コストが大きな障壁とみなされないことなどに、活用理由があると推察される。

しかしながら、一般国民が裁判手続を利用することは、一生に一度あるかないかの事柄と思われる。そのような制度利用者に対して、公的個人認証サービスなどを利用して電子署名を行い、電子証明書を付することまでを要求するのは、システム利用の初期費用が高額化し、準備に多くの手間がかかる

であろう。また、法費でない国民一般のICTリテラシーや、それに要する費用・時間等を考えても、システム利用のハードルが相当高くなるといえる。したがって、この障壁は、とりわけ手続開始行為、すなわち訴え提起において大きな問題となるであろう。

実際、2009年（平成21年）3月まで運用されていた裁判所のオンライン申立てのシステムは、電子認証の初期費用が高額なうえに、利用できる手続はファクシミリで申立てが可能な手続に限られていた。このため、当事者・弁護士のシステム利用のインセンティブは、低かったといわざるをえないであろう。しかし、訴訟手続が国民の権利保護や法的救済のための制度であることを考えると、このようなシステム利用上のハードルは、国民のオンラインによる司法アクセスを、実質上困難にする障壁となると思われる。

(d) 書面による訴訟記録閲覧の維持

現行法上は、オンラインで申し立てられたファイルであっても、書面に出力しなければならず（民訴132条の10第5項）、訴訟記録の閲覧などは、この出力書面にもってしなければならない（同6項）。これは、申立書面以外が紙媒体であるという前提のもとでは、閲覧対象の一元化につながり、合理的な規定である。

しかし、本実証実験の成果としては、訴訟手続全体のオンライン化、訴訟記録全体のデジタル化を提言したい。その前提のもとでは、申立てがオンラインで行えるにもかかわらずその閲覧は紙媒体によらなければならないといった取扱いは、合理性を欠くことになるであろう。

また、訴訟記録を裁判所内でしか閲覧できないということは、当事者は、たとえ自分の事件の訴訟記録を閲覧するためであっても、わざわざ裁判所に赴き、閲覧申請を行い、また紙媒体を有料でコピーすることでしか、その謄本を得ることができないことを意味する。これでは、たとえば訴訟準備にとってであれ、費用・時間・労力といったコストを発生させ、その負担は最終的に当事者が負担しなければならなくなるであろう。

② 司法アクセスの環境に関する現状と ICT 化の障壁

(現状)

日本における、国民の司法アクセスの現状は、主として、表8のとおりである。

表8 日本における司法アクセスの現状

取り組み	実態
オンライン申立て	現状では、国民がオンライン上で裁判手続を行えるシステムは稼働していない。平成16年から21年においては、オンライン申立てシステムが稼働していたが、管轄（札幌地方裁判所管轄内のみ）、申立て可能な手続（9種類に限られ、訴え提起等は含まれない）、利用可能時間（平日の午前9時から午後5時までに限られる）、利用要件（電子署名・電子証明書を要する）の点などで、パイロット方式とはいえ、国民の司法アクセスを向上するものとは言い難かった。
国民生活センター・消費生活センター	現在、地方公共団体の役所窓口等の他、国民生活センター・各地の消費生活センターが法律相談等の司法アクセスの受け皿となっている現状がみられる。しかし、これら公的機関は特定の弁護士を紹介することができず、必ずしも訴訟手続を初めとする法律サービスに直結するものにはなっていない。
日本司法支援センター（法テラス）	法テラスは、電話による情報提供業務等を行うことにより、司法アクセスの向上に努めている。しかし、一般国民の法テラスに対する認知度は、未だ高くないのが現状である。
法律相談	法律相談については、有料相談の相談料の金額にかかわらず、有料相談と無料相談とで利用率が格段に異なることがすでに知られている。現在、弁護士による法律相談の額は自由化されているが、国民の多くには、無料法律相談でなければアクセスのハードルが高いという意識があるようである。
裁判所	司法アクセスの向上を目指す裁判所の取組みについては、特に簡易裁判所や家庭裁判所のそれが注目される。 たとえば、本実証研究との関係で簡易裁判所をみた場合には、訴額が140万円を超えない事件について管轄をもつ簡易裁判所では、簡易な訴状の書式を配布するほか、裁判手続の案内や訴状等の書式をホームページでも公開している。また窓口では、裁判所職員による手続教示も行われ、国民の司法アクセスを下支えする現状を垣間見ることできる。

このように、国民の司法アクセスの向上に関しては、裁判所・弁護士会・行政（法テラス等）などが、すでに精力的な取組みを行っている。しかしなお、現在の日本における司法アクセスの状況には以下の問題点があり、これが司法アクセスの拡充にとって障壁となり得る。

(ICT 化の障壁)

(a) 充実したオンライン上の司法アクセス・ポイントの不足

現在、国民がオンライン上で訴訟手続を利用したり、法律相談などの充実した法律サービスを受けたりするアクセス・ポイントは存在しない。それゆえ、訴訟制度では、従来の郵送などの方法による申立てが選択され続け、その最終的なコストは、制度利用者たる訴訟当事者の負担となっている。裁判所も、現在、国民の司法アクセスについては、一定の取組みをしており、特に簡易裁判所や家庭裁判所では、現状でも、すでに当事者本人に対して丁寧な手続案内を行っている。そのため、簡易な事件についていえば、法律サービス利用のハードルは相当に低下していると考えられる。ただし、裁判所のサービスについては、裁判所のホームページにおける情報提供は存在するものの、裁判所窓口などにとどまり、オンラインなどを通じて簡易に利用できるまでには至っていない。

また、各都道府県の弁護士会の多くも、無料法律相談などを精力的に行っているが、オンラインでの法律相談は、ほとんど整備されていない。

特に、手続開始行為である訴えの提起をオンライン上で、しかも、費用・時間・労力をかけずに行えるオンライン・システムの存在は、国民の司法アクセスのいわば第一歩を支援するものであるが、現在のオンライン申立てのシステムは、司法アクセスにとって、必ずしも有益なものになっていない。しかし、法律サービスの利用については、司法アクセスの最初の一步が非常に高いハードルとなると考えられることから、このハードルを下げられるためにも、オンラインによる法律サービスへのアクセス手段の提供は重要である。

さらに、オンライン上の司法アクセス・ポイントが成熟していないことの付随的な障壁として、国民が望む「法律 ICT サービス」の窓口のあり方、

国民にとって使いやすいオンライン申立てのあり方について、十分な知見が蓄積されていない。同様に、裁判官や弁護士によって使いやすく、法曹のICTリテラシーのレベルに合致したICTサービスのインターフェイスがどのようなものかについても、十分な知見の蓄積がないのである。

なお、国民の司法アクセスにとっては、法律相談から訴訟手続の利用までの連続した手続をシームレスにオンライン上で行えるサービスを確立することが望ましいが、そのための障壁項目の特定およびそれに対する解決策のあり方については、今後の課題としたい。

(b) 司法アクセスにおける初期費用というハードルの存在

裁判手続を初めとする本格的な法律サービスを利用するさいに、当事者が負担しなければならない初期費用が多く存在する。たとえば、以下のような費用項目が挙げられる。

- i 弁護士による法律相談料（規定はないが、たとえば、30分5000円程度）
- ii 弁護士の事件受任時の着手金（規定はないが、たとえば、訴額の1割前後）
- iii オンライン申立てのシステム利用時における電子署名・電子証明書の利用のための初期費用（住基カードを用いて個人認証を行い、電子証明書を発行してシステムを利用するケースを想定した場合、4000円程度以上）
- iv 訴え提起時の手数料、予納郵券（手数料は、訴額の数パーセント程度、郵券は数千円程度）

しかし、すでに言及したように、国民の司法アクセスは、有料であるか無料であるかが、現実にはアクセス拡充にとって、大きな意味をもつようである。したがって、裁判手続におけるオンライン申立てのシステムも、本来は初期費用なく、そのシステム利用を開始できることが望ましい。

③ 実務環境に関する現状と ICT 化の障壁

(現状)

裁判所・当事者間におけるやりとりの方法をめぐる実務の現状は、次のとおりである（→表9）。

情報伝送に関する実務のあり方は多様であるが、その具体的なありようは、必ずしも情報伝送の性質ごとに最適なメディアが選択されているとはいえないように思われる。

表9 裁判所・当事者間の情報伝達に関する実務の現状

手段	備考
交付	当事者本人は、郵送または口頭で申立てなどを行うのが通常であるが、特に訴え提起については、裁判所の窓口へ訴状を持参のうえ、提出することも多いようである。このさい、本人訴訟では、事実上窓口で訴状の補正を促すことや、訴状の記載方法について、裁判所職員が補助を行うこともある。また、弁護士も、弁護士事務所職員が裁判所に直接書面を交付することがある。
口頭	訴え提起を口頭で行うことは稀であるが、口頭弁論における主張は、弁論期日に出廷のうえ、口頭で行うのが原則であり、準備書面の提出は本来、それを補完するものである。
郵送	訴え等を提起するさいには、当事者は、訴訟費用を納付するほかに、自己および相手方当事者へ各種書面を郵送するための郵券を予納しなければならない（民訴費用13条）。具体的な予納額は裁判所によって異なるが、一例として東京地方裁判所に提起された訴訟では、予納郵券額は6400円（ただし、当事者が1名増加する毎に、2080円追加）である。
ファクシミリ	準備書面の提出や当事者間の直送などの局面で、比較的利用されているようである。
電磁的方法による情報提供	現在余り多用されず、また前述のとおり、これは当事者の行為でなく、裁判所が判決書などを作成するための便宜のために用いられる。
電子情報処理組織を用いた申立て	2004年（平成16年）7月から21年3月まで、札幌地方裁判所でオンライン・システムが稼働したが、利用実績はほとんどなかった。

なお、現状では、裁判所および当事者間でやりとりされる情報のほとんどが書面であることから、その伝送手段も、原則として郵送または直接交付によっている。しかし、郵送または直接交付による書面のやりとりには、費用・時間・労力がかかり、これらは最終的には当事者の負担となっている。しかし、この点に関しては、裁判手続の ICT 化や訴訟記録のデジタル化により、オンライン送達・送付を行うことにより、大幅な負担軽減が図られることが見込まれる。

民事訴訟手続の ICT 化にさいしては、現状の訴訟実務には以下の問題点があり、それが種々の障壁を生み出している。

(ICT 化の障壁)

(a) 旧来の特定通信技術に依存する実務上の傾向

この点に関しては、特に電話・ファクシミリの多用が問題となる。ファクシミリは、既存の電話回線を利用した導入や運用も容易であるが、盗聴が可能であり、また誤送信のリスクもある。しかし、この点に対して十分な手当がなされていないにもかかわらず、電話・ファクシミリは多くの手続で繁用されており、その依存度は、電話・ファクシミリのもつメディアの特性から考えられる合理性の限界に即応していないというべきであろう。結果として、現状でのファクシミリ多用は、通信時間や通信費用といったコストを増大させるだけでなく、情報セキュリティも十分には保障されないと思われる。

これに対して、ICT については、それが有するメリットにかかわらず、その特性に応じた合理的な導入が、現在のところ進んでいないように思われる。

このように、各種メディアについて、その特性やリスクなどを合理的に計算しないまま、特定の技術に依存する実務上の傾向は、ICT の導入にとって障壁となり得るであろう。

(b) デジタル情報を伝送するネットワーク利用の回避傾向

すでに民事訴訟手続上、当事者や訴訟代理人弁護士が作成したデジタル情報を提出させ、それを編集することによって、判決書などの作成を容易にし

ている。しかし、当事者・裁判官の手元ではデジタル情報が用いられているにもかかわらず、その間で行われる情報伝達の本体が書面に依存しているのは、情報伝達やコストの面からみて合理的とはいえないであろう。たとえば被告が自己の準備書面を作成するさいに、原告が作成した準備書面や裁判所が作成した下級審判決書などを参照しようとしても、コピー・アンド・ペーストなどの方式が一切利用できず、わざわざ書面を見ながら同様のテキストを手元で打ち直すか、スキャナーで取り込んで編集し直さなければならないなど、二度手間が発生するのである。

この点に関して、裁判官が電子メールによる電子データの提出を求めることは、現行法規（民訴規3条の2）上、問題がない。裁判所から当事者に催告・通知を行う場合も、相当と認める方法を用いることが可能であるため、電子メールなども許容されると考えられる。しかし、実際には、個々の裁判官が訴訟当事者に対して電子メールのアドレスなどを公開することはない。そのため、当事者から裁判所に対して行うデジタル情報の提供は、フロッピーディスク、CD-R や USB などといった物理的なメディアを用いてなされるのであり、デジタル情報が本来利用できるはずの、インターネットを初めとしたネットワークは用いられないのである。

このように、法規上特段の規制がないにもかかわらず、インターネットを初めとしたネットワークの利用を回避するかのような実務上の傾向は、ICTの導入、とりわけインターネットを用いたオンライン・システムの導入にとって障壁となるのである。

本実証実験では、上記のようなICTの導入に対する消極的な態度の背後に、「ICTのセキュリティ問題に対する警戒心が存在する」との仮説を設けたい。その理由は、以下のとおりである。

まず、裁判所は、裁判所内のネットワークを外部のネットワークとりわけインターネットと接続することに、非常に消極的である。その傍証として、個々の裁判官や裁判所書記官などは、裁判所外からの電子メールを基本的に受け付けず、事件当事者に対しても、eメール・アドレスを公開してはいな

い、現在の証人尋問におけるテレビ会議システムも、ISDN専用線を用いているなどの現状を挙げることができる（→障壁③(b)）。

次に、民事訴訟手続へのICTの導入については、必ずしも手続行為の特性によって導入するか否かが決定されるのではなく、行政手続オンライン化の実績を見据えつつ、簡易手続あたりから徐々に導入するという基本姿勢がみられる。たとえば、現状では同じ申立てという行為であっても、通常の判決手続ではオンライン化されていないものでも、督促手続ではオンライン化されているものがある（→障壁①(a)）。

上述のように、電話・ファクシミリのような既存技術のセキュリティについては、格段の手当が施されていないにもかかわらず、これを多用している（→障壁③(a)）。

しかし、上記の仮説によれば、裁判所へのICTの導入は、専ら裁判所内部の事情によって導入するかしないかが決定されており、国民への法律サービスの充実、国民の司法アクセスの充実という観点から取り組まれてはいないのではないかの疑念が生じる。また、ICTのセキュリティ問題を合理的に計算し、可能な対策を考慮に入れつつ、結論として、電話・ファクシミリなどの既存技術を選択しているかどうかについても、疑問が残るのである。

(B) 訴訟記録のデジタル化

訴訟記録のデジタル化にさいし、障壁となり得る事項について、以下のとおり特定した。障壁としての特定に至った根拠およびその詳細な内容については、後述したい。

- ① 法令上の規制に関する障壁
 - (a) 記名押印・署名押印の要求
 - (b) 電子署名・電子証明書の要求
 - (c) デジタル情報を書面へと還元する規定
- ② 司法アクセス環境に関する障壁：資料デジタル化サービスの不在

③ 実務環境に関する障壁

- (a) 紙媒体利用の偏重
- (b) 書証の写しの扱いに関する実務ルールの不透明性

① 法令上の規制に関する現状と ICT 化の障壁

(現状)

訴訟記録のデジタル化に関する法規制の現状は、以下のとおりである。

- i 訴訟記録は、紙媒体によることが自明の前提となっている。ただし、その形式については明示的な規定がない（民訴規5条参照）。
- ii 訴訟記録のうち、調書類については、裁判所書記官の記名押印、裁判長の認印が必要である（民訴規66条2項）。また、判決書については、判決をした裁判官の署名押印が必要である（民訴規157条）。
- iii 訴訟記録のうち、オンライン申立てがなされたファイルについては、書面に出力したもの（民訴132条の10第5項）を訴訟記録とし、訴訟記録の閲覧も当該書面をもってする（同6項）。ただし、支払督促の手続については、電磁的記録を訴訟記録にすることができる（同400条1項）。
- iv 裁判所は、判決書の作成その他の必要に応じて、当事者が裁判所に提出した書面の内容と同様のデジタル情報を、電磁的方法で裁判所に提供するように、求めることができる（民訴規3条の2）。実務上は、フロッピーディスクの提出を求めることが多かったようである。
- v オンライン申立てがなされる書面については、電子商業登記もしくは公的個人認証サービスなどを用いた電子署名を行い、かつ当該電子署名に関する電子証明書を併せて送信しなければならない（電子民訴規施行細則1条2項）。
- vi 訴訟記録の保存は「永年」ではなく、最高裁判所の事件記録等保存規程により、事件記録の保存期間は5年、和解調書は30年、判決原

本は50年と定められている。保存期間が過ぎた資料のうち、判決原本および重大事件等の訴訟記録については、国立公文書館へ送付のうえ、保管される。その他は、焼却または裁断によって処分される。

このように、現行の法規定のなかには、紙媒体を当然の前提とした規定が散在している。また、デジタル情報を扱う現行規定は、あくまで紙媒体の訴訟記録をサポートする副次的な媒体としてデジタル情報を位置付けていることが看取できる。これらは、訴訟記録のデジタル化にさいして障壁となり得ると考えられる。以下詳論する。

(ICT化の障壁)

(a) 記名押印・署名押印の要求

法規上、口頭弁論などの期日調書、判決書などの裁判書につき、記名押印・署名押印が必要となる。また、訴訟委任状の書面を成立させるさいにも、印鑑が使われるのが通常である。証拠評価の場面においても、判例上、書面上に記された印影の存在は、大きな価値をもつとされている（いわゆる「二段の推定」）。

日本は、世界でも珍しい印鑑文化の国であり、これが個人認証の手段として適切か否かについては議論もあり得る。ただそのことを措いても、ICTが発達した現在においては、押印という手段がもつ書面の真正性の担保のあり方を、他のメディアとの比較や訴訟制度が要求する真正性の程度との関連において、再検討しなければならない。それを行うことなく、従来の押印に強い信頼を置く実務上の傾向があるとすれば、それは訴訟記録に対する合理的な真正性担保のスキーム選択にとっての障壁となり得るであろう。

(b) 電子署名・電子証明書の要求

現状では、オンライン申立てがなされた書面については、すべて電子署名を行い、電子証明書を付することが要求されている。このため、当事者がデジタル情報で申立てを行うさいには、必ず電子署名、電子証明書利用のため

の初期費用を必要とし、かつ、電子署名・電子証明書の利用のためには、一定のICTリテラシーを要することとなる。しかし、オンライン申立てのシステムの利用と同様に、この要件は、当事者のデジタル訴訟資料の作成にとって大きなハードルとなり、訴訟記録のデジタル化にとっての法規上の障壁となり得るであろう。

(c) デジタル情報を書面へと還元する規定

現在、オンライン申立てがされたデジタル情報は、書面に出力され、そちらが訴訟記録の原本として扱われることから、デジタル情報は、申立て時点限りの一時的なものとして扱われる旨の規定になっている（民訴132条の10第5項）。これは、訴訟記録が紙媒体であることを原則とするという前提のもとでは、一定の合理性があるが、情報処理に対する柔軟性、伝達の容易さなど、デジタル情報には紙媒体と比較して優位性をもつ点が多々あり、現在においてもなお訴訟記録の原本を紙媒体とすることは、検討の余地があるであろう。特に、当事者がオンライン申立てを行うさいには電子署名・電子証明書の利用が要件とされていながら、そのような厳格な認証方式が専ら申立てのさいのセキュリティ確保のためにのみ要求され、訴訟記録の保管に一切役立っていないのは、ICTの導入のあり方としてややバランスを欠くように思われる。この点、支払督促オンライン・システムにおいては、記録を電子的に管理・閲覧することが認められており（民訴401条）、紙媒体を訴訟記録とすることは、もはや自明の前提ではない。したがって、当該規定は、訴訟記録の全面デジタル化にとって、障壁となり得るであろう。

② 司法アクセス環境に関する障壁：資料デジタル化サービスの不在
(現状)

訴訟記録のデジタル化は、司法アクセス環境と直接の関係に立たないが、ここでは、デジタル情報の作成・管理環境について、アメリカ合衆国やシンガポールとの現状比較を行う（→表10）。

表10 デジタル情報作成・管理環境に関する各国の現状比較

国	現 状
アメリカ合衆国	紙媒体によって訴えを提起した当事者の訴状などを、裁判所内でスキャンしてデジタル情報（PDF ファイル等）に変換し、それを訴訟記録とする州裁判所が複数ある。訴訟資料保存のコスト削減などのために、複数の州でデジタル情報を訴訟記録の原本とし、ペーパーレス化（あるいは paper on demand 化）を実現している。
シンガポール	デジタルファイルを作成できない当事者や弁護士のために、最高裁判所の1階に資料のデジタル化サービスを行う窓口があり、有料でスキャンなどを行う。訴訟資料のすべてを電子的に提出することは義務づけられていない。
日本	デジタルファイルを作成できない当事者や弁護士のための、スキャン等のサービスは、公的機関にもまた民間企業にも、特にない。訴訟資料は紙媒体によって管理・保存するのを原則とする。

以上の比較から、日本における訴訟記録デジタル化における司法アクセス環境上の障壁を特定することができる。

(ICT 化の障壁)

現在、資料デジタル化サービスの不在という障害が存在する。

日本においては、アメリカ合衆国やシンガポールの場合とは異なり、当事者自身が訴訟資料のデジタル化を行う環境を有していない場合に、当事者をサポートしてスキャナーによる裁判資料のPDF化などを行う裁判所サービス、または、公的機関・民間企業のサービスは存在しない。そのため、必ずしも十分なICTリテラシーをもっていない当事者が、オンライン申立てのシステムを利用しようとするさいには、紙媒体の訴訟資料、証拠資料をデジタル化するために新たな初期費用を要し、またICTリテラシーのハードルを克服しなければならない（デジタル・ディバイドの克服も不可避となる。）。オンライン申立てのシステムを国民の司法アクセス拡充のための手段として

実効的に機能させるためには、公的機関あるいは民間企業等によって、当事者のデジタル情報作成のための支援を行う必要があると思われるが、現状ではこの点についての手当てがなく、結果として制度利用者の裁判資料のデジタル化には、アクセス上の障壁があるといえる。

③ 実務環境に関する現状と ICT 化の障壁

(現状)

先に一瞥したように、訴訟記録のあり方については現行法上、厳格な規定がなく、その詳細は専ら実務運用上の慣行に委ねられている。以下、実務環境につき述べたい。

- i 訴訟記録は、現在、実務運用上、以下のように分類されている（→表 11）。

表11 現行の民事訴訟実務における訴訟記録の分類

分類	項目	内容
第1分類	弁論関係書類	訴状、答弁書、準備書面 調書(口頭弁論期日調書・弁論準備手続調書など) 判決書、和解調書など
第2分類	証拠関係書類	証拠目録(書証目録、証人当事者目録) 証拠説明書 書証の写し 証拠調調書 囑託回答書 証拠申出書など
第3分類	その他の書類	訴訟委任状 当事者・代表者等の資格証明関係書類 郵便送達報告書、ファクシミリ送信書など

- ii 実務上は、紙媒体をベースとした業務に対するスキルが非常に高度化している。

たとえば訴訟資料について、法曹は紙媒体の資料をファイル化したものを開いて情報を探す作業に慣れており、また裁判記録自体、その資料の検索性

を高めるために、資料の編綴の順についても、一定のルールが存在する。

iii 証人尋問の記録についても、本来は音声・映像などによる記録の方がより尋問の様子を詳細に伝え得るはずであるが、法曹は一般に尋問調書を速読し、必要な情報を獲得する技術を習得しており、音声・映像による記録は、かえって記録全体の把握に時間がかかるメディアとして、好まれない現状があるように思われる。

iv 一部の大規模事件（公害事件、消費者事件等）や刑事事件では、訴訟記録が膨大になり、紙媒体で訴訟記録を作成・管理することに、大きなコストを要する場合がある。また、大規模事件は複数の裁判官で審理判断されることが通常だが、この場合に、裁判所書記官は、訴訟記録のコピーを裁判官の人数分作成しなければならず、この作業に多大な時間を費やすことになる。

v 書証について実務では、書面のコピーを原本として裁判所に提出し、コピーが原本として訴訟記録に編綴されるほか、期日における書証（書面の証拠調べ）において、当該オリジナルを提示するという方式が広く採用されている。

以上のように、日本では、紙媒体の訴訟記録を利用した実務慣行が高度に発達した結果、デジタル訴訟記録への移行は容易ではなく、そこには、以下のような障壁をみることができる。

(ICT化の障壁)

(a) 紙媒体利用の偏重

現行法上、訴訟記録が紙媒体でなければならないという直接的な規定がないにもかかわらず、訴訟記録は紙媒体によるのが自明の前提である。このことは、訴訟記録のメディアとして紙以外にほとんど考えられなかった時代においては当然のことともいえるが、現在では ICT が発達し、情報内容の記録、情報の入出力インターフェイス、真正性を担保した情報の保存など、紙媒体が果たした諸機能のそれぞれについて、より優れたメディアを観念すること

も可能である。それにもかかわらず、本来は紙媒体に馴染まない資料まで、書面に出力して記録とする実務運用がみられる。たとえば、ブラウザに表示した Web サイトの画面や電子メールなどを書面に出力し、それを書証の原本として編綴することなどが、それにあたる。同様に、音声などについても、反訳書に変換し、書証として提出する実務や、また、裁判所がそうすることを求める運用なども散見される。このように、紙媒体を用いた実務慣行が根強く存在することは、紙媒体に期待すべき合理的な機能を超えた紙媒体への依存性を生み出すおそれがあることから、合理的なメディアの選択にとっての障壁となり得る。

(b) 書証の写しの扱いに関する実務ルールの不透明性

文書のコピーを書証原本として提出し、訴訟記録に編綴する運用は、実務上の必要性があり、実際に問題となることも少ないが、コピーの真正性や精度について何らの担保があるわけではなく、訴訟制度の理念に照らして、その運用の妥当性が検証されなければならない。この実務運用ルールの不透明さは、特にデジタル化した書面を証拠として提出するさいの運用ルールの確立にとって、事実上の障壁となり得る。

(c) インターネットを介した法廷空間の拡張

インターネットを介した法廷空間の拡張にさいして障壁となり得る事項は、以下のとおりである。このように障壁としての特定に至った根拠については、後述する。

- ① 法令上の規制に関する障壁：遠隔出廷が可能な手続の制限
- ② 司法アクセス環境に関する障壁
 - (a) ICT 環境の整った裁判所の限定
 - (b) ISDN 回線を用いたテレビ会議システム利用時の費用負担
- ③ 実務環境に関する障壁
 - (a) 裁判所施設内に限定された裁判傍聴
 - (b) 裁判所施設内に限定された法廷通訳

① 法令上の規制に関する現状と ICT 化の障壁

(現状)

現在、ICTによって遠隔地間を結んだ裁判は、民事訴訟法および民事訴訟規則などの規定に基づいて、以下のとおり行われている。

- i テレビ会議システムの利用（証人尋問・当事者尋問、鑑定人質問）
- ii 電話会議システム（トリオフォン）の利用（弁論準備手続・進行協議期日、専門委員の説明、少額訴訟における証人尋問）

これらの規定について詳細にみても、遠隔システムの利用について、**表12**のように当事者、証人の遠隔出廷が規定されている。

なお、現行制度では、遠隔地からの出廷のさいに、証人尋問、当事者尋問、専門委員などについて遠隔システムの利用を認めているが、口頭弁論期日における当事者（訴訟代理人を含む。）には、その利用を認めていない。これは、訴訟が、裁判官の面前で、直接に、口頭でなされるべきことが求められていること（直接主義・口頭主義）に由来すると考えられる。

しかし、直接主義・口頭主義に忠実であろうとすれば、むしろ距離的、時間的な障壁を克服し、それを実質化するために積極的に ICT を利活用していくことが必要となるであろう。

以下に、各手続における現状と制限事項および ICT 化の障壁を整理する。

(a) 口頭弁論期日

i 証人尋問

民事裁判では、現行民事訴訟法が施行された1998年（平成10年）から、ISDNを利用したテレビ会議システムが導入された。これは、全国の地方裁判所本庁およびその大規模支部等に設置され、証人尋問に関しては、事件が審理される裁判所から遠くに住んでいても、近くの裁判所に出廷することにより、証人尋問手続ができるようになっている（民訴204条1号）。証人が遠隔地に住んでいる場合、証人尋問を実施しようとするれば、証人または裁判

表12 現行法における電話会議・テレビ会議システム利用規定

	遠隔出廷等区分			電話会議	テレビ会議	遠隔地の出廷等の場所
	当事者 (原告・被告) ※訴訟代 理人含む	証人等	専門 委員			
口頭弁 論期日	△△			不可	不可	
	○△			不可	不可	
	○○	△		不可 ※簡裁少額訴訟 のみ電話会議に よる証人尋問可。 (法372条3項)	以下が可能 ・証人尋問 (法204条1号) ・当事者尋問 (法210条) ・鑑定人意見陳 述 (法215条の3)	証人・当事者は遠隔地の裁 判所(規則123条1項) 鑑定人は相当と認める場所 (規則132条の5) ※法204条2号はビデオリ ンク方式で、証人・当事者 の出廷場所は受訴裁判所の 他の場所または他の裁判所 (規則123条2項)
	○○		△	専門委員の説明 (法92条の3)	〔専門委員の説明 (法92条の3)〕	専門委員は通話できる場所 (規則34条の7)
弁論準 備手続 期日	△△			不可	不可	
	○△			一方の当事者 (法170条3項)	〔一方の当事者 (法170条3項)〕	通話できる場所 (規則88条2項)
	○△		△	専門委員の説明 (法92条の3)	〔専門委員の説明 (法92条の3)〕	専門委員は通話できる場所 (規則34条の7)
書面 による準 備手続	△△			双方の当事者 (法176条3項)	〔双方の当事者 (法176条3項)〕	通話できる場所(規則91条) ※裁判所・当事者双方の3 者が別々の場所からアクセ ス可能。
進行協 議期日	△△			不可	不可	
	○△			一方の当事者 (規則96条)	〔一方の当事者 (規則96条)〕	通話できる場所(規則96条)

○…当事者の法廷への出廷

△…当事者の法廷への遠隔出廷

法…民事訴訟法

規則…民事訴訟規則

所、当事者が、時間およびコストを負担せざるを得ない現状の克服を目指すものである。また、年齢や心身の状態等で、証人が圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合で、裁判所が相当と認めるときも、同様である。また、この尋問を行う場合、文書の写しを送信するためなどに、

ファクシミリを利用することを規定している（民訴規123条3項）。ただし、接続場所は、裁判所内に限定されている。

ii 当事者尋問

当事者尋問（民訴210条による204条の準用）は、証人尋問と同様である。

iii 鑑定人質問

たとえば、医療関係訴訟における医師の鑑定などでみられる鑑定人質問に関しては、要件が緩和され（民訴215条の3参照）、接続する場所も「相当と認める場所（民訴規132条の5）」とされている。この緩和により、現実には、たとえば病院内にテレビ会議システム機器を設置し、病院から鑑定人として参加できるようになっている。

(b) 弁論準備手続期日

弁論準備手続期日（弁論準備期日）では、電話会議システムやテレビ会議システムの利用は、一方の当事者が出廷することによって利用可能となる。

(c) 書面による準備手続

これは、双方の当事者または訴訟代理人が、電話会議システムを用いて裁判官と協議し、争いのある訴訟物について準備書面を交換して、証拠調べの口頭弁論前の争点・証拠の整理を行う手続である。当事者等はそれぞれ自宅または法律事務所などから通信を行い、裁判所に出向くことを要しない。

(d) 進行協議期日

裁判の進行に関して協議する進行協議期日も、当事者（原告・被告）の一方の出廷を条件とするが、電話会議システムにより、参加することができる（民訴規96条。なお、電話会議による参加は、「その期日に出頭したものとみなす」とされている。同条2項）。

(ICT化の障壁)

(a) 遠隔出廷が可能な手続の制限

現行法においては、電話会議システム・テレビ会議システムの利用可能な手続が限定されており、さらに、利用できる場合においても、一方の当事者

の出廷が必要であるなど、制限が多い。また、証人尋問・当事者尋問・鑑定人質問など、利用できる場面についても制限がある。

確かに、証人尋問等は、証人が実際に証言し、裁判官は五感（五官）を研ぎ澄まして、証人の証言の信憑性をその表情や声などから判断しなければならない（心証を得なければならない）。ただし、現行法では、その証人尋問で遠隔システムの利用が認められているため、口頭弁論手続で遠隔システムを利用することに関しては、現実には大きな問題を生じることはないと考える。

「インターネットを介した法廷空間の拡張」を目指すには、これらの制限が障壁となる。

② 司法アクセス環境に関する現状と ICT 化の障壁

（現状）

現状では、裁判に遠隔から参加するための、ISDN 回線を用いたテレビ会議システムは、全国の地裁と規模の大きなその支部などに整備されている。

また、テレビ会議システムの通信料は、当事者が負担することになっている。

（ICT 化の障壁）

（a）ICT 環境の整った裁判所の限定

現状では、テレビ会議システムおよび電話会議システムを利用できる裁判所は限られており、さらに、テレビ会議システムを利用する場合には、その設備のある別の裁判所に向く必要があるため、最寄りの裁判所が遠方にある場合には、テレビ会議システムによって利便性が向上するとは言い難い。それゆえに、より便利な法律サービスの提供にさいして、テレビ会議システムの利用可能な裁判所が限定されていることは障壁となる。

（b）ISDN 回線を用いたテレビ会議システム利用時の費用負担

ISDN 回線を用いたテレビ会議システムを利用する場合に、定額料金（基本料金）は裁判所が負担し、通信料は当事者が負担する。特に、接続先が遠

隔地の場合には非常に高価になることも予想される。こうした費用負担が遠隔裁判における充実したコミュニケーションを行う上での障害になっていると考える。

③ 実務環境に関する現状と問題点（特に、傍聴人と通訳人の場合）

（現状）

民事訴訟の口頭弁論は、公開の法廷で行われる（憲82条）。一般市民は裁判を傍聴しようとする場合には、自ら裁判所へ出向き、裁判が行われる法廷の傍聴席で傍聴を行うことができる。

なお、充実した適正な訴訟審理を支える関係者として、通訳人（法廷通訳人）が存在する。通訳人は、外国人が原告または被告になった場合に裁判所の法廷に出向き、同時通訳を行う。近年、グローバリズムの進展とともに、特に、刑事事件などにおける法廷通訳の需要が高まっている。多民族国家で共通語の英語を話すことのできない国民を多数抱えるアメリカでは、早くからこの需要が高まり、国家資格としての法廷通訳制度が充実するとともに、ICTの利用も進展している。2001年（平成13年）3月時点で、アメリカは、173カ国語分の通訳を、電話、テレビ会議システムを通じてなすことができるシステムを作り上げている。日本においては、使用人口の少ない言語については、担当する法廷通訳人が不足しているのが現状である。

（ICT化の障壁）

（a）裁判所施設内に限定された裁判傍聴

一般に、法廷の傍聴席には限りがあり、必ずしも希望者全員が傍聴できるわけではない。特に社会の耳目を集める著名な事件になると、傍聴者が籤引きで選別されている。また、どの事件がどの法廷で開かれるかについても、事件当日に、受付に備え付けられている事件一覧表をみなければ分からないのが現状である。

傍聴が裁判所施設内だけに限定されていることが、裁判の公開を制約している面がある。

(b) 裁判所施設内に限定された法廷通訳

法制度上は可能であるが、実際になされていないものとして、遠隔同時通訳がある。

日本においても、進展するグローバリズムに対応するためにも、充実した法廷通訳の制度作り、ICT 利用による遠隔同時通訳システムの導入が必要となると思われる。通訳人の効率的配置の観点から、遠隔同時通訳制度は望ましいものであるが、現時点で遠隔同時通訳制度が導入されていないことが障壁となる。

(3) 障壁解消のための方策

これまで述べてきた ICT 化における障壁を解消するために、本実証実験では、以下のとおり、仮想的に条件変更を行った。

(A) 裁判手続のオンライン化

①法規制をなくし、訴え提起ほか、裁判所に対するすべての申立てを、オンラインで行えるようにする (→障壁①(a)、②(a)・(b))。

オンラインが利用可能な申立ての制限 (電子民訴規則施行細則 2 条) を撤廃し、訴えの提起、主張立証などの訴訟行為など、一般にオンラインによる訴訟行為が行えるようにする。

民訴規 3 条 1 項は条件変更により削除されるが、このさい、第一審民事訴訟手続においては、民訴規 3 条 1 項各号がファクシミリによる申立てができない旨を特に規定した手続についても、一般にオンライン申立てを行うことができるように、システムを設計する。

- (a) 手数料を納付しなければならない申立て
- (b) 訴訟手続の開始、続行、停止または完結をさせる申立て
- (c) 訴訟上重要な事項等を証明する書面等の提出

(a)のなかで、オンライン（インターネット・バンキング等）による手数料納付は、すでに督促手続のオンライン・システムで実現されており、本実証実験では検証対象から外すことにした。

(b)および(c)についても、オンライン申立てシステムの利用を可能にする。

一般には、システム構築・運用コストを増大させ、制度利用者の経済的負担を悪化させないために、ネットワークはインターネットを用い、端末も通常のWebブラウザを実行できる通常のPCで足りるようにする（特殊なプラグインなどを要求しないこととする。）。

また、オンライン申立てを、週7日、24時間受け付けることができるように、システムを稼働させる。

さらに、オンライン申立てのシステムを利用できる裁判所は、現在指定されていないが、これも本実証実験のために、仮想的に条件変更する。

②当事者が簡易にシステムを利用できるように、IDとパスワードの方式での認証を行う（→障壁①(c)、②(b)）。

電子署名の要件（電子民訴規3条、同施行細1条2項）を撤廃し、申立てにさいして電子署名を要求しない。

③裁判所から当事者への通知・送付・送達は、システムの通知機能および電子メールで行う（→障壁③(a)・(b)）。

書面の送付に関する規則（民訴規則47条1項）および送達に関する法令（民訴98条～113条）を改め、電話・ファクシミリなどに依存する実務上の傾向についても、条件を変更し、オンライン上で当事者への通知・送付・送達を行うこととする。

④裁判所・弁護士・当事者ともに、導入されたシステムを用いる（→障壁①(d)、②(a)、③(a)・(b)）。

裁判所は、訴訟記録の管理を、オンライン・システム上で行うことができるように条件変更する。

当事者・弁護士も、オンライン・システム上で自らの事件に関する訴訟記録を閲覧できるように条件変更する。また、裁判所・当事者間の情報伝達も、

すべてオンライン・システムおよび電子メールで完結することができるようにする。このさい、通常の当事者・弁護士・裁判官・裁判所書記官にとって、特別な ICT リテラシーを必要とせず、簡易に利用できるインターフェイスを設計する。

⑤口頭弁論等期日において、自らの事件に関する訴訟記録の閲覧を可能にする（→障壁①(d)、②(a)）。

口頭弁論などの期日内では、審理に必要とされる裁判資料を適宜かつ迅速に検索し、提示することが要求される。この場面においても、自らの PC などからインターネットを介してシステムにアクセスすることによって、審理に必要な資料を適宜参照できるようにする。

このさい、口頭弁論という真剣な弁論の場で、訴訟資料・証拠資料の参照を素早くかつ効率的に行うことができるインターフェイスを設計する。

(B) 訴訟記録のデジタル化

①法規制をなくし、訴訟記録を全面的にデジタル化して、システムのなかで管理する（→障壁①(a)・(c)、②(a)、③(a)）。

書面への出力の要件（民訴132条の10第5項）を撤廃し、支払督促手続（民訴400条1項、電子督促規5条）と同様に、デジタル情報を訴訟記録とする。民訴規3条の2は不要な規定とする。

ファクシミリ等の手段による提出ができない書面（民訴規3条1項）についても、デジタル化を許容し、書面（民訴規3条1項）による記録管理を行わない。

さしあたり、当事者のもつ裁判資料のデジタル化は、弁護士が事件を受任している限り、弁護士が行うものとする。

②訴状・準備書面など、当事者が提出するデジタル情報については、電子署名などを必要としない運用を行う（→障壁①(a)・(b)）。

当事者は、電子署名・電子証明書を利用するためには、特段の事前準備を必要としないものとする。

③書証や画像などについては、デジタル資料を口頭弁論における証拠調べの対象とする（→障壁③(b)）。

④口頭弁論調査など、裁判所内で記名押印・署名押印を要する情報については、システムの回覧機能で決済を行う（→障壁①(a)）。すなわち、口頭弁論などの期日調査に対する裁判官の認印などは、電子署名ではなく、「オンライン訴訟システム」上のログのみで代替させることとする。

(C) インターネットを介した法廷空間の拡張

①口頭弁論のほか、法廷で行うすべての裁判手続で当事者が遠隔地から裁判に参加できるようにする（→障壁①(a)）。

また、当事者が、手間・時間・費用をかけることなく、遠隔地から裁判所の手続に効果的に参加できるようにする。

②遠隔地からの出廷（遠隔出廷）が行える拠点を、公民館・弁護士事務所などにも拡大する（→障壁②(a)）。

公民館や弁護士事務所にテレビ会議システムを設置して裁判所とつなぎ、遠隔出廷や遠隔傍聴を行えるものとする。

③IPネットワークを用いたテレビ会議システムに変更する（→障壁②(b)）。テレビ会議システムは、安価なIPネットワークを利用したテレビ会議システムとする。

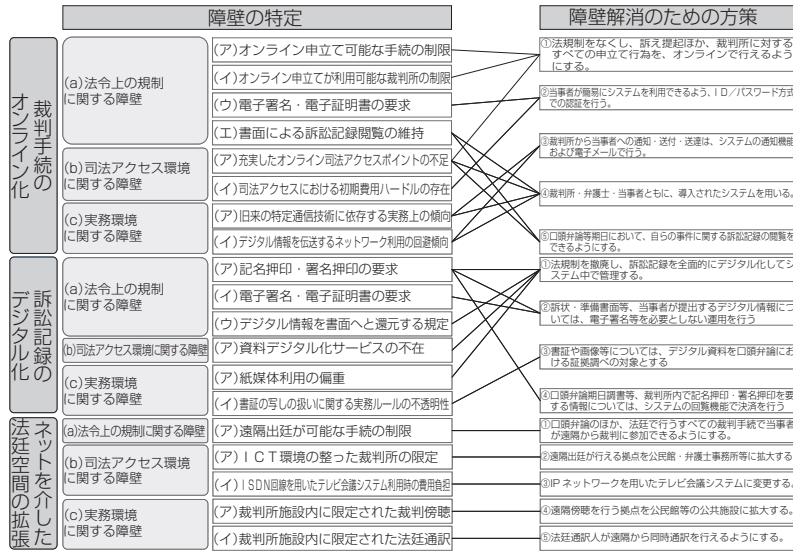
④遠隔傍聴を行う拠点を公民館などの公共施設に拡大する（→障壁③(a)）。インターネットを通じた遠隔傍聴を認める。

⑤通訳人が、遠隔地から、同時通訳を行うことができるようにする（→障壁③(b)）。

インターネットを通じた遠隔同時通訳を認める。

なお、以下に「障壁の特定」（→(1)）と「障壁解消のための方策」（→(2)）の関係性を次の頁の図5に示す。

図5 上記障壁と障壁解消のための方策との相関関係



(4) 障壁解消のための方策実現にさいしての課題

これまで、裁判手続、とりわけ民事訴訟手続のICT化における障壁とその解消のための方策をみてきた。そこで、以下では、障壁解消のための方策(→②)を策定するさいの課題を抽出し特定する。

(A) 裁判手続のオンライン化

- ① IDとパスワードのみの認証を用いることによるなりすましや改竄のリスク

システム利用における認証のためにIDとパスワードを要求するのみでは、本人確認の精度が低下し、悪意の第三者によるなりすまし(不当な訴訟行為)や、訴訟資料・証拠資料の改竄リスクが高まると考えられる。特に、訴訟手続を開始・完結させるなどの重大な訴訟行為(民訴規1条1項2号)について、なりすましが行われた場合には、本来の訴訟当事者は、大きな損害を被るおそれがある。このリスクに対しては、IDとパスワードの方式のみによ

るセキュリティのレベルが、民事訴訟手続の特性、および、要求されるセキュリティ・レベルに適合するように、「オンライン訴訟システム」の設計およびその利用形態や、「サイバー法廷システム」との連携をも視野に入れて、適切なセキュリティ対策のあり方を提言したい。

② 国民や法曹のICTリテラシーと、「オンライン訴訟システム」のインターフェイスとのミスマッチのリスク

法曹は、一般に書類作成ソフトの扱いには比較的慣れているとも考えられるが、インターネットを介したオンライン・システムのリテラシーについては、未知数の部分がある。また、手続利用者である国民のICTリテラシーについても、高度な水準を要求すべきではなく、使いづらいシステムは、国民のオンライン上の司法アクセスにとって、重大な障壁となり得る。

本実証実験で用いるインターフェイスが、「オンライン訴訟システム」のそれとして、必要な機能を備え、かつ、利用者にとって使いやすいものであるかどうかについても検証を行う。

③ 送達などのオンライン化にともなう確実性の減退のおそれ

訴状を初めとする訴訟手続上の重要な書類は、その送付先へ確実に到着しなければならない。現行法および規則が定める送達を含め、すべての送付や通知は、オンライン化されることによりその確実性が減退するおそれがあると考えられる。

④ 法廷における「オンライン訴訟システム」の操作権限の付与や制限

口頭弁論等期日においては、当事者が「オンライン訴訟システム」を操作して証拠の提出を行ったり、証拠等を閲覧したりすることを許容すべきであろう。しかし、当事者本人が当事者尋問を受けるときなどでは、「オンライン訴訟システム」の操作を制限する必要性も認められる。法廷における「オンライン訴訟システム」の操作権限としてどのような内容のものがふさわしいかについて、検討が必要である。

(B) 訴訟記録のデジタル化

① デジタル資料に電子署名を要求しないことによる、文書の真正性の低下のリスク

このマイナス効果は、第三者による不当な訴訟追行のリスク（とりわけ悪意の第三者によるなりすましなど）として、検討対象となる。この問題については、デジタル訴訟記録の管理システム設計や運用ガイドラインなどの策定に加えて、口頭弁論等における訴訟行為に関するガイドラインとも連携を取りつつ、セキュリティ対策のあり方を提言する。

② 書証や写真などの証拠のデジタル化による、証拠としての精度の低下のリスク

各種証拠のうち、契約書などの書面は、記載内容を表現する書証であると同時に、紙質・汚れ・折り目・手触りなどを取り調べる検証対象の意味合いももち、特に書証の成立の真正（その書面が、真に作成者の意思によって作成されたか）を調べるためには、書面の記載内容の取調べのみでは足りない場合もある。写真についても、スキャンなどによってデジタル化することにより、情報の劣化が考えられるほか、やはり書面と同様の物理的・物質的な側面の取調べが必要な場合もある。

このようなマイナス効果は、デジタル情報の精度を上げることのみによっては解決が困難であり、従来の証拠調べのなかで、検証と書証との連携のあり方なども視野に入れて、精度の高い証拠調べを維持できるように、その具体的なガイドラインを提言する。

(C) インターネットを介した法廷空間の拡張（出廷・傍聴）

① コミュニケーション不足により適正かつ公正な裁判が受けられないリスク（課題①）

遠隔地から裁判に参加する場合は、法廷に訴訟関係者全員が一堂に会して裁判を行う場合と比較すれば、訴訟関係者間の裁判実務上必要なコミュニケーションが十分とれなくなるおそれがある。

関係者同士のコミュニケーションが不足した状態で裁判手続を進行することは、裁判自体の適正さが担保されないことにもなりかねず、そのような事態は避けなければならない。

また、裁判官には、当事者間において不公平が生じないように、訴訟指揮を行い、手続を進行させることが求められる。

遠隔裁判を前提にすれば、遠隔地から参加する当事者については、カメラ越しにその証言や表情などを確認することになるが、そのような場合には、カメラのフレーム外でどのようなことが行われているかについて、他の遠隔拠点からは窺い知ることは難しくなる。裁判官が、遠隔拠点をつないだ場合における裁判の公平性をいかに保持するかについても、検討する必要がある。

② デジタル文書以外の証拠提示が十分に行えないリスク（課題②）

これまでの訴訟手続、とりわけ口頭弁論手続では、法廷において、書証や物証等の証拠提示を行っていた。しかし、遠隔裁判を前提に考えると、書証をデジタル文書として提示する場合を除いて、文書自体や検証物自体を遠隔地から提示することが困難になる。そこで、そのような、書面または物証の提示の具体的な方法についても検討する必要がある。

③ IP ネットワークの回線状況に起因するテレビ会議システムの動作が不安定になるリスク

昨今、情報通信技術の進展によりネットワーク回線のインフラが整備され、一般家庭などでは、IP をベースとした安価なネットワークの利用が進んでいる。そのような回線ではベストエフォート型の通信が一般的であり、特定の時間帯にネットワークの利用が集中すれば、サービス利用に支障をきたす場合がある。ISDN 回線を用いたテレビ会議システムから、IP ネットワークを用いたテレビ会議システムに移行する場合には、IP ネットワークの回線状況に起因する動作不安定のリスクについても、検討しておく必要がある。

④ 当事者のプライバシーへの配慮の必要性

裁判所の施設外において傍聴を行えるようにする場合には、訴訟当事者などのプライバシーの侵害を防止するための配慮を欠かすことができない。

⑤ 法廷外からの通訳による通訳精度の低下

これまで裁判所の法廷において行っていた通訳を法廷外で行う場合、通訳人に十分な情報がインプットされず、通訳精度が低下するおそれもある。

遠隔同時通訳を行う場合に、通訳の精度が一定水準以上に維持されなければならない。

(5) 検証内容の設定

これまでみてきたとおり、ICT 化における障壁解消のための方策の策定や実現のためには、数多くの課題がある。本実証実験においては、これらの課題の検証および課題解決策の提案と、ICT 化により想定されるメリットの検証を行う。

以下に、本実証実験における検証項目を挙げる。

(A) 裁判手続のオンライン化

① なりすましや改竄のリスク (課題①)

電子認証を用いず、ID とパスワードのみによるシステム利用は、「オンライン訴訟システム」が求めるセキュリティ・レベルを満たすか。

電子署名を用いずにデジタル化された訴訟資料は、「オンライン訴訟システム」が求める信頼性を満たすか。

② 国民・法曹の ICT リテラシーとシステム・インターフェイスとのミスマッチのリスク (課題②)

「オンライン訴訟システム」のインターフェイスは、裁判官・弁護士・当事者本人にとって使いやすいものか、閲覧、検索などにおいて、紙媒体の訴訟資料・証拠資料に代替できるかを、「オンライン訴訟システム」を用いた実験参加者からのアンケート、本実証実験を傍聴した一般市民からのアンケートに基づいて検証する。

③ オンラインによる送達その他通知などの不確かさ (課題③)

裁判所・当事者間の情報伝達のうち、最も厳格な手続である送達手続を、

「オンライン訴訟システム」で代替できるか否かを、訴状の送達手続その他において検証する。

④ 法廷における「オンライン訴訟システム」の操作権限付与（課題④）

口頭弁論等の期日において、訴訟資料・証拠資料等を参照するとき、「オンライン訴訟システム」を用いた参照が可能かつ有益かを検証する。特に、口頭弁論等期日において「オンライン訴訟システム」を操作するさいに、誰がどのような権限において、どの端末を操作すべきかについて、本実証実験における手続過程、とりわけ弁論過程の規律に対するアンケートなどに基づいて検証する。

⑤ 申立てなどにかかる労力・時間・費用削減（ICT化メリットの検証）

「オンライン訴訟システム」を利用した実証実験と、従来の訴訟実務とを、制度利用に要する労力、時間および費用の3点から比較する。

上記につき、以下の手続局面の各々について比較を行う。

- (a) 一般的な申立て行為
- (b) 送達、受送達
- (c) 直送

(B) 訴訟記録のデジタル化

① デジタル資料に要求される真正性の程度（課題①）

以下の書面をデジタル化するさいに、どのような真正性の担保が要求され、それを満たす手段として何があるかについて検証する（→表13）。

② 証拠としての精度の確保（課題②）

以下の資料について、デジタル化するさいに必要な精度を、実証実験において訴訟活動を行う裁判官役・弁護士へのインタビューなどに基づいて検証する（→表14）。

③ 訴訟記録のシステムログによる代替可能性（ICT化メリットの検証）

現行の訴訟記録において、「オンライン訴訟システム」のログから生成し、あるいは生成可能なものが存在するか否かを、各種書面ごとに検討する。

表13 真正性担保の検証対象となる書面

作成者	書面	備考
当事者	訴状	現行法規上、法定代理権（民訴規15条）、訴訟代理権（同23条1項）の証明は書面を要する。
	答弁書	現行法規上、法定代理権（民訴規15条）、訴訟代理権（同23条1項）の証明は書面を要する。
	準備書面	
	期日請書	
	証拠	
	証拠説明書	
裁判所	記録表紙	
	期日呼出状	
	口頭弁論等期日調書	裁判所書記官の記名押印、裁判長の認印（民訴規66条2項、88条4項）を要する。
	証拠目録	
	判決書	裁判官の署名押印（民訴規157条）を要する。

表14 情報精度の検証対象となり得る書面

資料種類	検証項目
文字主体の文書	水平・垂直方向の解像度、テキスト情報の要否
図画、図面	水平・垂直方向の解像度
写真	水平・垂直方向の解像度、高さ・幅のピクセル数

④ 記録保管コストに関わる事件ごとに生成される訴訟記録のサイズ (ICT化メリットの検証)

事件ごとに生成される紙媒体の訴訟記録のサイズは、個別事件ごとに相当の幅があることが予想される。実務上は、1回の期日で完結する事件から、訴訟記録を管理するために1つのオフィスを要するほどの大事件（例、大阪国際空港訴訟事件）まで、様々である。また、2008年（平成20年）の時点では、裁判所に新たに提起される訴訟件数は、80万件余り存在した。

本実証実験では、実際に裁判所に申し立てられる事件のうち、量にして最も多いと思われる小規模民事訴訟事件（シナリオ2）と、当事者間に争いある事件のうち平均的な規模の民事訴訟事件（シナリオ3）、および、手続のサイズが法定されている裁判手続（シナリオ1）の3種類を扱い、そのトータルな訴訟記録のサイズを計量する。その結果から、デジタル訴訟記録による記録保存の現実性についての検討を行う。

(C) インターネットを介した法廷空間の拡張（出廷・傍聴）

① 遠隔裁判における裁判関係者間のコミュニケーションにおける適正さおよび公平性の確保（課題①）

実証実験では、遠隔裁判における裁判関係者間のコミュニケーションが適正かどうかについて検証を行う。

また、裁判官が各遠隔拠点の法廷等の秩序を維持しつつ、公正な裁判運営ができるかどうかについて検証する。

② 画面を通じたデジタル文書以外の証拠提示という運用の訴訟実務への適用可能性（課題②）

画面を通じて書面や物証等のデジタル文書以外の証拠を提示するという新しい証拠提示の運用が、実務上適用可能であるか否かについて検証する。

③ IPネットワークを用いたテレビ会議システムの裁判実務への適用可能性（課題③、ICT化メリット）

民事裁判に耐え得る画像としての画質を検証する。傍聴人としての一般参加者、利用者としての法律実務家（元実務家を含む。）に分けて、特に実際に利用した法律実務家の意見を求める。

なお、本実証実験では、帯域の安定したネットワークと安定していないネットワークを組み合わせ、どの程度の問題が生じるかも検証する。また、一般家庭用のビデオカメラでどの程度の画質が実現できるかも検証する。さらには、ヘッドセット・マイクやエコー・キャンセラーなしで、どの程度の音質を確保できるかも検証する。

④ 遠隔傍聴の有効性（課題④、ICT 化メリット）

公民館などの公共施設から遠隔傍聴ができた場合の、地域住民にとってのメリットや当事者本人のプライバシーの保護のあり方について検証する。

⑤ 遠隔同時通訳の有効性（課題⑤、ICT 化メリット）

法廷通訳人が遠隔拠点から同時通訳を行う場合のメリットや通訳精度の低下について検証する。

⑥ 出廷にかかる労力・時間・費用削減（ICT 化メリット）

当事者が遠隔出廷した場合、これまでの裁判と比べて裁判参加にかかる労力・時間・費用がどの程度削減されるかについて検証する。

⑦ 当事者本人の裁判への参加のしやすさの向上（ICT 化メリット）

遠隔裁判が実現することにより、当事者本人がどれだけ裁判に参加しやすくなるかについて検証する。

3 本実証研究の準備

(1) 実験シナリオの作成

これらの検証項目を検証できるように、以下の観点から、本実証実験のシナリオを作成した。

(A) 裁判手続のオンライン化

- ①一般的な裁判手続について、書面の提出や送達を、すべてオンライン化する。
- ②弁護士や元裁判官など、法律実務の経験者に参加してもらい、現行実務と ICT 化後の労力や時間などを比較してもらう。
- ③当事者および裁判所職員それぞれにおいて、訴訟記録や利用できる機能を適宜制限する。
- ④第三者が当事者になりすまして書面の提出を行う手続を、意図的に盛り込む。

(B) 訴訟記録のデジタル化

- ①現行実務における民事訴訟手続・労働審判手続と極力同じ手続の流れにし、同じタイミングで、書面ではなくデジタル化した訴訟資料を閲覧できるようなシナリオとする。
- ②書面をデジタル化する部分については、実験前に実施しておくものとして、実験シナリオには含まないものとする。
- ③訴訟記録としては、実際の事件で用いたものを、プライバシーなどに配慮して変更を加え（一部伏せ字化などを行って）、そのままデジタル化し、各事件の訴訟記録として用いる。

(C) インターネットを介した法廷空間の拡張（出廷・傍聴）

- ①当事者や証人が、遠隔地から出廷できるように、遠隔拠点を決定する。
- ②デジタル文書以外の証拠を、遠隔地から提示する（紙媒体の原本の提示、木片などの証拠資料の提示）。
- ③IPネットワークを用いたテレビ会議システムを使用して行う模擬裁判とする。
- ④公民館のホールにスクリーンを設置して、模擬裁判の遠隔傍聴を行う。
- ⑤法廷以外からの遠隔同時通訳を行う。さらに、通訳の対象者と通訳人が同一場所で同席するのではなく、通訳人が遠隔地から通訳を行うものとする。
- ⑥法廷で行う裁判手続を、すべて一通り行う。
- ⑦口頭弁論期日・弁論準備手続期日においては、当事者の一方は裁判所に出廷するが、他方は弁護士事務所や公民館から遠隔出廷する。

これらを考慮し、福岡県弁護士会所属の弁護士が、実際に担当しすでに詳細な資料を所持している事件のなかから実証実験で用いる事件を厳選し、当事者のプライバシーに配慮したうえで、3つのシナリオを作成した。実在の事件をモデルとしたのは、現行実務における手続と、「オンライン訴訟シス

テム」および「サイバー法廷システム」を利用した手続の対比を、より正確に行うためである（なお、実験シナリオの詳細は、略）。

(2) 実験設備の構築と準備

(A) 裁判手続（民事訴訟手続・労働審判手続）のオンライン化

① 設計・実証する「オンライン訴訟システム」

(a) 「オンライン訴訟システム」に実装する機能の定義

「オンライン訴訟システム」においては、既存のグループウェアをベースに、以下の機能が実装されることとした（→表15）。

(b) システム構成

「オンライン訴訟システム」においては、実証実験の実施場所である九州大学法科大学院、九州大学リーガル・クリニック法律事務所、および、南風公民館の3拠点において、当事者・訴訟代理人弁護士・裁判官・裁判所書記官などが、インターネットを介してシステムを利用できるようにするために、以下のようなネットワーク構成を用いることとした（→図6）。

(c) セキュリティの設計

「オンライン訴訟システム」の認証およびセキュリティに関しては、以下のように設計した。

「オンライン訴訟システム」のために新たに取得したドメインにおいて、SSL 証明書を取得し、クライアント・サーバー間の通信を SSL により暗号化する。

ログの監視により、不正アクセスの監視を行う。

(d) サーバー機およびクライアント機の要件

それぞれ以下の要件を満たすこととした（→表16～20）。

表15 「オンライン訴訟システム」の機能一覧

機能名	機能の説明
ログイン認証機能	裁判官、裁判所書記官、弁護士、当事者ごとに、IDとパスワードの方式での認証を行う機能。
文書管理機能	裁判手続上必要な各種書面や写真などのデジタル情報をシステム上で管理し、裁判所、当事者間において共有する機能。フォルダやファイルごとにアクセス可能な者を制限できる。また、任意のタイトルにより複数のデジタル情報をまとめて管理することが可能であり、各フォルダ内の情報の追加、変更が行われたさいには、そのフォルダ内にアクセス権がある者に通知メールを自動送信する。
回覧・レポート機能	複数の関係人に対して通知を行う機能。発信者は、通知先関係人の内容確認の有無を一覧方式で確認できる。通知先関係人には、電子メールにより回覧・レポートが登録されたことを自動通知する機能もある。
ワークフロー機能	訴えの提起や各種申立て、さらに調書作成などにおいて、作成されたデジタル情報を申請経路に従い回送する機能。申請回送中は、承認が必要な時点の関係人に対して通知メールを送信し、依頼する。
議事録機能	判決書、調書などの作成・管理を行う機能。資料を添付することも可能であり、作成した電子情報は、回覧・レポート機能に連動して確認依頼を送付することも可能である。また、文書管理機能によって、特定のフォルダに保存することも可能である。
アラーム機能	口頭弁論期日などの数日前に事前に電子メールによって日時を通知する機能。
スケジュール機能	裁判に必要な日程をスケジュール管理する機能。裁判所が当事者に期日を指定するなど、複数の関係人に同じスケジュールを登録することが可能であり、登録された関係人には、電子メールによって通知することも可能である。
設備予約機能	法廷を初め、書画カメラ、プロジェクターなどの設備・備品の予約を行う機能。スケジュール登録時に利用設備を選択することで連動することも可能。
ToDo機能	関係人ごとに、すべき作業を管理する機能。スケジュールと連動することも可能である。
ウェブメール機能	本システムを用いて電子メールの送受信を行う機能。
インフォメーション機能	本システムのすべての利用者に、裁判所からの「お知らせ」などを表示する機能。
ユーザ管理機能	関係人を「裁判所関係者」「当事者」などのカテゴリに分けて管理する機能。関係人には、特定のログインIDとパスワードを付与することが可能。
管理者設定機能	システムを運用・管理するための各種設定を行う機能。
ログ集計機能	本システムを利用する関係人のアクセス、操作ログを検索・照会する機能。

図6 「オンライン訴訟システム」のネットワーク構成

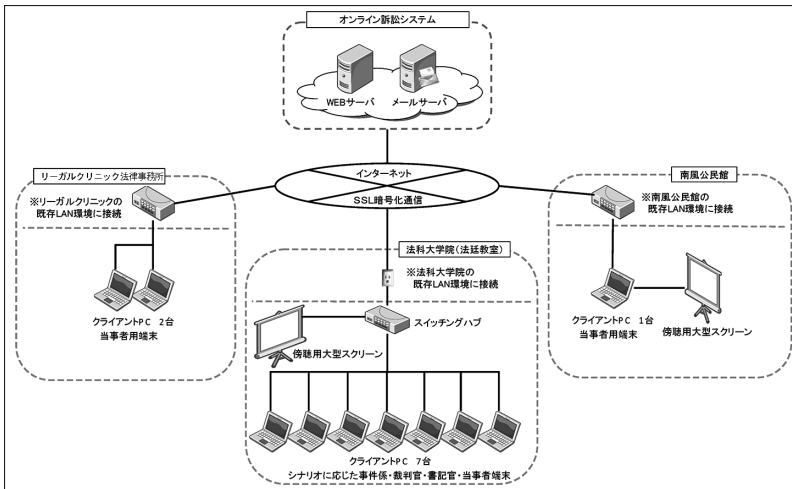


表16 「オンライン訴訟システム」における認証要件

対象	認証要件	
「オンライン訴訟システム」	ログイン認証	
	IDとパスワードによる認証	
クライアント機器	BIOS 認証	OS ログイン認証
	指定なし	IDとパスワードによる認証
サーバー管理	ログイン	
	IDとパスワードによる認証（ドメイン管理者のみが使用）	

表17 「オンライン訴訟システム」における証跡管理

対象	利用ツール	説明		保存 間隔	保存 期間
サーバー管理	管理ツール	ログファイル 名	内容	ファイル 分割 なし	1 週間
		access_log	サーバーアクセスログ。 HTTPでサーバーが処理を したすべてのリクエストを 記録する。		
		access_log. processed	access_logの過去分を保持 する。		
		access_ssl_log	SSL通信でのサーバーアク セスログ。HTTPSでサー バーが処理をしたすべての リクエストを記録する。		
		access_ssl_log. processed	access_ssl_logの過去分を 保持する。		
		error_log	リクエストを処理してい るときに発生したエラーを記 録する。		
オンライン訴 訟システムの アクセスログ	オンライン訴 訟システム (管理者設定)	ログイン・ログアウト、ダウンロード操 作および各機能の登録・変更・削除操作を記 録する。		毎日	無期限

(サーバー側)

表18 「オンライン訴訟システム」の仕様

区分	スペック
CPU	Intel Quad-Core Xeon プロセッサ E5504 2GHz
メモリ	2 GB
HDD	146GB (SAS 10krpm) × 2 (RAID-1)
OS	Cent OS
その他	100MB 共用回線、ギガビットバックボーン 共用型ファイアウォール グローバル IP × 1

表19 実証実験で使用したクライアント端末の仕様

区分	スペック
筐体	A 4 ノート (360×265×38～40.5mm 駆動時間約1.6h)
OS	Windows XP SP3 (Vista ダウングレードサービス版)
メモリ	1.024GB (最大 2.048GB)
HDD 容量	80GB
FDD	なし
CD/DVD ドライブ	DVD - ROM&CD-R/RW (固定式)
画面種類	TFT カラー液晶 (WXGA)
画面サイズ	15.4インチ
画面解像度	1280×800 (1677万色)
イーサネット	10/100/1000BASE-T& ワイヤレス (IEEE802.11a/b/g)
マウス	USB 光学式スクロールマウス

表20 実証実験で使用したクライアント端末のソフトウェア

区分	スペック
ブラウザ	Internet Explorer 7.0
文書作成	Microsoft Office 2003 または 2007
文書閲覧	Adobe Reader 8
ウイルス対策ソフト	ウイルスバスター 2009

② 実験の準備

本実証実験の準備は、以下のスケジュールで行った。

- (a) 要件の定義 (11月初旬～11月中旬)
 - i 司法研修所監修の書籍より裁判手続の概要、各手続の関係者・関係書面、関連法規を抽出し、現行の訴訟実務の洗い出しを実施
 - ii 専門家・有識者からの評価実施後、内容の精査
 - iii 今回の実証実験で使用するグループウェア（「オンライン訴訟システム」の基盤アプリケーション）の選定

- iv 先に洗い出した現行の訴訟実務をもとに、業務要件定義・システム化方針の決定
- v 業務要件を定義しシステム化する方針をもとに、グループウェアの利用機能の選定
 - (b) 基本設計・詳細設計（11月中旬～11月下旬）
 - i 実験で利用するネットワーク・ハードウェア・ソフトウェア・クライアント環境の構成設計
 - ii グループウェア環境設計（画面デザイン、メールサーバー、ログ集計方法等の設計）
 - iii 実験環境バックアップ・リストア設計
 - iv セキュリティ方式設計
 - v グループウェア利用機能の設計（各機能をどのように使って実験を行うか）
 - (c) 「オンライン訴訟システム」の試用環境開通（11月下旬）
実験本番で使用する「オンライン訴訟システム」の構築までの期間に、検証・回線テスト等で使用
 - (d) 回線接続テスト（11月28日）
実験で使用する拠点でのネットワーク回線実地検証
実験本番で使用する「オンライン訴訟システム」の構築前のため、インターネット上の試用環境への接続を確認
 - (e) システム構築・テスト（12月初旬～12月18日）
 - i 「オンライン訴訟システム」の導入（開通）
 - ii 環境構築（グループウェア環境設定・動作確認）
 - iii システム機能テスト（グループウェアの基本設定の内容確認）
 - iv 実験シナリオのスルーテスト（設計に基づく機能構成で実験が実施できるかどうかの検証）
 - (f) 実験リハーサルの実施（12月19日・20日）
 - i 実験で使用する3拠点間でのネットワーク回線の実地検証

- ii クライアント機について、実験で使用する機器を用いた検証
- iii 実験シナリオを実施し、課題等を抽出

実験リハーサルの結果、「オンライン訴訟システム」に関して、いくつかの課題が明らかになった。その諸点については、表21を参照。

また、「オンライン訴訟システム」の適切かつ効果的な実証実験を実施するにさいして、シナリオについては表22に明記したような課題が明らかになった。

- (g) 実験リハーサルでの課題への対応、本番準備（12月21日～1月8日）

上記課題についての対応を行った。

表21 機能上の課題

No.	機能	課題	課題抽出の理由
1	回覧・レポート	裁判所、当事者からの依頼による回覧・レポート受信時の電子メールの内容は、具体的に「オンライン訴訟システム」上で利用する機能を明示し、操作説明等を付与する。	「オンライン訴訟システム」は、常時利用するシステムとは性質が異なるため、誰もが簡単にアクセス可能であるように配慮する必要がある。
2	回覧・レポート	回覧・レポート機能により、申立て、提訴等の手続を開始するさい、通知先選択の幅が狭くなってしまったため、検索、管理機能等を非表示に設定し、表示幅を確保する。	本機能では、直感的な操作をイメージできるファーストビューを重要視し、利便性のための機能を廃止することにより、視認性を確保する。
3	回覧・レポート	回覧・レポートの書式（訴状、申立受理通知、補正の促し通知、期日呼出通知時等の定型文書作成）において、書記官が入力する箇所は、選択方式等に変更する。	裁判所書記官の内部事務処理等の負荷軽減を目的とした要件は、極力取込む必要がある。
4	文書管理	事前提出された訴状、申立書、答弁書、準備書面等の閲覧時において、事件フォルダ内を検索したのち一覧表示するさいに、更新日時で並び替えても文書の提出順に並び変えできない。	訴状および訴状と併せて提出する書証は、実務に即した管理方法が最善であり、文書を検索するさいには、提出順に一覧化されるのが望ましい。

表22 シナリオ上の課題

No.	課題	対応
1	申立て等に関する手続は、申立人が裁判所から発行される申立受理通知を受付確認するまで行う。	本実証実験の目的は、すべての裁判手続をオンラインで実施可能かどうかを判断する必要があるため、受付完了まで行うようにシナリオを修正する。
2	回覧・レポート機能で、受信者が「確認済」にするさい、何らかの意思表示のためにコメントを入力するようにする。	すべてのシナリオにおいて、回覧・レポートで「確認済」にする箇所は、システム操作欄にコメント入力する旨の記載を追加する。
3	期日呼出状の送達について、シナリオでは当事者双方に同じ回覧で呼出状を送付しているが、問題がないか弁護士にヒアリングする。	実証実験では、3シナリオに以下の2パターンを織り交ぜて検証する。 ①呼出状を回覧機能で相手方のみ送付し、受信者はその回覧へのコメントで回答する。 ②回覧機能で裁判所が期日を指定し、当事者双方がその回答のコメントに期日請書を添付して回答する。
4	実験見学者（傍聴人）への「オンライン訴訟システム」の見せ方を考慮するため、期日前および期日中では裁判所書記官の画面をスクリーンに映す。	九大法科大学院には、スクリーンと 프로젝터를1台ずつ追加し、裁判所書記官の画面をスクリーンに出力する。
5	シナリオ2および3の期日間の準備書面提出について、実験は必要だが、時間配分等を考慮し調整を行う。	シナリオ2については、準備書面提出は1回のみのため、原案どおり実施する。シナリオ3は、当事者双方が提出する場面のみ残り、それ以外は割愛する。
6	期日中の証拠の認否など、文書管理機能を使って文書を確認し、文書を提出させる場面では、裁判官がシステム操作を指示するような文言をシナリオに明記する。	オンライン化された後でも、書面同様にデジタル情報も裁判所書記官が操作することが予想されるため、左記のとおりシナリオを修正する。

(B) 訴訟記録のデジタル化

① 実験設備の構築

以下の観点から実験設備を構築した。

- (a) デジタル化した訴訟記録は、「オンライン訴訟システム」上で管理・共有する。
- (b) 期日管理等は、別途記録として作成せず、「オンライン訴訟システム」の機能を活用するように設計する。

② 実験の準備

本実証実験においては、参加弁護士が実際に担当した事件の訴訟記録をデジタル情報に変換し、必要な加除などの処理を行った。作業期間は、おおむね以下のとおりである。

- (a) シナリオ 1 (労働審判事件〔賃金請求事件〕)：2009年11月12日～2010年01月07日
- (b) シナリオ 2 (民事訴訟事件〔建物明渡等請求事件〕)：2009年11月13日～2010年01月07日
- (c) シナリオ 3 (民事訴訟事件〔建築関係損害賠償請求事件〕)：2009年11月13日～2010年1月21日

(C) インターネットを介した法廷空間の拡張

① 「サイバー法廷システム」の概要

九州大学法科大学院法廷教室（裁判所を想定。福岡市東区）、同リーガル・クリニック・センター（弁護士事務所を想定。福岡市中央区）、糸島市（旧前原市）南風公民館の遠隔三地点を「サイバー法廷システム」で結び、遠隔裁判を行った。構築した「サイバー法廷システム」は、**図7**のとおりである。

なお、3つのシナリオに合わせて、以下に示す形式で、具体的なシステムの構成を決定した。シナリオ1は労働審判事件、シナリオ2は判決で終了する訴訟事件、シナリオ3は和解で終了する訴訟事件であり、「サイバー法廷システム」は、それぞれの期日（審判期日・口頭弁論期日）で用いられる。

(サーバーの設置場所)

- i テレビ会議用中継サーバー 法廷教室
- ii 録画・配信サーバー 鹿児島県のシステム開発会社事務所

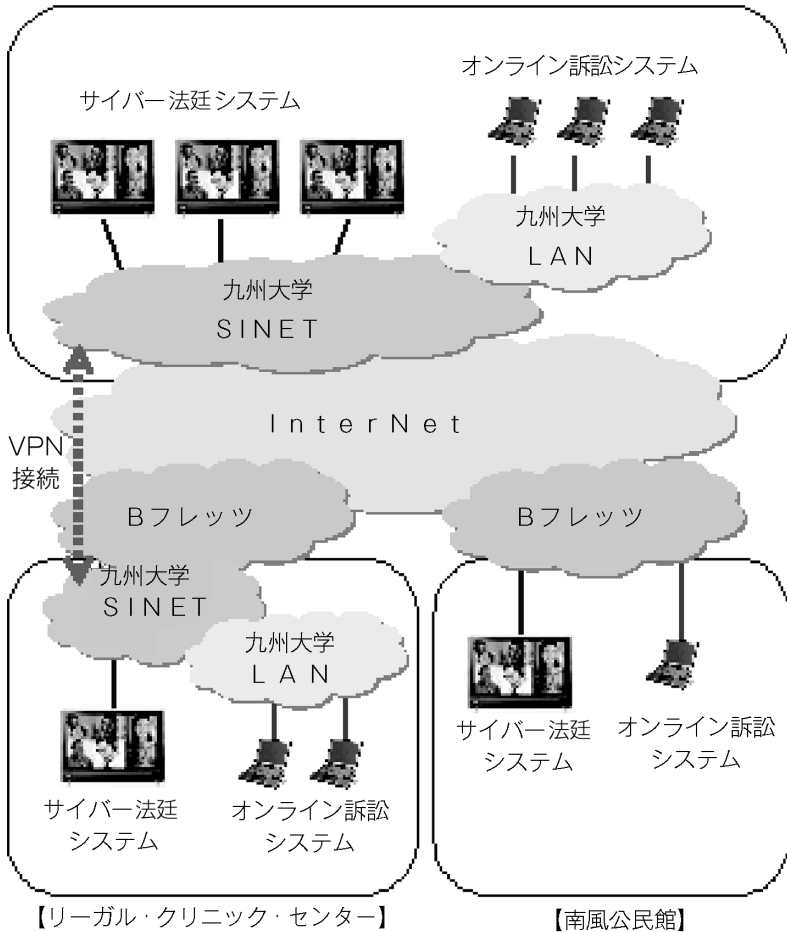
(接続回線)

2009年11月28日回線確認

- i 法廷教室・リーガル・クリニック・センター間 サイネット、B

図7 本実証実験の拠点図

【九州大学 法廷教室】



【リーガル・クリニック・センター】

【南風公民館】

フレッツ

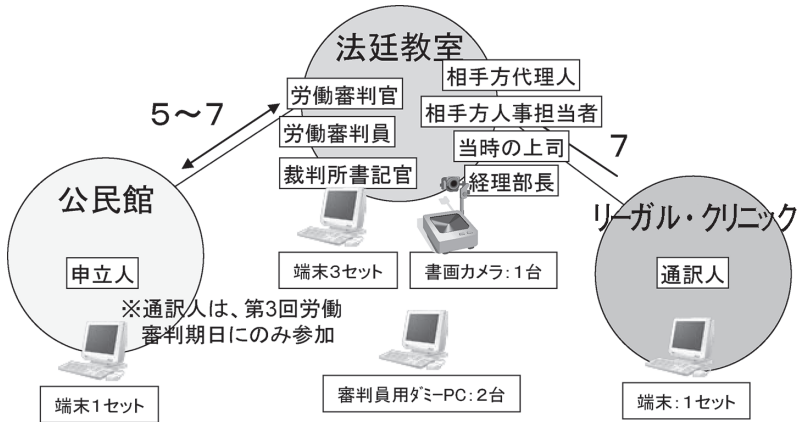
ii 法廷教室・公民館間 Bフレッツ

iii 公民館・リーガル・クリニック・センター間 Bフレッツ VPN

② システム構成

「サイバー法廷システム」のシステム構成は、図8のとおりである。

図9 シナリオ1の拠点図



ラウンド・テーブルを囲み、まず調停活動を行い、調停が成立しない場合には、労働審判委員会が審判を行う。

なお、本実証実験では、申立人が遠隔地に転居したとの設定で最寄りの南風公民館から手続に参加し、裁判所に見立てた九州大学法科大学院の法廷教室に相手方が出席し、労働審判手続における審問を行った。さらに、遠隔同時通訳の可能性を探るために、公民館の申立人を外国人とし、通訳人を遠隔地である九州大学リーガル・クリニック・センターに配置した。

なお、法廷教室のシステム構成と配置については、割愛したい。

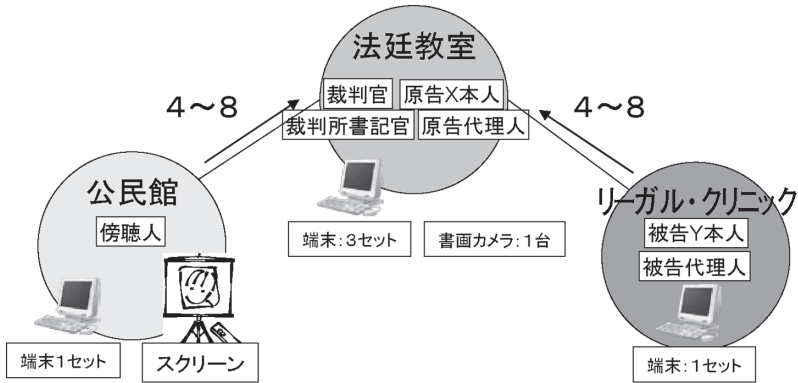
ii シナリオ2：土地建物明渡等請求事件（判決で終了する事件）の口頭弁論期日

シナリオ2およびシナリオ3では、通常訴訟事件を想定した。裁判所、原告、被告、各証人に加えて、裁判の公開原則から、傍聴人を加えた5者を各拠点に配置した（→図10）。

まず、シナリオ2では、判決で終了する「土地建物明渡等請求事件」を対象とし、傍聴人用のスペースを公民館に置き、各拠点の映像をプロジェクタで大型スクリーンに投影する形式で、遠隔システムによる傍聴を実験した。

原告と裁判官が法廷教室から、被告がリーガル・クリニック・センターか

図10 シナリオ2の拠点図



ら参加した。

また、原告・被告両者の当事者尋問の手続も含まれている。

- iii シナリオ3： 建築関係損害賠償請求事件（和解で終了する事件）
の口頭弁論期日

シナリオ3では和解で終了する「建築関係損害賠償請求事件」を対象とした。被告と裁判官を法廷教室、原告をリーガル・クリニック・センター、証人と傍聴人を公民館に配置した（→図11）。原告・被告双方の当事者尋問の手続も含まれている。

(b) シナリオ別機器配置図

シナリオ別の法廷の配置図（九州大学法廷教室、九州大学リーガル・クリニック・センター、南風公民館）も策定した（詳細なものであるため、本稿では割愛したい）。

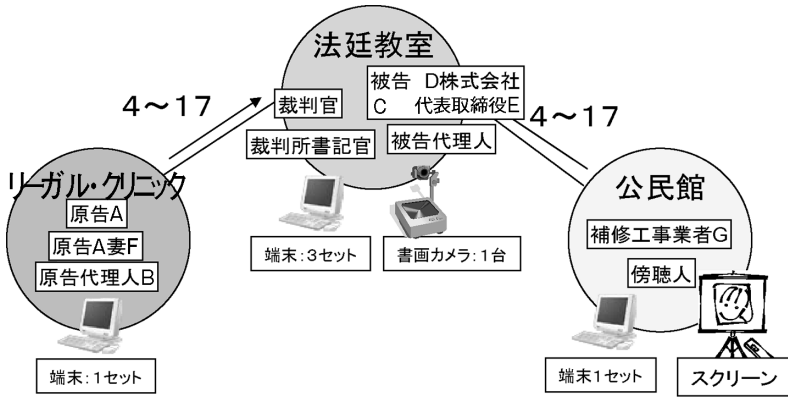
③ 実験の準備

コンソーシアム会議とは別に、事務局およびシステム・グループで計7回の会議を行い、実験の準備を進めた。その期日および検討事項は、以下のとおりである。

(a) 第1回：2009年11月25日（水）

公民館、法廷教室およびリーガル・クリニック・センターの回線を

図11 シナリオ3の拠点図



確認した。

(b) 第2回：2009年12月3日（木）

- i 法テラスから、本実証実験に参加希望があった旨が報告された。
- ii 法テラスでは、テレビ会議システムを内部でのみ利用し、外部には使用していないため、本実証実験では、テレビ会議を使って遠隔地から法テラス四谷事務所に相談し、情報提供を受けるというシナリオを考えた。法テラスとの接続の可能性・場所などを検討した。

iii 公民館のグローバルIPアドレスが1つであり、「オンライン訴訟システム」および「サイバー法廷システム」双方にグローバルIPが必要だったことから、「サイバー法廷システム」の端末上に「オンライン訴訟システム」を登録する案が出されていたが、インターネット体験コーナーの空きポートを利用することを検討した。

iv また、実験時の機材配置を検討した。

(c) 第3回：2009年12月19日（土）、20日（日）

- i 法テラスとの接続場所を検討した。
- ii 12月19日 本実証実験リハーサル実施時に、リーガル・クリ

ニック・センターのエコーバック状態が発生したので、ヘッドセットで対応することにより解消した。

- iii 12月20日 実証実験のリハーサル実施時に、南風公民館において、金属音のようなハウリングが発生したが、閾値を調整することにより、金属音は低減した。この点に関して、システム開発会社において検証を実施した。実験時には、原告および原告代理人など、2人同時に聞けるように、ヘッドセットを分岐させる方法で対処する。
 - iv 解像度の設定については、拠点に応じて解像度の設定を変更した。たとえば、鮮明な画像を要求される証人の映像は512kbps、それ以外は256kbps などとした。画質を検証対象とするために、いくつかの解像度の設定を比較して、アンケートに答えてもらうようにした。
 - v 画面レイアウトについては、手動で配置変換を行えるため、運用で対応することを検討した。
 - vi 1月23日に予定していたマスコミへの対応や一般公開を、より分かりやすく、短いものにし、さらに、解説を付加し、1月24日の実験予備日に、マスコミ等への一般公開を行うことを検討した。
- (d) 第4回：2010年1月6日（水）
- i 法テラスを実証実験のシナリオに入れる件については、法テラス中野坂上および法テラス四谷と、法テラス福岡または公民館等とをつなぐ方向で検討した。
 - ii 映像、ログ、ビットレート・フレームレート、回線帯域等の記録の可能性とその手段について検討した。
 - iii 第5回2010年1月10日～第7回2010年1月14日の3回のシステム打合せ会議については、実験後の課題の検討でもあるため、評価および課題の項目で後述する。

(e) 実証実験リハーサル：2009年12月19日（土）・20日（日）

予定された構成で「サイバー法廷システム」の動作と、シナリオの問題点を確認するため、2009年12月19日・20日に実証実験のリハーサルを行った。実験本番で予定しているものと同じシステム構成で行い、ネットワーク回線、システムの確認、進行のチェックを中心に据えた。入念な準備を行っていたので、特に大きな問題は生じなかった。

各参加者の前には、大型の「サイバー法廷システム」と、ノートパソコンのe-ファイリング・システムである「オンライン訴訟システム」の2つの画面が並ぶ。「サイバー法廷システム」の画面は、6画面に分割され、裁判所、原告、被告、証人の4画面と、必要に応じて、裁判所ないし証人、あるいは双方の遠景を表示した。

ただし、シナリオ1は労働審判手続であるため、法壇のある通常の法廷は利用せず、1つのテーブルに全員が参加する形態をとる（ラウンド・テーブル法廷の利用）。いくつかのビットレート、コマ数を組み合わせ、最終的に、実証実験は256kbpsで行うことにした。

サイバー・コートの分割された画面は、ディスプレイがタッチパネル方式になっており、分割された画面に触れることにより、全画面表示に切り替えることができる。手続の進行中、通常は人の動きは少なく、画質よりも音声が必要になる。しかし、証人尋問などのように、相手方の表情が重要になる場面では、画面の証人映像にタッチすることにより、各当事者、裁判官により、自分の画面を全画面に切り替えて見るように設定されている。

なお、南風公民館では、大型スクリーンにサイバー・コートの画像を投影し、音声をスピーカーから出力して一般傍聴ができるようにした。

当日浮かび上がった問題点としては、以下のものがある。

- i 音声：ハウリング・エコーバック（スピーカーからの出力の一部がマイクに帰還されたことにより生ずる発振現象）が生じ、

また、マイクが音声を拾いにくいという問題が生じた。このため、本番ではヘッドセットマイクを利用することにした。

- ii 書画カメラが小型のため、証拠として提出予定の手帳の画面が、相手方から見づらかった。書画カメラを大型にすれば解決する問題ではあるが、オンライン訴訟における証拠の共有のあり方、特に、PDF 等デジタル化した証拠の原本性に関して議論が生じ、今後の検討課題の1つとなった。
- iii 実証実験の目的は、実務家を対象として、実際に経験した事件を再現することにより「オンライン訴訟システム」と「サイバー法廷システム」の有用性を検証することにあった。その意味では、厳格な実証実験が求められたが、しかし、「オンライン訴訟システム」での申立ての場面では、弁護士がコンピューター操作することになり、第三者から見ると何をしているのかが分からない状態が続くことになった。また、マスコミを含む一般への公開には、冗長すぎるきらいが感じられた。

司法関係者（裁判官、弁護士）には、従来の手続との違いが明確に分かるようにし、また、マスコミには、ICT を利用することにより、司法の何が変わるのかを解説し、さらに、一般人には、いわば演劇的要素を含めて興味が持続するように、プレゼンテーションを行うことが必要になった。

これらの課題に対応するために、第1回・第2回の実証実験では、厳格な実験を行い、予備日として予定していた1月24日に、一般解説用に作成したプロモーション・ビデオを上映し、解説を加えたうえで資料・証言を減らした短縮版シナリオを用いて、マスコミを含む一般公開用の実験を実施することにした。

リーガル・クリニック・センターと公民館で、画像がコマ送りになる問題が生じた。コマ数を増やし画質をさげる調整を行い、画像の滑らかさを増すためのテストを行うことにした。

PC 付属のカメラ（低画質）とハンディカメラ（高画質）の2パターンで実験を行うことにより、シーンごとの画質の設定について評価を行うことにした。

4 本実証実験の実施

以上の準備に基づいて、2010年1月9日（土）、10日（日）、23日（土）、24日（日）の4日間にわたり、「オンライン訴訟システム」と「サイバー法廷システム」を用いて、訴えの提起・申立てから手続の終了までの手続を、模擬裁判・模擬審判の形式で行った。各実験日の概要は以下のとおりである。

(1) 第1回実証実験：2010年1月8日（金）～10日（日）

8日にシステムの確認、9日にシナリオ1、10日にシナリオ2の実証実験を実施した。

元裁判官の弁護士に裁判官役、現役の弁護士に訴訟代理人役、現役の裁判所書記官に裁判所書記官役を、それぞれお願いした（ただし、報道関係者の撮影が入ったときには、裁判所書記官役には代役を立てた。）。シナリオ1においては、公民館の申立人について、遠隔地のリーガル・クリニック・センターより、中国語で遠隔同時通訳を行い、実験の検証を行った。

(2) 第2回実証実験：2010年1月22日（金）～23日（土）

22日にシステムの確認、23日にシナリオ3の実証実験を行った。訴訟上の和解で終了する訴訟事件で、午前中に訴えの提起、午後を期日に当てた。期日（口頭弁論期日・和解期日）は、原告および原告代理人をリーガル・クリニック・センター、裁判官および被告ないし被告代理人を法廷教室、証人を公民館に配置した。

当日は、評価検討委員会委員である堀部政男教授の訪問を受けた。

(3) 公開実証実験：2010年1月24日（日）

午後1時、司会担当の弁護士による簡単な趣旨説明の後、かつて「eサポート研究会」（代表、川嶋四郎）が制作した遠隔裁判のプロモーションDVD『自由の支援——普段着の法の営み eサポート』（10数分間）を上映した。2時前にシナリオ3に基づく実証実験を開始した。訴えの提起等の書面のやりとりの部分は、「オンライン訴訟システム」の画面を映し出すとともに、弁護士による解説を行った。書証（文書による証拠）の提出に関しては、操作に若干の時間を要し、模擬裁判を冗長にしてしまうため、必要最小限に抑えた。期日に関しても大幅に短縮し、証拠調手続（証人尋問、原告・被告当事者尋問）を中心に、傍聴人にも分かりやすい遠隔模擬裁判を行った。

なお、訴訟記録のデジタル化に関して、実証実験本番においては、訴訟記録をデジタル情報として「オンライン訴訟システム」で登録・管理した（実証実験で用いられたデジタル情報については、詳細にわたるために略）。

5 本実証実験の評価

先に挙げた検証項目について、本実証実験で明らかになった課題およびそれに対する解決の方向性につき、以下では、論点ごとに分析・評価・提言を行いたい。

(1) 裁判手続のオンライン化

(A) なりすましや改竄のリスク

裁判所は、国民の権利保護を行い、法的救済を実現する機関であり、そこには、国民のプライバシー情報や技術または職業の秘密など、不正アクセスを許すべきではない情報が取り扱われることになる。なりすましや情報漏洩は、「オンライン訴訟システム」においても許容できず、強度のセキュリティを維持しなければならないことは当然である。

しかし、過度のセキュリティ対応は、システム利用のための手間や費用を増大させ、国民のシステム利用にとって障壁となる。その結果として、裁判

所の権利保護機能・法的救済機能の低下につながるおそれもある。

そこで、訴訟制度が要求するセキュリティのレベルと、それを実現すべき技術上の手段を適切にマッチングさせる必要がある。以下では、この問題に対して、本実証実験の結果から評価を行う。

なお、訴訟制度の電子化にさいして、しばしばなりすましや改竄のリスクが指摘されるが、この用語の使用には混乱があり得ることから、以下に想定される「オンライン訴訟システム」上のセキュリティ・リスクをまとめ、本実証実験の検討対象を特定する。

- ①第三者が、なりすましの方法によらずにシステムに侵入して、複数事件の情報を漏洩させ、改竄する。あるいはサービスを停止させる。
- ②第三者が、当事者の通信内容を傍受する。
- ③第三者が、個別事件の当事者になりすまして手続を行う。
- ④第三者が、個別事件の当事者になりすまして、当該事件の情報を入手・漏洩する。
- ⑤訴訟当事者が、自らの事件の訴訟資料・証拠資料を改竄する。

このなかで、①はオープンネット上でサービスを行うシステム一般の問題である。本実証実験にさいして用いた仕様は、本稿では割愛した。

②は、通信プロトコル等が問題になり得る（これは、従来のファクシミリ通信等でも問題になり得る。）。本稿では、①と同様に、本実証実験の概要の公開にとどまる。

③は、民事訴訟法理論においては、ICTの導入論以前から、「当事者の確定」や「確定判決の騙取」などとして知られた現象であり問題である。この問題に対しては、すでに判例上、再審ないし判決無効を前提とした後訴の提起による救済が認められている。また、判決の無効論や、再審を経ない損害賠償請求も、判例理論上は可能である（以上につき、川嶋四郎『民事訴訟法』664頁〔日本評論社、2013年〕）。そのため、なりすましによって当事者の権

利が終局的に失われるおそれは、現在においても小さいといえるが、その救済のためには、事後的に大きな負担が生じる。そこで、予防に優る救済はないと考えられる。当事者のなりすましのリスクは、ICT 導入によって増大されてはならず、ICT 導入後であっても、制度上、極めて例外的なものであると認められる程度に小さいものでなければならず、事前に一定の手当が要求されることになる。本実証実験でも、③は検証対象となる。

④は、なりすましの一態様であるが、当該事件限りでの情報漏洩などである。本実証実験でも、アカウント管理の技術的障壁、実務上の障壁などが、検討課題となり得る。

⑤は、主に証拠の改竄などで問題となる。本実証実験でも、電子認証を用いたデジタル情報作成の可否などが、検討課題となり得る。

(a) アクセス権限の管理

本実証実験においては、民事訴訟手続・労働審判手続に現れる関係人を、「システム管理者」、「裁判所職員」、「法廷通訳人」および「当事者」の4カテゴリに分け、カテゴリごとに、「オンライン訴訟システム」におけるサービスやファイルへのアクセス権限を設定した。具体的には、表23、24のとおりである。

本実証実験においては、便宜のため上述のアクセス権限を設定したが、実験中、以下の問題点が明らかになった。

- i すべてのグループにおいて、自らの事件の上位階層フォルダを閲覧できるようになっていたが、特に当事者は、自らの事件に関する事件記録のみを参照できるようにすべきであった。訴訟記録の閲覧は、原則として認められるが（民訴法91条1項）、例外もあり（同92条）、閲覧の許否を一定の手続によって審査しなければならないからである。
- ii 事件当事者は、自らの期日提出用フォルダについて、追加・変更・削除の操作ができたが、追加権限のみを認め、変更・削除はできないとすべきであった。変更・削除は、手続過程において、その該当部分

表23 サービスへのアクセス権限

機能名	システム管理者	裁判所職員	法廷通訳人	事件当事者
文書管理	○	○	○	○
回覧・レポート	○	○	○	○
ワークフロー	○	○	×	×
議事録	○	○	×	×
アラーム	○	○	○	○
スケジュール	○	○	○	○
設備予約	○	○	×	×
ToDo	○	○	○	○
ウェブメール	○	○	○	○
インフォメーション	○	○	○	○
利用者名簿	○	○	×	×
管理者設定	○	×	×	×
ヘルプ	○	○	○	○

表24 ファイルへのアクセス権

フォルダ種別	アクセス権															
	全てのユーザー				裁判所職員 (事件担当以外)				裁判所職員 (当該事件担当)				事件当事者グループ、 法廷通訳人 (※2)			
	参照	追加	変更	削除	参照	追加	変更	削除	参照	追加	変更	削除	参照	追加	変更	削除
事件フォルダより上位の階層のフォルダ	○	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×
事件フォルダ以下のフォルダ	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×
各事件フォルダ内の 期日提出用フォルダ (※1)	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○

【表内注記】

- ※1) 各事件フォルダに用意する「期日提出用フォルダ」は、期日当日に、担当書記官が事件当事者グループに追加・変更・削除の権限を付与する。
期日が終了すると権限は削除する。
- ※2) 事件を担当することとなった通訳人個人には、期日当日に事件当事者グループと同等の権限を付与する。期日が終了すると権限を削除する。

につき、提出ないし撤回の意思表示によるべきであり、そのような訴訟行為を経ずに、「オンライン訴訟システム」上のみで情報処理できるようにすべきではないからである。ただし、「オンライン訴訟システム」の履歴管理が十分に分かりやすく機能するのであれば、このような取扱いを当事者に認める余地もあり得るであろう。

なお、法廷通訳人には、参照権限以外不要であった。

(b) アカウント管理方式

今回の実証実験では、最も簡易な認証方式である、ID とパスワードの方式を用いた。企業や官公庁等においても、実に60.0%もの機関が、同様の方式で本人認証を行っており、他方で、現在、最高裁判所規則上で進められている、PKI を用いた認証は、企業・官公庁等を含めた社会全体では、5.5%にとどまっている（警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課『不正アクセス行為対策等の実態調査』〔平成21年〕）。






しかし、よりセキュリティ・レベルの高いシステムを求めるのであれば、他の認証方式も視野に入れるべきである。そこで以下では、考えられるアカウント管理方式を比較しつつ、裁判手続の特性・要請に最も適的なアカウント管理方式が何かを検討する。

考えられるアカウント管理方式については、**表25**のとおりである。

これに対して、裁判手続の特性およびセキュリティに対する要請は、以下のとおりと解される。

- i 訴訟手続などの裁判手続は、国民の権利を保護し、法的救済を実現することを目的とした制度である。したがって、そのアクセスは費用・時間・労力における障壁が最小限となることが要請される。なぜならば、裁判手続の利用者は自らの権利保護を求めて裁判所に訴えを提起するのであり、認証コストを当事者に負担させることは、従来にない新たな権利の目減り等のコスト・障壁を生じさせることになるからである。また、すでに法律相談に関しては、無料法律相談であれば相談

表25 考えられるアカウント管理方式

認証方式		長所	短所	導入例・導入理由	セキュリティレベル	費用	
ID/パスワード		<ul style="list-style-type: none"> ・導入が容易 ・対応するアプリケーション、ツールが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・なりすましに対して脆弱 ・忘却しやすい、複数記憶要 ・辞書攻撃に弱い 	導入例 ・実績多数 理由 ・導入が容易、安価	△	◎	
物理媒体	カード	接触型 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の認証方式を組合わせ可能 (例: スマートカード+PINコード) ・PKI との組合わせも可能 ・実績は比較的多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダが必要 ・カードの抜き忘れが多い ・高価 	導入例 ・官公庁系電子申請、申告 理由 ・電子署名等による厳密認証、証明書検証等の有効性の確保	○	○
		非接触型 	<ul style="list-style-type: none"> ・操作性がよい ・複数の認証方式を組合わせ可能 ・安価 	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダが必要 	導入例 ・交通機関における電子マネー 理由 ・操作性: ICチップと読取装置の間に障害物があっても可能	○	○
		USB トークン 	<ul style="list-style-type: none"> ・読取機器が不要 ・複数の認証方式を組合わせ可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失しやすい ・表面への印刷ができない (区別しにくい) 	導入例 ・モバイル端末、暗号化対策 理由 ・ワンタイム・パスワード ・新たな機器が不要	○	○
生体認証	指紋 	<ul style="list-style-type: none"> ・複製が困難 ・なりすましに強い (他人受率率 0.0002%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高価 ・指紋センサーが必要 	導入例 ・PC ログイン、ATM 理由 ・ハイレベルでかつ、盗難、忘却対策	○	△	
	静脈 	<ul style="list-style-type: none"> ・複製が困難 ・なりすましに強い (他人受率率 0.00008%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高価 ・手のひらセンサーが必要 ・PC 組込み製品がない 	導入例 ・ATM、IDC 入管管理 理由 ・最高レベルの機密情報の管理	◎	△	

者が殺到するが、従来の相場より相当に低額であっても、有料法律相談にした場合には、相談者が激減する、という現象が報告されている。国民は、法律サービスの入口において、経済的コストに比較的敏感であり、サービス利用に何らかの初期費用がかかるという情報は、法律サービス利用にとって、大きな心理的障壁となるおそれがある。

- ii 「オンライン訴訟システム」は、将来的には、当事者の自宅など、インターネットに接続したすべての端末からアクセス可能にすべきである。そうすると、システム利用のために特定のデバイスを要する認証方式は、デバイス使用の労力・費用・管理の問題を発生させ、望ましくない。
- iii 訴訟手続などの裁判手続は、行政手続と異なり、裁判所・両当事者間で継続的に進行する手続である。このため、一時的に第三者がなりすましを行っても、それはなりすまし直後の関係者間のやりとりのなかで発覚し、是正されることが期待できる。したがって、「オンライン訴訟システム」のセキュリティは、ただ一度のなりすましをも完全に排除できなければ制度として成立し得ないといったものではなく、インシデント対応の負担は、手続のなかにも分散できる。「オンライン訴訟システム」のセキュリティは、行政オンライン・システムの実績と切り離して考えることができるゆえんである。
- iv 当事者本人にとって、訴訟手続を中核とした裁判手続の「オンライン訴訟システム」は、自らが関わる裁判手続が進行している時期にだけ利用されることが通常である。したがって、訴訟係属中には当事者に対して定期的にパスワードを変更するように促し、あるいは、システム上定期的なパスワードの変更を強制的に求め、事件終了時にはアカウントを停止するなどの措置をとれば、アカウント漏洩のリスクは、相当程度に抑えることができる。

以上のように考えれば、本実証実験が選択したように、システムへのログ

イン時には、IDとパスワードの方式のみによる本人認証で足りると考えられる。

それでは、なりすましなどのリスクに対して、IDとパスワードの方式を採用したオンライン裁判手続がいかに対応可能かについて、本実証実験では、実際になりすましの実験を行って、その結果を検証した。

すなわち、具体的には、3日目（1月23日）の実験において、第2回口頭弁論期日前、原告本人のIDとパスワードを用いて、原告になりすました第三者がシステムに侵入し、原告・原告代理人の関知しない訴えの取下書を「オンライン訴訟システム」上で提出した。

期日前の裁判所内では、若干の混乱が発生したが、期日外でこれを処理することはやめ、期日内で原告の意思を確認することにした。

第2回口頭弁論期日の冒頭において、訴えの取下書が提出されているが、全体の訴訟追行と相容れない申立てであるので、裁判長は原告代理人に対してその提出を確認した。原告代理人は、当該取下書が、原告本人も原告代理人も与かり知らないものであることを陳述した。

裁判長は、原告代理人の陳述を確認した後、裁判所書記官に対して、「オンライン訴訟システム」上から、当該訴えの取下書の削除を命じた。

その後、裁判長は、原告代理人に対して、アカウントの管理を徹底するよう原告本人に伝えるべく手続を教示した（本実証実験では、なりすましが発生した時点での、「オンライン訴訟システム」のログも記録したが、その一覧表については、割愛したい）。

なりすましが発生した場合、一般に、ログからなりすましか否かを完全に判別するのは困難である。しかし、明白なりすましが発生した場合には、システム上で対応できることは当然であるが、そうでなかったとしても、本実証実験で示されたように、裁判手続は期日ごとに逐一当事者の意思を確認することができるので、一時的なりすましによる不実の訴訟行為は、比較的簡単に手続から排除することができ、当事者の権利義務がなりすましによって、確定的に不利益を被ることは考えがたいであろう。しかも、先に述べ

たように、本実証実験の目的の1つに、「活性弁論の復活」をあげているが、なりすましは、「期日における口頭主義・直接主義の実践・活性化」を通じて、暴露率が高くなるとも考えられるであろう。

この実験におけるポイントは、訴えの取下書が第三者によって提出されても、直ちに訴訟を終了させるのではなく、口頭弁論期日を開き、裁判所が原告の意思を確認したことである。この実験の経過では、原告が訴えの取下書を提出した後に、被告が反訴状を提出したのであるから、取下書の「原告被告間に、裁判外の和解が成立した。」との記載は疑わしい。このように、意思が不明瞭な取下げなどに対しては、裁判所による意思確認がなされるべきであろう。

しかし、「オンライン訴訟システム」では、それを超えて、およそ手続の開始・続行・停止・完結に関わる申立てその他重要な訴訟行為については、システムへの申立てのみで判断を行わず、口頭弁論などの期日を開いて、直接に当事者の意思を確認すべきである。なぜならば、IDとパスワードの方式という簡易なアカウント管理方式を採用するならば、そのこととのバランスで、なりすましによるリスクを低減させる手続が必要であるからである。このさい、「オンライン訴訟システム」を利用した期日外積明（民訴法149条3項）による意思確認等も考えられるが、「オンライン訴訟システム」そのものがハッキングされている可能性がある以上、この方法は十分ではない。この手当ては、より確実に本人確認ができる形式で、「オンライン訴訟システム」の外側に用意されなければならないからである。また、後述の「サイバー法廷システム」により、当事者の意思を確認するための出廷コストは、現状よりも相当程度に低く抑えることができると考えられる。

むしろ、この問題については、弁護士・弁護士事務所におけるアカウントの管理問題がより深刻である。

仮に、事件ごとにアカウントを発行すれば、1つのアカウント情報が漏洩したことから生じる被害は、その事件に関する訴訟記録に限定される。しかし、弁護士は1人あたり数十から数百のアカウントを管理しなければならず、

管理リスクは増大するからである。

これに対して、弁護士ごとに1つのアカウントを発行すると、そのアカウントから数十～数百（場合によってはそれ以上）の訴訟記録へのアクセスが可能になり、そのアカウント管理は、厳重でなければならない。

しかし、いずれの方式を選択しても、弁護士のアカウント管理にさいしては、弁護士事務所職員に関する問題を避けて通ることができない。すなわち、現状でも、裁判所に提出する書面の体裁をそろえ、提出行為（郵送等）を行うのは、現実には弁護士事務所職員であることが少なくない。そうすると、業務の煩いを避けるために、弁護士事務所職員が、弁護士に発行されたアカウントを管理・使用する運用が予想できる。また、この点に派生して、「1つのアカウントから、同時に複数人が、システムにログインする運用」への需要が生じる可能性もある。しかし、大規模な情報漏洩やなりすましのリスクがあるアカウント管理について、このような緩和形態の運用を許容すべきではなく、裁判所は、誰がどのような権限によって「オンライン訴訟システム」にアクセス可能であるかを、明確に把握しなければならない。

この点は、IDとパスワードの方式に限らず、生体認証以外のすべての、第三者に認証方法を貸与可能な方式において問題となる。それゆえに、アカウント管理に関しては、技術上の障壁だけでなく、実務上の慣習や業務形態のあり方も、条件規定ないし条件変更を行う必要がある。

具体的には、以下が考えられる。

- i 弁護士個人・弁護士事務所職員等、複数の事件について「オンライン訴訟システム」を利用する可能性がある者には、個人ごとにアクセス可能な事件を制限したアカウントを発行すべきである。特に、個別事件についてアクセス権限がない者が、他人のアカウントを借用して「オンライン訴訟システム」にアクセスすることは、運用ルール上厳格に禁止しなければならない。
- ii サーバー側では、同一アカウントからの複数同時ログインができない仕様にしなければならない。

- iii 弁護士・弁護士事務所職員等については、物理的デバイスを用いた個人認証を要求することも考えられる。ただし、その要件が、法曹関係者へのシステム普及を妨げ、あるいは最終的にその経済的コストを紛争当事者が負担するおそれもあり、なお検討課題とすべきである。

(B) インターフェイス

司法制度への ICT 導入にさいしては、しばしば批判的な意見の論拠として、紙媒体の優位性が説かれる。この主張には、理論上の優位性と、実務上の慣れの問題が混在しており、かつ理論上の優位性についても、複数の観点があり得る。そのため、この問題を論じるためには、最初に、問題の切り分けが必要である。

まず、一般に、情報媒体の機能を以下のように分析し、紙媒体の優位性を考察する。

- ① 情報（紙媒体によって表現・処理できる情報の種類と、可能な情報処理の程度）
- ② インターフェイス（インターフェイスとしての、一覧性、携帯性、検索性）
- ③ 保存（長期保存に耐え得るメディア、保存方式）

以上の観点から、訴訟制度で現れうる情報媒体として、口頭でのやりとり、書面でのやりとり、および、デジタル情報のやりとりにつき、ごく簡単な分析を行う。なお、デジタル媒体は発展中のメディアであり、将来の展開も含めて評価困難な点が多いことに、あらかじめ留意する（→表26）。

口頭でのやりとり、すなわち「話して聴く、聴いて話す」という直接的なコミュニケーションの優位性は、いうまでもない。古くは古代ギリシャ以来、いくたびも強調されてきたことである。裁判手続においても、口頭弁論において裁判官、当事者が一堂に会した口頭でのやりとりが原則であり（口頭主

表26 メディアとその機能

	口頭	書面	デジタル
情報	○ (直接性)	△	○?
インターフェイス	△	○?	△?
保存	×	○ (実績)	○?

義〔口頭弁論主義〕。民訴87条1項本文)、民事訴訟の諸理念が最もよく達成されると解されている。しかし、口頭コミュニケーション自体による意思疎通の範囲には物理的な限界があり、また、口頭でのやりとりを、他のメディアに変換することなく厳密にそのまま保存することは不可能とも考えられる。

一般に、文書(書面)は、二次元中に表現できる情報(文字あるいは図画など)しか表現できず、かつ、文書作成から時間的・空間的に断絶された人間の閲読等による情報処理を要する。しかし、長期保存という目的における紙媒体の優位性は、歴史が証明するところである。ただし、現在の日本では、保管場所の限界という物理的な理由から、訴訟記録・判決原本を永年保存としていない。これは、シンガポールやアメリカ合衆国の諸州においてペーパーレス化を推し進めた理由でもある。

さらに、文書は、インターフェイスとしても、携帯性・一覧性に優れ、柔軟なアウトプットが可能である。訴訟制度においても、実務上、紙媒体への慣れともあいまって、検索性も紙媒体が優れていると解されている。その結果、上記口頭主義にもかかわらず、しかも、補完的とはいわれながらも、訴訟において、実質的には書面主義が妥当しているといわれ、現実には、紙媒体としての訴訟記録を中心にして、裁判手続が進められることになる。

これに対して、デジタル情報は、これまで永年保存の実績がなく、またその閲読等にあって、必ず電子情報を解釈するための一定のデバイスが必要とするという欠点があるものの、処理可能な情報、およびインターフェイスについては、際限がほぼないほどの可能性があると考えられるのである。

以下では、本実証実験の結果を踏まえ、訴訟制度へのICTインターフェ

イスの導入にはどのような可能性があるか、とりわけ、紙媒体との関係をどのように考えて導入を進めるべきかについて考えて行きたい。

① 現行実務の紙媒体インターフェイスの特徴

現行訴訟実務においては、以下の形式で紙媒体が用いられることが通常である。

裁判所においては通常、A4サイズの二穴紐綴じファイルが用いられる。ファイルがおおよそ7センチメートルを超える場合には、分冊にする。訴訟記録はおおむねA4で統一されるが、当事者が提出した資料についてはこれに限らない。付箋なども多用される。事件が上訴された場合には、訴訟記録も上訴審へ移されるため、訴訟記録本体へのメモなどの書き込みなどは、あまりなされない。

弁護士が用いるインターフェイスは統一的でないが、多くはA4二穴フラットファイル・アーチファイルなどが用いられるようである。付箋などの使用、メモなどの書き込みもなされる場合がある。

② 実証実験におけるインターフェイス

実証実験においては、「オンライン訴訟システム」として、以下のインターフェイスが用いられた。

本実証研究では、手続の流れとして、「ブラウザ上の、『オンライン訴訟システム』画面とインターフェイス」〔IDとパスワードを入力のうち、ENTERキーまたは「ログイン」ボタンを押してログインする。〕、「ログイン後のトップ画面」〔利用サービス一覧→新着情報（クリックで各個別サービスへ遷移）→スケジュール管理を押す。〕、「訴訟資料提出時のインターフェイス(1)」〔「新規閲覧・レポート作成」を押す。〕、「訴訟資料提出時のインターフェイス(2)」〔提出すべき資料の種類をコンボボックスより選択→通知先の選択（別画面へ遷移）→裁判所への通知（右上の「書式選択」ボタンで、定型句を選択、簡易入力できる。）→添付ファイルの指定（別画面へ遷移）を押す。〕、「訴訟資料提出時のインターフェイス(3)：通知先指定」、「訴訟資料提出時のインターフェイス(4)：添付ファイル指定」〔ファイルダイアログ

表27 実証実験で使用したクライアント端末の仕様

区分	スペック
筐体	A4 ノート (360×265×38~40.5mm 駆動時間約1.6h)
OS	Windows XP SP3 (Vista ダウングレードサービス版)
メモリ	1.024GB (最大 2.048GB)
HDD 容量	80GB
FDD	なし
CD/DVD ドライブ	DVD-ROM&CD-R/RW (固定式)
画面種類	TFT カラー液晶 (WXGA)
画面サイズ	15.4インチ
画面解像度	1280×800 (1677万色)
イーサネット	10/100/1000BASE-T& ワイヤレス (IEEE802.11a/b/g)
マウス	USB 光学式スクロールマウス

を開き添付ファイルを指定→指定した添付ファイル一覧の表示 (下の OK ボタンで、(2)画面へ遷移)、「訴訟資料提出時のインターフェイス(5):確認画面」[通知の確認]、「訴訟資料閲覧時のインターフェイス(1)」[事件番号を選択→「検索」ボタンを押す。]、「訴訟資料閲覧時のインターフェイス(2)」[資料選択を押す]、「訴訟資料閲覧時のインターフェイス(3)」[資料情報→ファイルへのリンク]、「訴訟資料閲覧時のインターフェイス(4)」[ファイル選択 (ファイルへのリンク)]、「訴訟資料閲覧時のインターフェイス(5)」を作成し、写真なども多数撮ったが、それらは、本稿では割愛したい (クライアント端末の仕様については、表27参照)。

③ 実証実験における対応・感想

上記インターフェイスにつき、傍聴に訪れた法学研究者・実務法律家・市民から、「オンライン訴訟システム」についてのアンケートをとった。その結果の一端は、表28のとおりである。

(a) 法学研究者・実務法律家の感想

「外部法学研究者と実務法律家アンケート／インタビュー結果」(＜資料

b ><付記1>を参照) より、アンケートの間5から間7、間13から間14を引用する (→表28)。

これによれば、多くの弁護士は、弁護士一般がもつITリテラシーについて、比較的低い自己評価を持っているが(問13)、それにもかかわらず、本実証実験で用いられた「オンライン訴訟システム」のインターフェイスは、操作性が悪いとは感じておらず、一般論としての導入にも積極的な意見が強い。

表28 インターフェイスに関するアンケート結果(法学研究者・実務法律家)

問5	<p>実証実験で用いていたオンライン訴訟システム(オンラインでの申立て、準備書面の提出、書証の電子媒体化、訴訟記録の電子化など)をご覧になって、ご自身で利用できそうですか。(ひとつだけ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用方法のアドバイスがあれば、簡単に利用できると思う 2. 利用方法のアドバイスがあれば、比較的簡単に利用できると思う 3. 利用方法のアドバイスがあっても、利用はやや難しいと思う 4. 利用方法のアドバイスがあっても、利用は非常に難しいと感じる 	<p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for Q5. The categories are: 1 (53%), 2 (47%), 3 (0%), and 4 (0%).</p>
問6	<p>オンライン訴訟システムが実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。(ひとつだけ)よろしければその理由もお教えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ぜひ利用したい 2. 機会があれば利用したい 3. できれば利用したくない 4. 決して利用したくない 	<p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for Q6. The categories are: 1 (53%), 2 (47%), 3 (0%), and 4 (0%).</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・司法アクセスの悪かった、司法過疎地で勤務する弁護士としては、一刻も早く実現していただければ、地域での相談業務等に、より多くの時間を割くことができるようになると思います。 ・導入コストが気になる。 ・法律事務所においては事務局の労力が軽減される可能性があると思います。 ・事務所の事務局の負担も軽減すると思う(印刷、裁判所に届けるなど)。コストダウンにもなるし、管理しやすい。 ・通知等のメールを見逃すおそれがあるので原則としては通常方式がよい。 ・経費や、手間の削減になるから。 	
問7	<p>一般的に、オンライン訴訟システムを全国で実現することについてどう思いますか。(ひとつだけ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ぜひとも実現すべきである 2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである 3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない 4. 決して実現すべきでない 	<p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for Q7. The categories are: 1 (22%), 2 (78%), 3 (0%), and 4 (0%).</p>

問13	<p>一般的に、弁護士はPC等のデジタル・デバイスを用いた書面の作成に慣れていると思いますか。(ひとつだけ)</p> <p>1. ほとんどすべての弁護士が慣れている 2. 社会一般に比べて、比較的多くの弁護士が慣れている 3. 社会一般に比べると、それほど多くの弁護士が慣れているわけではない 4. 多くの弁護士がまだ慣れていない</p>	<p>A pie chart with four segments. The largest segment is labeled '3' and '60%'. Two smaller segments are labeled '1' and '20%', and '2' and '20%'. The smallest segment is labeled '4' and '0%'.</p>
理由	<p>・事務所ごとに差が大きいと感じますが、2、3の間だと思います。 ・ベテランの先生方は不慣れな方が多いと思う。 ・手書きで提出する弁護士はまずいない。 (P Cを使えない弁護士もまれにいるらしいが、事務員さんが作成するので問題ないと思う。)</p>	
問14	(問13で3、4を選択した場合のみ回答) 慣れていない場合には、誰がPC等で書面を作成することになりますか。	
作成者	<p>事務所の事務員 事務局 事務員</p>	

*以上、抜粋。

(b) 傍聴者の感想

(画面上のインターフェイス)

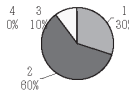
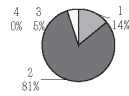
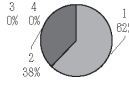
問7では、自分自身も簡単にあるいは比較的簡単に「オンライン訴訟システム」を利用できると感じたのは、回答者の9割に達しており、一般の市民にとって、「オンライン訴訟システム」のインターフェイスは必ずしも難解とは映らなかったことが窺える。また、導入に対する一般的な意見も、積極的なもののみで(問9)、懸念を示す意見もなかったことが分かる(以上につき、表29参照)。

「オンライン訴訟システム」は、法曹からも市民からも導入が望まれており、心理的な抵抗感はほほないといえるであろう。また実証実験におけるインターフェイスでも、感覚的なレベルでは法曹・一般市民のITリテラシーから乖離していないといえる。

④ 評価

ここに記した結果を踏まえても、なお、本実証実験における「オンライン訴訟システム」のインターフェイスには、以下に述べるような問題が残った。

表29 インターフェイスに関するアンケート結果（一般向け）

問7	<p>実証実験で用いていた「オンライン訴訟システム」（オンラインでの書面の提出や閲覧など）をご覧になって、ご自身で利用できそうですか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用方法のアドバイスがあれば、簡単に利用できると思う 2. 利用方法のアドバイスがあれば、比較的簡単に利用できると思う 3. 利用方法のアドバイスがあっても、利用はやや難しいと思う 4. 利用方法のアドバイスがあっても、利用は非常に難しいと感じる 	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Response</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	Response	Percentage	1	30%	2	80%	3	10%	4	0%
Response	Percentage											
1	30%											
2	80%											
3	10%											
4	0%											
問8	<p>オンライン訴訟システムが実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。よろしければその理由もお教えてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ぜひ利用したい 2. 機会があれば利用したい 3. できれば利用したくない 4. 決して利用したくない 	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Response</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	Response	Percentage	1	14%	2	81%	3	6%	4	0%
Response	Percentage											
1	14%											
2	81%											
3	6%											
4	0%											
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・面倒が少ないから。 ・なるべくなら直接的な方法の方が良い。 ・オンラインでというより、裁判の手続きが煩雑すぎるので、できれば訴訟はしたくない。 ・その時どこに相談すれば良いのかわかるようなシステム、窓口の開設を（してほしい）。わざわざ裁判所に向かなくても良いですから。 ・裁判所に向かうよりは負担が少なそうだから（心理的、経済的）。 ・裁判所に行ったりするのは時間がかり面倒だから。 ・これまでの裁判所のみでの裁判と内容的に何ら変わりはないので、近い場所でそれができるのはありがたい。 											
問9	<p>一般的に、「オンライン訴訟システム」を全国で実現することについてどう思いますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ぜひとも実現すべきである 2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである 3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない 4. 決して実現すべきでない 	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Response</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	Response	Percentage	1	62%	2	38%	3	0%	4	0%
Response	Percentage											
1	62%											
2	38%											
3	0%											
4	0%											

* 以上、抜粋。

図表（略）で示されたように、訴訟資料・証拠資料の提出・閲覧の結果にたどり着くまでの手順が長い（たとえば、1つの訴訟資料を提出するためには、システムログインから数えて、最短でも6回の画面遷移を経なければならない）。これは一般的なグループウェアをベースにシステム開発を行った結果であるが、「オンライン訴訟システム」は、業務システムではなく、市民のためのサービス・システムの側面があるため、この点は改善の余地があ

ると考えられる。

本実証実験の後、裁判所と当事者とは、システム利用の基本的な視点が異なるとの指摘がなされた。すなわち、裁判所は（複数事件記録の管理も含め）事件記録全体の管理・概観を行いたいというニーズが大きい。これに対して、当事者は、訴訟資料の提出や申立てといった、個々の訴訟行為を簡単に行いたいというニーズが大きい。この指摘に基づけば、裁判所用のインターフェイスと当事者用のインターフェイスを、次に述べるように区別すべきであろう。

裁判所用のインターフェイスは、事件の特定からスタートして、各事件のなかで各機能を使えるようにするのが望ましい。

これに対して、当事者用のインターフェイスは、目的からスタートして、原則的な行為であれば最短の手順で行える設計が望ましい。この点について、当事者の目線に立って設計されたインターフェイスとして、たとえば、カリフォルニア州裁判所のセルフヘルプ・センターや、日本では福岡県弁護士会のものなどが参考になる。いずれも、トップページにグラフィカルな選択肢を置き、前者であれば、簡単な選択肢をたどる形式をとり、後者は、一度の画面遷移で、とるべき行為が明らかになる設計がなされている。

上記のアンケート・インタビュー結果にもかかわらず、実証実験の本番においては、裁判官・弁護士ともに、手元に紙媒体としての訴訟資料を置き、それを見読しながら弁論を行っていた。

実験に参加した弁護士が、本実証実験で用いた「オンライン訴訟システム」の操作性をどう感じたか、また、紙媒体の優位性をどう考えているかについて、以下のアンケート結果を引用する（→表30）。

これによれば、「オンライン訴訟システム」のインターフェイスには、比較的好印象をもっているにもかかわらず、口頭弁論期日などでは紙媒体を使用したことが分かる。また、紙媒体の長所（一覧性、原本性、検索性、携帯性、メモの容易さ）は多面的であり、そのなかには、非常に具体的な紙の利用シーンが想定されていた。

表30 演者による感想・紙媒体の長所

問20	オンライン申立てのシステムの操作性（使いやすさ）はいかがでしたでしょうか。	
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題はない。 ・特に問題は感じていません ・使いやすい。問題ないと思う。 ・簡単で使いやすい。ツリーの幅が広がってくると、スクロールしないとフォルダが探せない点が不便。 ・特に問題はない。使いやすかった。 	
問21	現在の訴訟手続では訴訟資料を紙媒体で取扱っていますが、紙媒体のどのような機能（一覧性、検索性、携帯性、原本性等）を重視していますか。また、紙媒体で不足しているが、運用上、訴訟資料に求められる機能はどのようなものですか。	
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・一覧性。 ・内容を確認する程度です。 ・資料にメモをとったりもするので、紙が使いやすい。読みやすい。 ・一覧性、原本性。 ・検索性を重視している。尋問で聞くべきところにはふせんをはったりしているが、オンラインシステムでもそういう意味での検索性を重視することを検討して欲しい。次に携帯性。電車や飛行機の中等、裁判直前に確認したい場合もあり。 ・原本性については、特に重要な場合（印章と印影の一致等）以外は重視しないので、それほど問題にならないのでは。 	

*以上、抜粋。

法曹は、紙媒体による業務の経験を積んでおり慣れ親しんでいるために、これを一朝一夕にデジタル・デバイスのインターフェイスに置き換えることは、必ずしも容易ではないであろう。そこで、以上の問題を解決するためには、以下の方向性が考えられる。

(a) デジタル・デバイスを改良する。

これには、デジタル・デバイス上で紙媒体と同じ操作性を実現する方向性（本の見開きと同じ外観のインターフェイスを、タッチパネルによって操作するなど）と、紙媒体よりも操作性の高いインターフェイスを模索する方向性とがあり得る（本実証実験は、後者に属する。）。現行実務上の紙媒体によるインターフェイスは、実務家にとっては慣れ親しんだものであるが、裁判手続内で処理される情報の構造からみて最良のインターフェイスであるか否かは、実際には検証されていない。そのため、長期的には後者の方向性が

採られるべきであろう。しかし、本実証実験ではその成果を出すことができず、前者の方向性も含め、より検討が必要である。デジタル・インターフェイスの優位性は、検索、ハイパーリンク、拡大・縮小、ナビゲート、ハイライトなどのほか、たとえば、予め登録してある文字に対して、文書が登録されただけで、検索インデックス、ハイパーリンク、ハイライトなどを行うことも可能である。これら諸機能のうち、訴訟記録に適合的なものを組み合わせる試みが、今後も引き続きなされるべきである。

(b) 紙媒体とデジタル・デバイスのハイブリッド・インターフェイスを構想する。

これは、訴訟記録がデジタル化されるという前提のもとで、そのアウトプット・検索インターフェイスとして紙媒体をとらえるものである。一例として、アメリカにおけるある訴訟記録管理システムを挙げることができる。これは、デジタル化された訴訟記録を紙媒体に印刷し、弁護士の手控え用の資料とするが、そのさい、プリントアウトされた資料の全ページにバーコードが印刷され、このバーコードをスキャンすることで、訴訟記録管理システムが当該デジタル情報を呼び出すという仕組みである。紙媒体のインターフェイスとしての機能を特定し、デジタル・デバイスとの棲み分けを図った一例として、検討に値するであろう。

(c) 送達その他の通知

一方当事者からの申立てが広くオンライン化可能であり、そうすべきことは既に述べたが、他方当事者へその申立ての内容を知らせるさいは、オンラインによることができるか否かは問題となる。

裁判所から当事者へ情報を発信するさいには、以下の手続がある。

- ① 通知：方式に制限がない。そのため、オンラインでの通知も制度上問題がない。
- ② 送付：書類の写しを交付またはファクシミリを用いて送信する（民

訴規則47条1項)。

③ 送達：法定の方式に従って通知する（民訴法98条～113条）。

このうち、最も重大な訴訟上の事項を当事者に通知する方法が送達であり、それゆえに送達にかかる費用・時間・労力は大きい。したがって、送達制度へのICT導入によって期待できるコスト減少の効果は大きく、その可能性が、検証されるべきである。

本実証実験においては、以下の手順に従って、オンライン送達が行われた。

- ① 裁判所書記官から、「オンライン訴訟システム」の回覧・レポート機能によって情報をアップロードする。
- ② ①により、送達受領者に送達があった旨のメールが自動送信される。このさい、電子メールは盗聴のリスクがあるため、送達内容などはメールには記載しない。
- ③ 送達受領者が②のメールを確認し、「オンライン訴訟システム」へログインのうえ、送信されたファイルを確認する。
- ④ 内容を確認して、回覧・レポート機能のコメント欄に、確認した旨のコメントを入力する。

本実証実験の方式による送達の優位性および問題点は、以下のとおりである。

優位性について

- ① 送達のコストが大幅に減少する。これは、前述の時間・費用コストで示したとおりである。
- ② 送達が奏功したことが、「オンライン訴訟システム」上に送達受領者が書き込みをするという明示的なアクションで確認できるため、確実性が高い。

問題点について

- ① 訴訟手続冒頭の、被告に対する訴状等の送達においては、オンライン送達を行うことは、原則的には不可能である。なぜなら、被告のオンライン通信環境が整っていることを、通常は訴えの提起時に確認できないからである。ただし、事前に被告やその訴訟代理人となるべき者が同意しているなどの例外的な事情がある場合は、この限りでない（この点、支払督促オンライン手続においても、債務者との通信は紙媒体で行われ、債権者との通信でも、債権者の同意がなければオンラインによることができないことにも、留意すべきである。）。
- ② 同様に、「オンライン訴訟システム」は、当事者との通信手段が確立した後にのみ利用可能であり、当事者との通信手段を確立することができない場合、あるいは当事者がオンライン送達について同意しない場合には、必ず従来の送達制度の利用によらなければならない。
- ③ 送達の対象となる書面には、正本等が含まれる。このため、裁判所が作成する一定のデジタル情報に正本性を観念しなければ、現行規定と抵触する。このため、裁判所が作成するデジタル情報については、裁判官・裁判所職員の電子署名による真正性の担保を検討する必要がある。

(D) 法廷における「オンライン訴訟システム」の操作権限

本実証実験の本番では、「オンライン訴訟システム」を、法廷、とりわけ「サイバー法廷システム」で利用するさいに、誰がどの端末の操作権限をもつかが問題となった。「オンライン訴訟システム」、「サイバー法廷システム」を導入した場合の法廷秩序の維持を円滑に行うために、法廷（遠隔法廷を含む）にいる各関係人につき、その操作権限の検討を行う。

① 裁判官、弁護士、主張過程における当事者本人

自らが利用する「オンライン訴訟システム」の端末のみについて、自己のアカウントでログインし、操作権限をもつと考えるべきである。本実証実験では、口頭弁論等の期日内で、当事者が新たに書証を提出する行為を行った

が（例、シナリオ3のケース）、このような訴訟行為は、法律上保障されており、「オンライン訴訟システム」の導入後も許容されなければならない。また、その結果は、裁判官・相手方当事者等が、自己のアカウントでログインして使用する「オンライン訴訟システム」の端末から、各自が確認できるようにすべきである。

② 証人、鑑定人、証拠方法としての当事者本人

いかなる端末についても操作権限をもたないとするべきである。特に、当事者本人は、自らの主張を行うだけでなく、当事者尋問という証拠調べの対象となる場面もある。後者では、自らの主張を行うのではなく、証人と同様の尋問を受けることになる。そのため、双方の場面について、異なる操作権限のあり方を考えなければならないであろう。すなわち、当事者尋問のさいは、当事者も証拠方法であり、書面に基づく陳述は禁止されるため（民訴203条）、自らのアカウントでログインした「オンライン訴訟システム」の端末を操作することもできないと解すべきである。

この点、証人・鑑定人が遠隔法廷にいる場合における操作権限の規律は、特に問題となる。法廷からの秩序維持が十分に届かないために、書面に基づく陳述の禁止が厳格に遵守されないおそれがあり、また、尋問を受ける者と尋問を行う当事者（代理人弁護士、特に主尋問）とが同じ遠隔法廷にいる場合には、法廷秩序の維持が保障されるか不明だからである。本実証実験でもこのような場面があり、そこでの尋問態様の規律が問題となった。

本実証実験で提言する規律は以下のとおりである。

- (a) 尋問を受ける者は、「オンライン訴訟システム」を利用せず、「サイバー法廷システム」のみを利用する。また、書面を持たず、近くに備え置いてもいけない。
- (b) (a)が実行されているかを法廷から観察可能とするために、「サイバー法廷システム」上、遠隔法廷の全貌を撮影するカメラを設ける。
- (c) 主尋問にさいしては、たとえ尋問者と証人・当事者が同じ拠点にいる場合でも、相手方当事者からの申立てや裁判所の判断に応じて、両

者のブースを別にするか、または、裁判所職員を同席させるなどの措置も考えられる。

③ 裁判所書記官

訴訟管理用の端末について操作権限をもつほか、証人、当事者尋問における当事者本人に証拠方法（書証など）を提示するための端末や、場合によっては公開法廷全体に資料を提示するための端末の操作権限をもつべきである。裁判官や尋問を行う当事者は、適宜、裁判所書記官に指示を出すことによって、上記訴訟資料・証拠資料の提示を要請するにとどまり、自ら独自に提示用の「オンライン訴訟システム」の端末の操作権限をもつことはないとするべきである。これにより、法廷（遠隔法廷を含む。）内で提示される情報が確実に共有されていることを担保し、「オンライン訴訟システム」の操作権限を適切に管理し、コート・マネージャーとしての裁判所書記官の役割を明確化することができる。

なお、本実証実験では、遠隔法廷にいる証人に対して、遠隔法廷に同席する弁護士が、自己のアカウントでログインした「オンライン訴訟システム」を用い、または手元の紙媒体の証拠資料を提示することによって、書証を提示する場面があった。このような運用は、法廷内での情報共有を不透明にするため、本来は避けられなければならない。

(E) 時間・費用コスト

従来、書面の郵送などのやりとりでなされてきた訴訟制度内での情報交換が、ICT に取って代わることにより、情報交換の速度が飛躍的に向上するか、また、本実証実験のようにインターネットを利用した「オンライン訴訟システム」で、通常のインターネット回線使用料以上に特段の費用が発生しないことによって、通信費をどの程度節減できるかについて、本実証実験にさいして試算を行った。

その前提として、1件の訴訟事件における裁判手続のモデル・ケースを想定し、現行実務上想定される時間・費用コストと、ICT 導入後の訴訟運用に

ついて本実証実験で得られた数値とを、おおむね2種類のケースに区別して比較することとした。

比較項目は、裁判手続に要する諸項目のなかで、ヒト・モノ・カネ・情報の伝送に関する部分に限定し、裁判に関する資料などの作成や判断の形成など（書類作成、口頭弁論期日、法的判断など）に要する費用・時間は除くことにした。なぜなら、ICTの導入にともなって、前者については、費用・時間のコストが軽減されることが期待されるが、後者は、むしろ、その分より多くのコストなどが投入可能となることによって、手続の一層の充実・重点化を図ることが期待でき、両者を同じ比較の俎上にのせるのは適当でないからである。

なお、現在の司法制度で、民事事件の開始から終結までにかかる平均審理期間は、平均して6.5ヶ月、審理期間が短い特定事件類型を除けば、平均審理期間は8.1ヶ月である。

下記の表31に、今回の比較検証の前提条件とした裁判手続のモデル・ケースとその比較項目の内訳を示す。

各時間・費用欄の丸付きの数字は、訴訟手続欄の細目の同一丸付きの数字に一致し、各手続のうち今回検証対象とする時間・費用の内訳を表す。

各項目に設定した時間・費用の詳細な値は、すでに作成したものの今回は割愛したが、現行実務に要する時間・費用の想定は、複数の実務家によって、おおよその妥当性が検証されており、また、ICT化後の時間・費用は、実証実験の結果から抽出したものである。

ただし、現行実務における電話・FAXにかかる通信料や、ICT化後の「オンライン訴訟システム」のランニング・コスト（および、その個人負担）のうち、通常のインターネット接続費用については計上していない。

なお、以下の比較では、ICTの導入によるトータルな時間・費用コストの推移を検討するため、構成の便宜上、「オンライン訴訟システム」のみならず「サイバー法廷システム」も、比較対象として含む。

① ケース1・出廷者が裁判所近くに居住等するケース

両訴訟代理人弁護士の事務所および証人が、裁判所近くに所在・居住し、ICT化後には、被告代理人・証人は、「サイバー法廷システム」を有する近くの公民館（徒歩圏内）に出廷などするケースを想定した場合の、費用・時間コストの比較は、表32～34、図12～17のとおりである。

表31 訴訟モデル・ケースにおける ICT 化後の時間・費用コスト比較前提条件

訴訟手続		関係者	現行実務		ICT化後	
			時間	費用	時間	費用
【1】訴訟の開始	①訴え提起 ②訴状の受付 ③事件の分配	当事者	①提出用副本コピー 裁判所往復 印紙購入・訴状提出	①コピー代 往復交通費	①オンライン・システムによる提出	なし
		裁判所	③事件分配（回送）	なし	②オンライン・システムによる訴状受理通知の送付 ③オンライン・システムによる事件分配、承認	なし
【2】第1回口頭弁論期日に向けた事務	①最初の口頭弁論期日前における参考事項の聴取 ②訴状の送達 ③口頭弁論期日の指定 ④答弁書の提出 ⑤訴訟記録のコピー	裁判所	①電話による事務連絡 ②訴状・呼出状の送達（発送事務） ③システムへの期日登録、法廷予約等処理 ⑤訴訟記録コピー（3人分）	②郵送料 ⑤コピー代	①オンライン・システムによる事務連絡 ②被告のシステム利用アカウント発行・通知 オンライン・システムによる訴状・呼出状の送達 ③オンライン・システムへの期日登録、法廷予約 ⑤なし	なし
		当事者	④答弁書郵送（発送事務）	④郵送料	②呼出状の受領 ④オンライン・システムによる送付	なし
【3】第1回口頭弁論期日	①口頭弁論期日の開始	当事者	①裁判所出廷往復	①往復交通費	①裁判所・サイバー法廷システムを有する近くの公民館等への往復（※1）	①往復交通費（※1）

【4】期日間の事務等	①調書の謄写等 (原告側・被告側) ②期日の事前準備 (連絡・催促等)	当事者	①裁判所往復、 調書閲覧謄写 申請・コピー	①往復交通 費 コピー代	①オンライン・シ ステムによる閲覧謄 写申請	なし
		裁判所	②電話・FAX に よる事務連絡	なし	①オンライン・シ ステムによる調書 (デジタルデータ) の送付 ②オンライン・シ ステムによる事務連 絡	なし
【5】弁論準備 手続	①準備書面提出 (原告側・被告側) ②第1回弁論準備 期日	当事者	① FAX による 送付 ②裁判所出廷等 往復	②往復交通 費	①オンライン・シ ステムによる送付 ②裁判所・サイバ ー法廷システムを有 する近くの公民館 等への往復(※1)	①往復交 通 費 (※1)
		裁判所	① FAX による 受領	なし	①オンライン・シ ステムによる受領	なし
【6】第2回口 頭弁論期 日(証人 尋問)	①口頭弁論期日の 開始	当事者 証人	①裁判所出廷往 復(双方代理 人、証人)	①往復交通 費	①裁判所・サイバ ー法廷システムを有 する近くの公民館 等への往復(双方 代理人、証人)(※ 1)	①往復交 通 費 (※1)
【7】期日間の 事務等	①調書の謄写等 (原告側・被告側) ②期日の事前準備 (連絡・催促等)	当事者	①裁判所往復調 書閲覧謄写申 請・コピー	①往復交通 費 コピー代	①オンライン・シ ステムによる閲覧謄 写申請	なし
		裁判所	②電話・FAX に よる事務連絡	なし	①オンライン・シ ステムによる調書 (デジタルデータ) の送付 ②オンライン・シ ステムによる事務連 絡	なし
【8】訴訟の終 了	①判決言渡期日の 開始	当事者	①裁判所出廷往 復	①往復交通 費	①裁判所・サイバ ー法廷システムを有 する近くの公民館 等への往復(※1)	①往復交 通 費 (※1)

(※1) ケース1・2ともに、ICT化後は原告代理人は裁判所に出廷するが、被告代理人・証人は「サイバー法廷システム」を有する近くの公民館等に出向くことを想定。

なお、本表におけるオンライン・システムとは「オンライン訴訟システム」を意味する。

表32 「オンライン訴訟システム」による現行・ICT化後の時間・費用コストの比較（ケース1）

訴訟手続	関係者	現行実務		ICT化後	
		時間	費用	時間	費用
【1】訴訟の開始	当事者	1時間30分	500円	0時間4分	0円
	裁判所	0時間15分	0円	0時間4分	0円
【2】第1回口頭弁論期日に向けた事務	当事者	0時間10分	160円	0時間5分	0円
	裁判所	1時間51分	5,600円	0時間30分	0円
【4】【7】期日間の事務等	当事者	4時間48分	1,680円	0時間24分	0円
	裁判所	1時間20分	0円	0時間16分	0円
【5】弁論準備手続（準備書面提出）	当事者	0時間12分	0円	0時間6分	0円
	裁判所	0時間4分	0円	0時間5分	0円
合計		10時間10分	7,940円	1時間34分	0円

図12 「オンライン訴訟システム」による現行・ICT化後の時間コストの推移（ケース1）

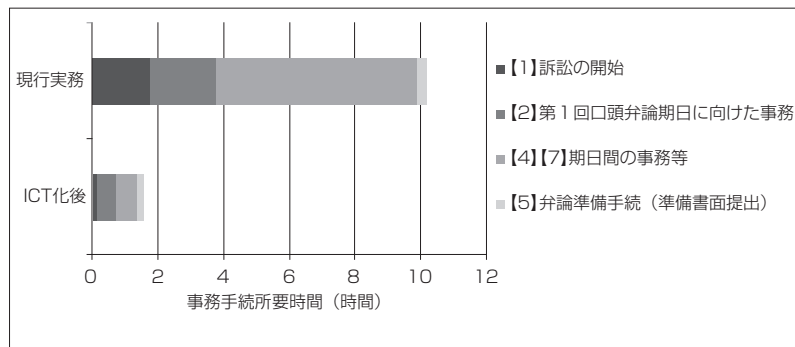


図13 「オンライン訴訟システム」による現行・ICT化後の費用コストの推移（ケース1）

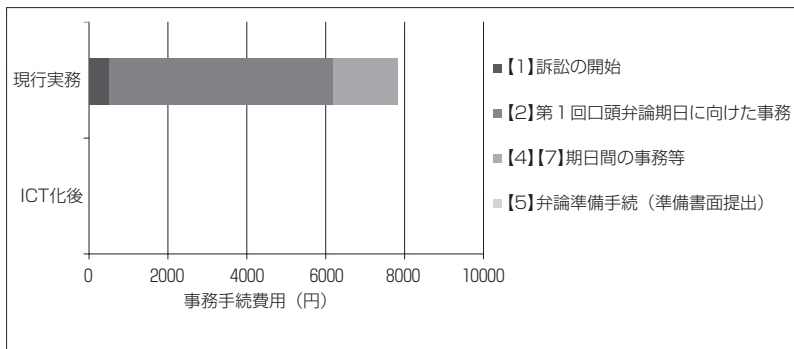


表33 「サイバー法廷システム」による現行・ICT化後の時間・費用コストの比較（ケース1）

訴訟手続	関係者	現行実務		ICT化後	
		時間	費用	時間	費用
【3】第1回口頭弁論期日	当事者	2時間0分	800円	1時間20分	400円
【5】弁論準備期日	当事者	2時間0分	800円	1時間20分	400円
【6】第2回口頭弁論期日（証人尋問）	当事者	2時間0分	800円	1時間20分	400円
	証人	1時間0分	400円	0時間20分	0円
【8】訴訟の終了	当事者	2時間0分	800円	1時間20分	400円
合計		9時間0分	3,600円	5時間40分	1,600円

図14 「サイバー法廷システム」による現行・ICT化後の時間コストの推移（ケース1）

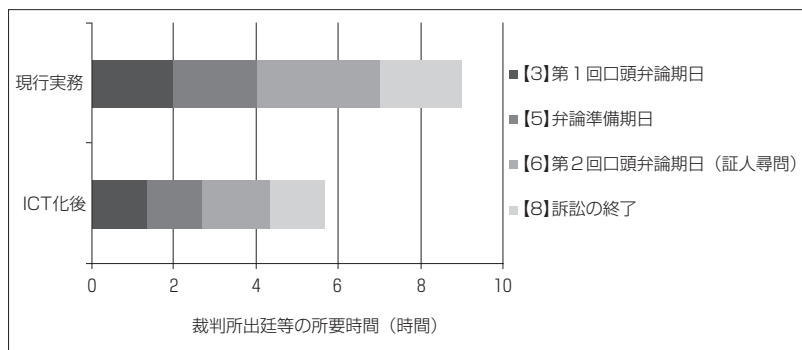


図15 「サイバー法廷システム」による現行・ICT化後の費用コストの推移（ケース1）

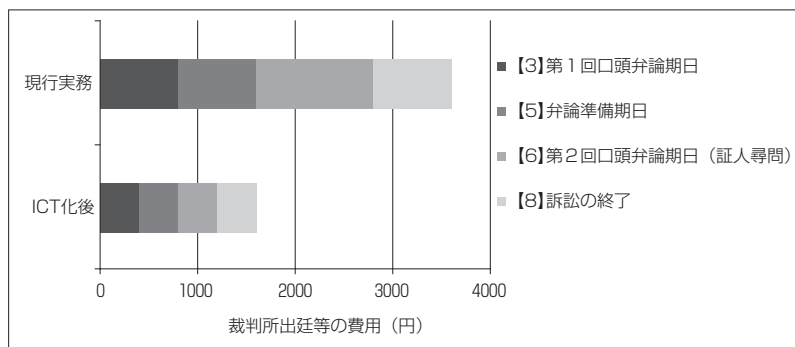


表34 裁判手続全体の現行・ICT化後の時間・費用コストの比較（ケース1）

訴訟手続	関係者	現行実務		ICT化後	
		時間	費用	時間	費用
【1】訴訟の開始	当事者	1時間30分	500円	0時間4分	0円
	裁判所	0時間15分	0円	0時間4分	0円
【2】第1回口頭弁論期日に向けた事務	当事者	0時間10分	160円	0時間5分	0円
	裁判所	1時間51分	5,600円	0時間30分	0円
【3】第1回口頭弁論期日	当事者	2時間0分	800円	1時間20分	400円

【4】【7】期日間の事務等	当事者	4時間48分	1,680円	0時間24分	0円
	裁判所	1時間20分	0円	0時間16分	0円
【5】弁論準備手続	当事者	2時間12分	800円	1時間26分	400円
	裁判所	0時間4分	0円	0時間5分	0円
【6】第2回口頭弁論期日 (証人尋問)	当事者	2時間0分	800円	1時間20分	400円
	証人	1時間0分	400円	0時間20分	0円
【8】訴訟の終了	当事者	2時間0分	800円	1時間20分	400円
合計		19時間10分	11,540円	7時間14分	1,600円

図16 裁判手続全体の現行・ICT化後の時間コストの推移（ケース1）

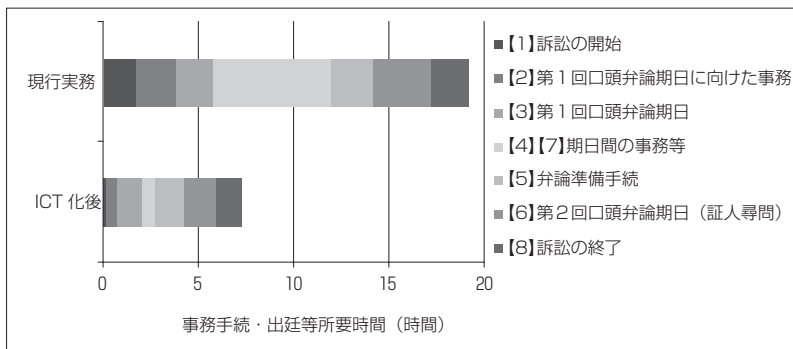
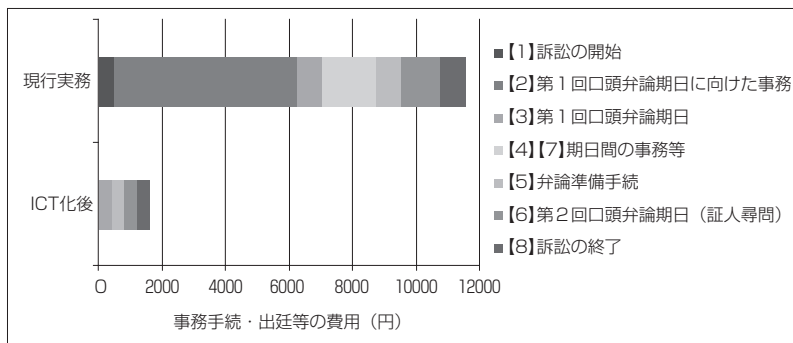


図17 裁判手続全体の現行・ICT化後の費用コストの推移（ケース1）



遠隔地からの現実の出廷等が不要な場合には、「オンライン訴訟システム」の導入による時間・費用コストの軽減が特に大きな問題となる。本実証実験の結果は、訴訟手続に要する時間・費用が、ICTの導入によって有意に（時間にして、60パーセント以上、費用にして、85パーセント以上）軽減し得ることを示している。特に、ICT化により訴状提出や期間の調書の謄写などで裁判所へ出向く手間が省けるため、当事者の負担時間が大幅に軽減されることが看取できる。また、裁判官が合議で事件を審理判断するさいに、裁判官の人数分だけ訴訟記録をコピーする作業が、「オンライン訴訟システム」の導入によって不要になることは、裁判所書記官の事務負担を軽減させる大きな要素となる。

② ケース2・出廷者が遠方に居住等するケース

次に、原告訴訟代理人は、裁判所近くに所在するが、被告代理人・証人は遠方に所在し、ICT化後は被告代理人・証人は「サイバー法廷システム」を有する近くの公民館（徒歩圏内）に出席するケースを想定し、「オンライン訴訟システム」および「サイバー法廷システム」の導入による時間・費用コストの比較は、表35～37、図18～23のとおりである。

表35 「オンライン訴訟システム」による現行・ICT化後の時間・費用コストの比較（ケース2）

訴訟手続	関係者	現行実務		ICT化後	
		時間	費用	時間	費用
【1】訴訟の開始	当事者	1時間30分	500円	0時間4分	0円
	裁判所	0時間15分	0円	0時間4分	0円
【2】第1回口頭弁論期日に向けた事務	当事者	0時間10分	160円	0時間5分	0円
	裁判所	1時間51分	5,600円	0時間30分	0円
【4】【7】期間の事務等	当事者	10時間48分	8,880円	0時間24分	0円
	裁判所	1時間20分	0円	0時間16分	0円
【5】弁論準備手続（準備書面提出）	当事者	0時間12分	0円	0時間6分	0円
	裁判所	0時間4分	0円	0時間5分	0円
合計		16時間10分	15,140円	1時間34分	0円

図18 「オンライン訴訟システム」による現行・ICT化後の時間コストの推移（ケース2）

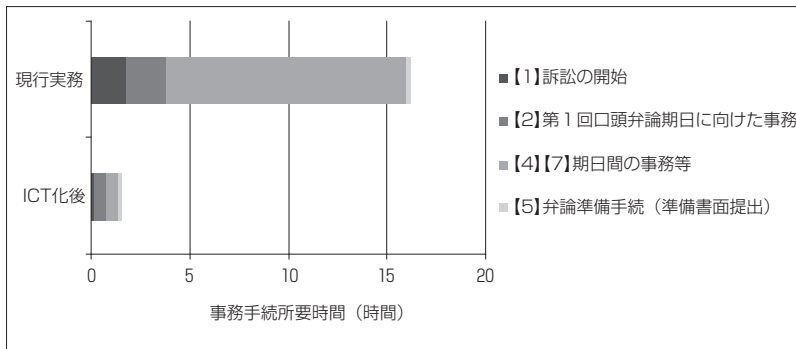


図19 「オンライン訴訟システム」による現行・ICT化後の費用コストの推移（ケース2）

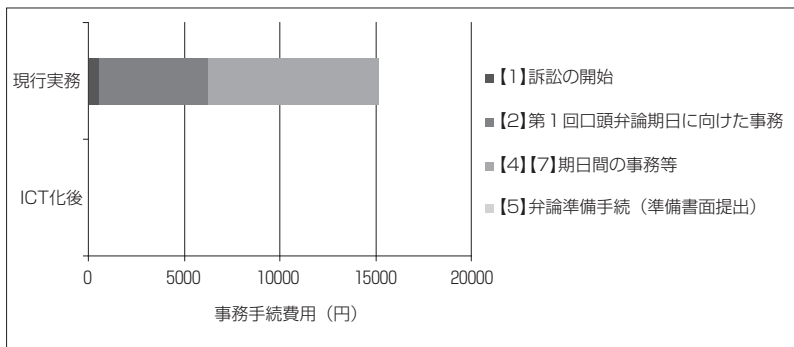


表36 「サイバー法廷システム」による現行・ICT化後の時間・費用コストの比較（ケース2）

訴訟手続	関係者	現行実務		ICT化後	
		時間	費用	時間	費用
【3】第1回口頭弁論期日	当事者	5時間0分	4,400円	1時間20分	400円
【5】弁論準備期日	当事者	5時間0分	4,400円	1時間20分	400円
【6】第2回口頭弁論期日（証人尋問）	当事者	5時間0分	4,400円	1時間20分	400円
	証人	24時間0分	40,000円	0時間20分	0円
【8】訴訟の終了	当事者	5時間0分	4,400円	1時間20分	400円
合計		44時間0分	57,600円	5時間40分	1,600円

図20 「サイバー法廷システム」による現行・ICT化後の時間コストの推移（ケース2）

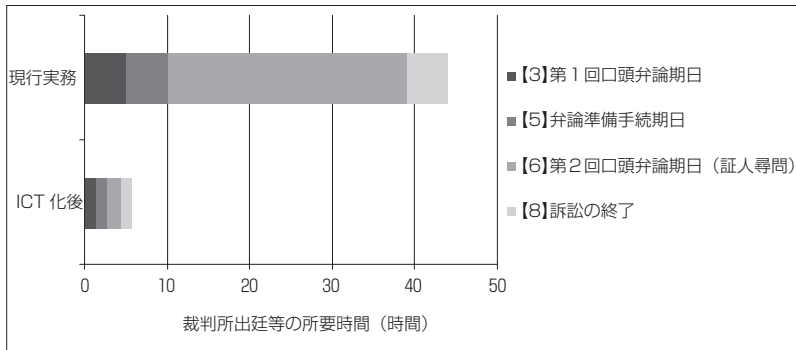


図21 「サイバー法廷システム」による現行・ICT化後の費用コストの推移（ケース2）

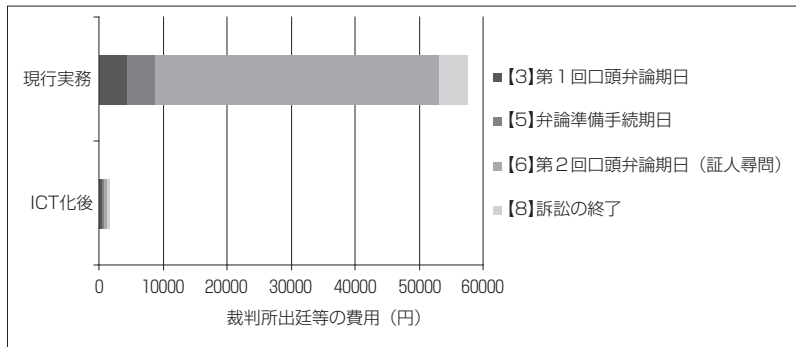


表37 裁判手続全体の現行・ICT化後の時間・費用コストの比較（ケース2）

訴訟手続	関係者	現行実務		ICT化後	
		時間	費用	時間	費用
【1】訴訟の開始	当事者	1時間30分	500円	0時間4分	0円
	裁判所	0時間15分	0円	0時間4分	0円
【2】第1回口頭弁論期日 に向けた事務	当事者	0時間10分	160円	0時間5分	0円
	裁判所	1時間51分	5,600円	0時間30分	0円
【3】第1回口頭弁論期日	当事者	5時間0分	4,400円	1時間20分	400円
【4】【7】期日間の事務等	当事者	10時間48分	8,880円	0時間24分	0円
	裁判所	1時間20分	0円	0時間16分	0円
【5】弁論準備手続	当事者	5時間12分	4,400円	1時間26分	400円
	裁判所	0時間4分	0円	0時間5分	0円
【6】第2回口頭弁論期日 (証人尋問)	当事者	5時間0分	4,400円	1時間20分	400円
	証人	24時間0分	40,000円	0時間20分	0円
【8】訴訟の終了	当事者	5時間0分	4,400円	1時間20分	400円
合計		60時間10分	72,740円	7時間14分	1,600円

図22 裁判手続全体の現行・ICT化後の時間コストの推移（ケース2）

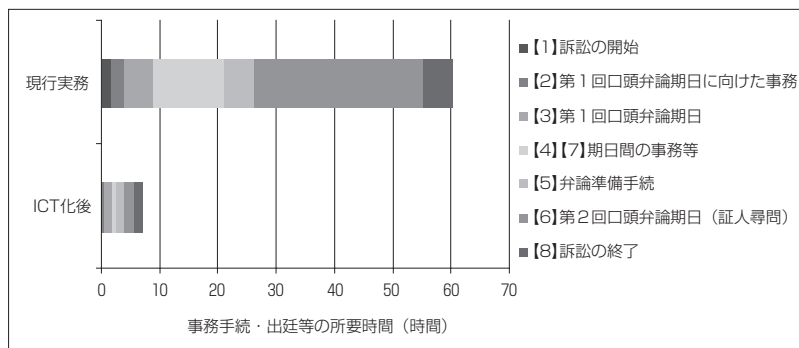
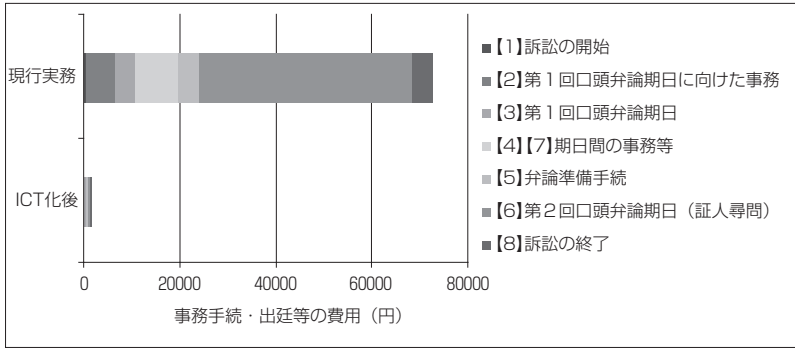


図23 裁判手続全体の現行・ICT化後の費用コストの推移（ケース2）



以上によれば、従来遠隔地から法廷に参加しなければならなかった当事者・証人・訴訟代理人弁護士的时间・費用のコストが、「サイバー法廷システム」の導入によって劇的に軽減できることが明らかになった。法曹向けアンケートによっても、「サイバー法廷システム」の導入が出張を減らすことができる点で有意義であるという感想があり、この比較を裏付けている。また、1人で複数の事件を担当している訴訟代理人弁護士について、事件ごとにその管轄法廷へ出向く必要がなくなることで期日の調整が容易となり、裁判の迅速化や、その短縮された時間を充実した審理に充てることが可能になることも、十分に予想できる。

③ 人件費の推移について

ケース1・2を対象として、「現行実務・ICT化後の事務手続・出廷等にかかる時間・費用コスト」で算出した時間をもとに、ICT化による人件費の推移を算出した（→表38～40）。

ただし、ここでの時間には、書面審査・審理や書類作成等の時間は含まれていない。

表38 人件費単価(A)

根拠となった人件費の1時間あたりの単価(A)は、以下のとおりである。

- (1) 当事者代理人の事務所事務員
 弁護士事務所事務員 経験年数5～6年 平均時給1,513円
 : 法律事務所事務局団体でのヒアリング調査による。
- (2) 当事者代理人
 平成20年 弁護士平均時給 3179.9円 \approx 3180円
 : 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より
 (参考 HP : http://nensyu-labo.com/sikaku_bengosi.htm)
- (3) 証人 (一般労働者を想定、鑑定人・専門委員等、専門職従事者の給与は考慮しない。)
 一般労働者の賃金 (月額) 男女計 299.1千円 …(A)
 : 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より
 (平成20年 賃金構造基本統計調査 (全国) の概況)
 毎月勤労統計調査 総実労働時間数 産業大分類別
 (産業計) (一般労働者5名以上規模) 2008年 169.3時間 …(B)
 : 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労働統計データ検索システム (<http://stat.jil.go.jp/>) より
 以上より、一般労働者の平均時給は、
 $(A) \div (B) \approx 1,767 \text{円} / 1 \text{時間}$
- (4) 裁判所職員 (※ケース1・2は事務手続に限定しているため、裁判所書記官の単価で算出する。)
 裁判所書記官の給与 (月額) 一般行政職員 (行政職俸給表 (一) 適用職員)
 $\text{月額} \times 1.12 = 387,506 \text{円} \times 1.12 = 434,006 \text{円} \dots(A)$
 : 平成20年人事院勧告 (公務員の給与) 参考資料1 公務員給与関係
 「第3表 公務員の平均給与月額」より
 職員勤務時間 平成20年 1日8時間 年間休日120日 + 年間休暇20日 = 140日
 1年間勤務日数 365日 - 140日 = 225日
 1ヶ月勤務時間 225日 \div 12ヶ月 \times 8時間 = 150時間 …(B)
 以上より、裁判所職員の平均時給は、
 $(A) \div (B) \approx 2,893 \text{円} / 1 \text{時間}$

一件の訴訟手続にかかる事務手続・裁判所出廷等のコスト(B)は、上述の分析から、以下のとおりとなる。

表39 1件の裁判手続にかかる事務手続・裁判所出廷コスト(B)

●ケース1

関係者（作業主体）	現行	ICT 化後
当事者代理人事務所事務員	6時間40分	31分
当事者代理人（弁護士）	8時間	5時間28分
証人	1時間	20分
裁判所	3時間30分	55分
合計	19時間10分	7時間14分

●ケース2

関係者（作業主体）	現行	ICT 化後
当事者代理人事務所事務員	12時間40分	31分
当事者代理人（弁護士）	20時間	5時間28分
証人	1日（24時間）	20分
裁判所	3時間30分	55分
合計	60時間10分	7時間14分

人件費は(A)×(B)により、以下のよう求められる。

表40 人件費(A)×(B)

●ケース1

関係者	現行	ICT 化後	差異
当事者（代理人弁護士・事務員）	22,000円	8,975円	-13,025円
証人	1,740円	580円	-1,160円
裁判所	10,080円	2,640円	-7,440円
合計	33,820円	12,195円	-21,625円

● ケース 2

関係者	現行	ICT 化後	差異
当事者（代理人弁護士・事務員）	49,000円	8,975円	-40,025円
証人	41,760円	580円	-41,180円
裁判所	10,080円	2,640円	-7,440円
合計	100,840円	12,195円	-88,645円

以上によれば、出廷者が裁判所近くに所在するケース（ケース 1）で 21,000円強、出廷者が遠隔地に所在するケース（ケース 2）で 88,000円強の人件費の削減が試算できた。このような人件費の削減は、特に個別当事者の費用負担（手続費用、弁護士費用）に直接反映され、司法アクセスにおける当事者の経済的障壁を大幅に緩和させることが期待できる（もっとも、本実証実験が提言する眼目は、人件費の削減ではなく、「オンライン訴訟システム」の利用によって生じた時間的な余剰を、当事者本人への応接や充実した弁論などに振り向けることによって、「法律サービス」としての裁判手続全体の質の向上を図ることである。）。

④ 評価

以上は、あくまで、現行実務について想定値を用いた比較であり、また、費用については、本実証実験でも、実際に金銭の支出を行ったわけではない。しかし、実験という見地からみる限り、以下の諸点を結論として導くことができると思われる。

- (a) 「オンライン訴訟システム」の導入により、当事者参加のあり方に
関わりなく、当事者の時間・費用は有意に軽減可能である。
- (b) 「サイバー法廷システム」の導入により、遠隔地から当事者などが
出廷等するケースにおいて、当事者の負担する費用は大幅に軽減可能
である。
- (c) なお、本実証実験では検証の手段がなかったが、費用の圧縮は、個
別事件における当事者の経済的コストにとどまらず、訴訟記録をデジ

タル化したさいにおける裁判所の訴訟記録の保存にも影響し得るであろう。

(2) 訴訟記録のデジタル化

(A) デジタル資料に要求される真正性

本実証実験では、当事者が提出する訴訟資料については、電子署名などを付さず、また暗号化なども行わなかった。しかし、この方式について、裁判官・弁護士ともに、特に違和感はなく、セキュリティ保護がなされていないデジタル情報を、訴訟資料として利用した。

当事者が裁判所に提出する訴訟資料は、いかに認証されるべきかについて、現行法上は、公的個人認証サービスなどを用いた電子署名・電子証明書の添付が要求されるが、このセキュリティ・レベルが妥当かどうかが問題となる。

この点、当事者が裁判所へ提出する訴訟資料を、以下のように区別して検討したい。

- ①提訴などの行為（訴えの提起などを行うために、裁判所に提出する訴状その他）
- ②主張その他の陳述（主張などを行うために裁判所に提出する訴訟資料。準備書面その他）
- ③証拠（証拠資料）

まず、訴訟資料・証拠資料の認証は、オンライン行政手続における資料の認証と異なり、社会的な評価に耐えられるほどの改竄の排除までは、必ずしも必要でないであろう。「オンライン訴訟システム」におけるなりすましの問題と同様に、資料の改竄の可能性が一定程度残っていても、期日の場における裁判所・両当事者間での話し合いなどによって、適宜不適切な情報の指摘・修正・排除が可能であり、その手続を前提としたうえでの有意の認証水準を検討すべきである。

そこで、①・②については、「オンライン訴訟システム」ですでに触れたように、訴訟手続は裁判所・当事者間の継続的なやりとりであり、また、訴訟行為はあくまで弁論の場においてなされるものであるから、不明瞭な申立て・主張その他の陳述が「オンライン訴訟システム」上に提出されても、期日の場でその意思を質せば足りるであろう。

また、③については、証拠が認証基盤を用いて作成されるか否かは、最終的には証拠価値の問題にかかわり、必ずしも証拠方法としての適格そのもの（証拠能力）にはかかわらない。また、偽造や改竄についても、相手方当事者が弁論の場で争う手続が保障されている。もちろん、当事者や弁護士が自ら提出するデジタル情報の証拠価値を高めるために、しかるべき手段で電子署名付きのデジタル情報を作成し、それを証拠として提出することはあり得るのであり、また、望ましいともいえるが、特に訴訟前に作成されるデジタル資料のすべてに電子署名を要求するには無理があり、そのような電子署名を、制度上一律に要求する必要性はない。この点、本実証実験の評価検討委員会から、将来的には、公証人による証拠の電子認証を行うことによって、デジタル情報についての証明力を高めるなどの枠組みも、検討すべきであるとの提言もなされており、デジタル情報の証拠価値を高める方法については、むしろ訴訟制度外で、さまざまなサービスを国民に提供する可能性を検討すべきである。

したがって、公的個人認証サービス等を用いた電子署名は、システム利用にさいして高いハードルとなるのに対して、訴訟手続中においては、必ずしも必須のセキュリティ・レベルを提供する必要はないであろう。当事者が裁判所に提出する訴訟資料について、現行法が予定する電子署名は不要と解すべきである。

これに対して、裁判官や裁判所書記官が作成する一定の書面について、記名押印・署名押印が要求されるものや、当事者が提出した訴訟資料を訴訟記録として正式に扱うにさいしては、電子署名を用いた真正性の担保がなされるべきである。これは、一定のデジタル情報に原本性・正本性を付与できる

ことによって、当該デジタル情報を送達の対象とすることができるほか、債務名義にもなり得るようにするためである。また、訴訟記録の長期保存にさいしても、その真正性を担保するために、裁判所書記官の電子署名を必要とすべきである。

裁判所による電子署名は、国民による ICT 化された裁判所の利用のハードルと無関係であり、また裁判所が作成する情報には、一般に改竄の余地を最小限にしなければならないことから、裁判所と当事者間でのこのような取扱いの区別は合理的であろう。

ただし、裁判所内で用いられる押印についても、さらにその性質に応じて区別を行う必要がある。すなわち、民訴規66条2項において、口頭弁論調書などの真正性の付与機能は、本来は裁判所書記官の記名押印がその役割を果たしており、裁判長の認印は、決済的な機能をもつ。本実証実験でも、口頭弁論などの調書に対する裁判官の決裁は、「オンライン訴訟システム」上で完結させたが、特段の問題は生じなかった。裁判長の認印については、「オンライン訴訟システム」上の電子決済機能で代替させることが可能であり、電子署名を重疊的に付与すべきか否かについては、さらに検討を加えるべきと考える。

なお、本実証実験では、Microsoft Word ファイル (.doc) が、そのまま「オンライン訴訟システム」上に提出されたことについては、疑問が呈された。確かに、doc ファイルなどは手元での編集も可能であり、混乱を招くため、裁判所書記官による電子署名の付加および内容の固定が可能なファイル形式によるのが望ましいであろう。

この点に関して、すでにオンライン申立てのシステム導入が進行するアメリカ合衆国、シンガポールなどにおいては、PDF ファイルによる訴訟資料の提出が一般的である。既存技術を利用し、電子署名などのセキュリティ技術の組み込みが容易であり、かつデファクト・スタンダードの採用によって当事者の技術的なハードルを下げるという点においては、このような選択肢にも一定の合理性があるものと思われる。

もっとも、将来的には、XML など、特定のプラットフォームや企業製品に依存せず、かつ文書内容の解析可能な形式を採用するのが望ましい。

(B) デジタル資料に要求される精度

主に当事者が裁判所に提出するデジタル化された文書・画像・動画記録などには、どの程度の精度が要求されるかが問題となる。情報の精度が特に問題となるのは、証拠方法をデジタルで作成する場合や、デジタル化した場合である。これは、制度上特定の水準を満たしていなければ、訴訟資料・証拠資料としての資格に欠けるということではなく、最終的には証拠評価などの問題に還元される。これは制度上一義的に定めることができず、実務に携わる者（裁判官・弁護士など）の感覚に多分に影響されるであろう。

今回、画像化された文書、写真その他のデジタル情報は、表41に記載した精度に設定された。

本実証実験の演者弁護士からの感想によれば、シナリオ1のPDFファイル（略）が、やや見づらかったとの意見があったほか、おおむね表41の精度で問題ないと考えられている。

これらは、いずれも通常市販されるデジタルカメラ・スキャナーなどで作成したものであり、訴訟手続において利用する限り、当事者・弁護士等に特段のデバイス導入コストを負担させる必要がないことが窺える。

もっとも、証拠に要求される精度は、証拠や事件ごとに千差万別であり、これでよいという確定的なデジタル情報の精度が提示できるわけではない。そこで、後に示すように、デジタル情報としての書面や写真は、あくまで原本に代えた写しの提出として扱うべきであって、相手方当事者がこれに異議を述べた場合には、常に物質としての書面や写真の取調べに進めるように、手続を保障することが必要である。

したがって、紙媒体等のオリジナルがある証拠について、スキャニング・撮影などによってデジタル化された証拠については、そのデジタル化の精度にかかわらず、デジタル情報を提出した当事者の相手方から異議が出れば、

表41 デジタル情報の精度

No.	ファイル名	サイズ (バイト)	形式	(ピクセル)		(dpi)		ビット 深さ	フレーム 数
				幅	高さ	水平 方向 の解 像度	垂直 方向 の解 像度		
●シナリオ1									
9	1-018-甲第8号証-平成20年申立 人手帳.pdf	59,093	PDF	-	-	300	300	-	-
10	1-019-甲第9号証-平成21年申立 人手帳.pdf	56,338	PDF	-	-	300	300	-	-
●シナリオ3									
No.	ファイル名	サイズ (バイト)	形式	(ピクセル)		(dpi)		ビット 深さ	フレーム 数
				幅	高さ	水平 方向 の解 像度	垂直 方向 の解 像度		
16	3-207-甲第7号証.jpg	311,247	JPEG イ メージ	482	914	96	96	24	1
17	3-208-甲8号証(写真11)ペラン ダ.jpg	158,336	JPEG イ メージ	640	480	72	72	24	1
18	3-208-甲第8号証.pdf	343,162	PDF	-	-	-	-	-	-
19	3-208-甲第8号証(写真10)ペラン ダ.jpg	11,246	JPEG イ メージ	215	165	96	96	24	1
20	3-208-甲第8号証(図面).bmp	3,003,614	BMP イメ ージ	841	1,190	96	96	24	1
42	3-313-1-乙第13号証の1-1階作業場 の床.JPG	638,390	JPEG イ メージ	2,048	1,536	200	200	24	1
43	3-313-1-甲第13号証の1-1階作業場 の床.JPG	638,390	JPEG イ メージ	2,048	1,536	200	200	24	1
44	3-313-2-乙第13号証の2-天井.JPG	634,674	JPEG イ メージ	2,048	1,536	200	200	24	1
45	3-313-2-甲第13号証の2-天井.JPG	634,674	JPEG イ メージ	2,048	1,536	200	200	24	1
46	3-313-3-乙第13号証の3-雨漏りの様 子.JPG	640,273	JPEG イ メージ	2,048	1,536	200	200	24	1
47	3-313-3-甲第13号証の3-雨漏りの様 子.JPG	640,273	JPEG イ メージ	2,048	1,536	200	200	24	1
48	3-313-4-乙第13号証の4-木材.JPG	511,109	JPEG イ メージ	1,600	1,200	180	180	24	1
49	3-313-4-甲第13号証の4-木材.JPG	511,109	JPEG イ メージ	1,600	1,200	180	180	24	1
50	3-313-5-乙第13号証の5-木材.JPG	539,029	JPEG イ メージ	1,600	1,200	180	180	24	1
51	3-313-5-甲第13号証の5-木材.JPG	539,029	JPEG イ メージ	1,600	1,200	180	180	24	1
52	3-313-6-乙第13号証の6-木材.JPG	543,752	JPEG イ メージ	1,600	1,200	180	180	24	1
53	3-313-6-甲第13号証の6-木材.JPG	543,752	JPEG イ メージ	1,600	1,200	180	180	24	1
54	3-313-7-乙第13号証の7-木材.JPG	515,557	JPEG イ メージ	1,600	1,200	180	180	24	1
55	3-313-7-甲第13号証の7-木材.JPG	515,557	JPEG イ メージ	1,600	1,200	180	180	24	1

常にオリジナルの証拠調べを行う手続が、制度上保障されるべきである。

なお、今回用いられた文字文書については、証拠調べにおいてそのテキスト情報が参照されることはなく、また、その必要も生じなかった。

(C) 書証のデジタル・コピーを原本として提出することの可否

本実証実験では、証拠書面のオリジナルが紙媒体である場合には、それをスキャンングの方法によってデジタル化し、そのデジタル情報を原本として「オンライン訴訟システム」へ提出した。この取り扱いについては、それが制度上妥当か否かが問題となる。

制度上、文書の提出は、原本・正本または認証ある謄本でなければならない（民訴規143条1項）。しかし、現行実務上は、原本に代えて写しを提出し、それを「原本」とする運用が広くみられる。このことを考えれば、確認を前提に、文書の写しをデジタル・コピーに代替させても、さほど不都合はないように思われる。デジタル情報の改竄等の可能性については、すでに述べたとおりである。

ただし、現行実務の運用も含めて、なお、以下の点に留意すべきである。

①原本に代えて写しを提出し、それを原本として取り扱う運用は、相手方当事者の同意がある場合に限られ、相手方当事者が原本の存在および文書の成立について認める以外の場合には、釈明権を行使して撤回させるか、写し自体を原本として提出し、その妥当性は、証拠評価の問題とする扱いをすべきであろう。

②相手方当事者が原本の存在や文書の成立を争った場合には、遠隔法廷においても、検証と同程度に書証の取調べが可能な精度を、「サイバー法廷システム」上で実現しなければならない（本実証実験では、実際に用いられなかったが、書画カメラ・システムは、仕様上含まれており、現実使用可能な状態にあった。詳細は、略）。

(D) 書証の提示

本実証実験では、「オンライン訴訟システム」上に提出された書証を口頭弁論等で示す場合、紙媒体のオリジナルを「サイバー法廷システム」のカメラに近づけて、書証の提示を行った。この方法では、書証を相当にカメラに近づけなければ、遠隔地にいる当事者が文書を閲読することができなかったという問題が残った。

(E) 訴訟記録のデジタル化および「オンライン訴訟システム」の利用による情報の整理

インターフェイスとしての情報整理はすでに述べたが、ここでは、それ以外の訴訟記録の整理について検討したい。

現行実務で用いられる訴訟記録の書式のなかには、もっぱらスケジュールや法廷管理のマネージメントにかかわるもの、訴訟行為の記録（ログ）、訴訟資料に関するメタ情報の意味しかないものなどが含まれる。これらは大部分、「オンライン訴訟システム」の機能やログで代替可能である。

本実証実験では、書式を作成しなかった書面、または、作成しないことが可能であった書面のうち、想定できるものを表42に挙げる。

表42に記載したような書式を作成しない場合、または、「オンライン訴訟システム」上で自動作成する場合には、裁判所書記官の業務負担は、大幅に軽減され、当事者への応接業務などに、より特化することなども期待できるであろう。

(F) 訴訟記録の保管

本実証実験では、労働審判事件、小規模訴訟事件および中規模訴訟事件の3種類の事件を扱い、その訴訟記録のサイズは上述のとおり、1.08MB、643KB、13.94MBであった。

現在、記録媒体の容量は飛躍的に増大し、単価は急激に低廉になっており、この傾向は、今後も続くと思われる。これに対して、動画を除いた訴訟記録

表42 作成不要な書面一覧（現行訴訟記録の様式に対応）

分類	項目	理由
	表紙	当事者情報、期日日時、終局状況などの訴訟管理情報を示すものであり、「オンライン訴訟システム」上で保持する情報と重複する。
第1分類	訴状審査状	「オンライン訴訟システム」上で保持する訴状処理のログで足りる。
第1分類	口頭弁論期日調書、弁論準備期日調書	「サイバー法廷システム」上、弁論のやりとりは動画記録されており、将来的にそちらが調書の原本となると考える。 (ただし、制度設計によっては、なお、「オンライン訴訟システム」のログなどから調書を作成することも検討すべきである。)
第1分類	期日指定	「オンライン訴訟システム」上の通知およびそのログで足りる。
第1分類	期日経過表	「オンライン訴訟システム」上のスケジュール管理機能およびそのログで足りる。
第2分類	証拠目録（書証目録、証人等目録）	「オンライン訴訟システム」上の文書管理機能およびそのログで足りる。
第2分類	証人等尋問調書（※）	「サイバー法廷システム」上の動画記録およびその管理のためのメタ情報で足りる。 (ただし、文字化の要請などに応じて、なお調書を作成すべき場合も検討すべきである。本実証実験では、動画記録へのメタ情報付加機能が不十分だったため、調書を作成した。)
第3分類	期日請書（※）	「オンライン訴訟システム」上の通信機能（回覧・レポート機能）で代替可能であり、記録としてもそのログで足りる。（本実証実験では、裁判所と弁護士間でのやりとりを現行実務に即して再現させることを優先させたため、期日請書を作成した。)
第3分類	訴訟進行に関する照会書	「オンライン訴訟システム」上の通信機能で代替可能である。

（※印は、本実証実験において作成されたものである。）

は、中規模訴訟事件であってもごく軽量であり、司法統計上日本の地方裁判所・簡易裁判所に申し立てられる新受件数（実験時直前の平成20年で、827,515件）を考へても、デジタル情報による訴訟記録の保存は、物理的・経済的に容易である。

もちろん、デジタル情報は、長期保存の実績がないため、記録保存の枠組みについては、さらに検討を要するが、本実証実験で示された訴訟記録のサイズに基づいて考えれば、裁判所施設の空間リソースを圧迫しないように、全事件の判決原本のみならず、訴訟記録全体をも、永年保存を行うことが十分可能であるように思われる。訴訟記録の保存については、今後も多様な手段が検討されるべきであろう。現在においてもなお紙媒体による保存を行うべき書面があり得るとする考えを否定はしないが、どのような種類の情報について、どのようなメディアでどの程度の期間保存を行うかについて、ICTの支援に基づき、再び理念的な見地から再検討すべきであり、デジタル情報による保存は、その再検討の条件を提供し得ると思われる。

(3) インターネットを介した法廷空間の拡張

(A) 遠隔裁判における裁判関係者間のコミュニケーション

「サイバー法廷システム」を用いた遠隔裁判に対する評価は、主観的なものも重要であるため、見学に訪れた一般市民へのアンケート結果や外部法学研究者と実務法律家へのアンケートおよびインタビュー結果、演者である参加実務（経験）者の感想、意見による。

① 一般市民による意見・評価

傍聴人として参加した一般市民の意見では、「サイバー法廷システム」などの新しい仕組みに対して、全般的には前向きな内容となっている（ただし、アンケートの母数の少なさなど、収集サンプル面では、やや限界があった。→表43）。

② 外部法学研究者と実務法律家による意見・評価

実務家からは好意的に受け容れられたと考えられる。特に、遠方の裁判所

に通った経験、遠隔地のクライアントのために一日を費やした経験、さらには、時間と費用の負担のために証人に証言を断られた経験などをもつ弁護士からは、非常に好意的に受け止められている。これに対して、傍聴人として参加した法学研究者からは、違和感が呈示された（→表44）。

表43 アンケート結果（一般向け）

問10	<p>実証実験で用いていたサイバー法廷システム（テレビ会議システムによる出廷、主張や証言など）をご覧になって、裁判の流れの把握などの観点から、画質についてどのように感じましたか。</p> <p>1. 全く問題ない 2. ほぼ問題ない 3. やや問題がある 4. 非常に問題がある</p>	<p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for Q10. The categories are: 1 (0%), 2 (62%), 3 (48%), and 4 (0%).</p>
問11	<p>サイバー法廷システムが実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。よろしければその理由もお教えください。</p> <p>1. ぜひ利用したい 2. 機会があれば利用したい 3. できれば利用したくない 4. 決して利用したくない</p>	<p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for Q11. The categories are: 1 (5%), 2 (85%), 3 (10%), and 4 (0%).</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声や画像の乱れが殆ど気にならなかったから。 ・ 問8との違いが分からない。 ・ 移動や費用を考えると便利だと思う。 ・ 移動時間や費用は軽減されると思う。 ・ 家の近くで参加でき、便利なため。 ・ 裁判所までの往復の時間や交通費の軽減が図れる。 ・ 傍聴はしてみたいが、知り合いから傍聴されたくはないから。 	
問12	<p>一般的に、サイバー法廷システムを全国で実現することについてどう思いますか。</p> <p>1. ぜひとも実現すべきである 2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである 3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない 4. 決して実現すべきでない</p>	<p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for Q12. The categories are: 1 (65%), 2 (35%), 3 (0%), and 4 (0%).</p>

表44 アンケート結果（外部法学研究者と実務法律家向け）

問8	<p>実証実験で用いていたサイバー法廷システム（テレビ会議システムによる出廷、口頭弁論、弁論準備、証人尋問、判決言渡しなど）をご覧になって、証人の表情の把握などの観点から、画質についてどのように感じましたか。（ひとつだけ）</p> <p>1. 全く問題ない 2. ほぼ問題ない 3. やや問題がある 4. 非常に問題がある</p>	<p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for Q8. The categories are: 1 (11%), 2 (56%), 3 (33%), and 4 (0%).</p>
----	---	---

問9	<p>サイバー法廷システムが実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ぜひ利用したい 2. 機会があれば利用したい 3. できれば利用したくない 4. 決して利用したくない 	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>11%</td></tr> <tr><td>2</td><td>88%</td></tr> <tr><td>3</td><td>0%</td></tr> <tr><td>4</td><td>0%</td></tr> </table>	1	11%	2	88%	3	0%	4	0%
1	11%									
2	88%									
3	0%									
4	0%									
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・先述した理由に加え、たとえば遠方の専門家証人の費用の支払が困難な当事者にとっても、どこでも尋問が可能な公民館等を利用したシステムはとてもメリットがあり、また、高裁所在地でしかできない控訴審では、高裁のない全ての地域のひとにとって大きなメリットがあると思う。 ・遠方の裁判所の手続であれば便利だと思う。 ・出張が減らせる。 ・事件によるが、通常の難しくない事件では使いたい。 ・当事者の利便性を考えた場合、メリットが大きい。 ・多くの事件では利用することで便利になるが、証拠調べが特に重要な事件などでは、利用を控えることが考えられる。 									
問10	<p>一般的に、サイバー法廷システムを全国で実現することについてどう思いますか。(ひとつだけ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ぜひとも実現すべきである 2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである 3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない 4. 決して実現すべきでない 	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>22%</td></tr> <tr><td>2</td><td>78%</td></tr> <tr><td>3</td><td>0%</td></tr> <tr><td>4</td><td>0%</td></tr> </table>	1	22%	2	78%	3	0%	4	0%
1	22%									
2	78%									
3	0%									
4	0%									

③ 演者の感想・評価

本実証実験の目的の1つは、現行の手続と「サイバー法廷システム」を利用した手続の対比にあることから、演者として、実際に実証実験を担当し、システムの使い勝手を検証した実務家や元実務家の評価が重要となる。システムの使い勝手のみならず、現行制度を前提とした問題点が、制度的障壁・制度を前提とした障壁として指摘され、様々な課題が浮かび上がった。

演者からは、証人尋問以外の口頭弁論、弁論準備手続での「サイバー法廷システム」の使用に関しては、特に問題点の指摘がなかった。

意見や議論が集中したのは、現行では、証人、両訴訟代理人の全員が出席して行われている証人尋問を、原告または被告代理人と証人の一方または双方が遠隔地にいる状況下で行うことにもなう違和感に関するものであった。本実証実験では、原告・被告・証人の遠隔出廷につき様々な組み合わせを試したため、たとえば、原告・被告の代理人の一方は法廷で直接尋問をし、

他方が遠隔尋問をするシナリオに基づいた実験も行った。このように代理人と証人とが別拠点にいる場合の尋問にさいしては、現行実務とは異なる新たな尋問技術の工夫が必要になるのではないか、また、法廷において面前で尋問する代理人に対し、遠隔で尋問する訴訟代理人が不利になることはないかなどの点について、意見や疑問が寄せられた。

また、弁護士からは、特に証人尋問に関して、画像・音声のタイムラグにともなって生じた、質問に対する答え（応答）の遅れ現象（沈黙）については、実務的な慣れの問題も含め、それへの対処の仕方につき、検討を要すべき点があると指摘された。

(a) 証人尋問に関する指摘事項

- i 相手方の証人を尋問することを想定した場合、こちらの声色、強弱がどのように伝わっているかが分からないといった点や、実際には、仕草等も含めた行動全般で裁判を進めている点もあるため、即オンラインを使うということについては、抵抗がある。（弁護士）
- ii 証人の役を演じたが、法廷に出廷するよりは証人の側からすると気軽さがある。本人確認をどのように行うのかは課題と思う。（研究者）
- iii 遠隔からの尋問では、証人を尋問する場合、タイムラグがある点、小さな画面を通じてなされる点で、証人に迫りにくく感じた。敵性証人は法廷で、自分の証人は遠隔で行いたいと感じた。（弁護士）

(b) 遠隔裁判の不安感・不公平感に関する指摘事項

- i 迷って返答しているわけではないのに、タイムラグのせいで返答がすぐ返ってこないような印象を受ける。審理のスピード感が損なわれる。（元裁判官）
- ii リーガル・クリニック・センター（遠隔地）では、法廷にいる相手方（原告）の方が有利に感じてしまう（裁判後に何か話しているのでは、と不信感を抱いた。）。公平性の確保のためにも、裁判官が法廷から退室するところまで確認できるように、遠隔地に映すなどの配慮が必要である。（元裁判官）

- (c) 遠隔裁判の臨場感・緊張感に関する指摘事項
- i リーガル・クリニック・センター（遠隔地）では、サイバー法廷の画面では裁判官・裁判所書記官・原告代理人がアップで映っており、その音がヘッドセットから聞こえてくるだけなので、目の前で裁判が行われているという臨場感・緊張感を感じにくい。（弁護士）
 - ii すべての画面が6画面すべて見えている必要はないと思う。（研究者）
 - iii 「サイバー法廷システム」の画面は6つもいららないのでは。（元裁判官）
 - iv 労働審判事件（シナリオ1）では、目の前に人がいても画面を見てしまっていた。シンガポールでも、そのような批判を聞いた。（弁護士）
 - v 遠隔裁判になったから尋問がしにくいという印象はなかったが、自分の意識が画面に向かうことを強く感じた。目の前に裁判官がいる状態でも、画面を見てしまう状況があった。慣れてくれば技術的な問題かもしれない。せつかく法廷に来ているのに、システムがあることによって一歩引いてしまう状態になってしまった。（弁護士）
- (d) 遠隔裁判の運用方法に関する指摘事項
- i 審理中には、審理に関係しない言葉（システム操作等）は発しない方がいいと思われる。文書の登録などは、裁判所書記官が黙って処理するべきである。ただし、傍聴している人には、システム操作の間は何が行われているのか分からなくなってしまうことになる。（元裁判官）
 - ii 起立してしまうと、サイバー法廷の画面に顔が映らなくなるため、実際の運用では注意・考慮すべきである。（弁護士）

(B) 画面を通じたデジタル文書以外の証拠提示

① 演者の感想・評価

今回の実証実験では、遠隔拠点からのテレビ会議システムの画面を通じたデジタル文書以外の証拠（書面や物品等）の提示について、演者から多くの

指摘があった。

指摘の内容としては、カメラで文書を撮影して、法廷に送信することによって証拠の提示としてよいのかといった意見であった。その詳細を、以下に記したい。

② 画面を通じた証拠提示に関する指摘事項

- i 紙媒体とサイバー・コート越しに書証を見るのでは、大きな違和感がある。紙媒体との併用が必要ではないか。(弁護士)
- ii 今回の実験では、原本を裁判所書記官に手渡しして、裁判官に確認してもらい、遠隔地（リーガル・クリニック・センター）にいる被告にはサイバー法廷のカメラで写したが、どのようにすべきか分からなかった。遠隔地（リーガル・クリニック・センター）では、サイバー法廷の画面に示された書証の原本は、画像が粗く、紙面もぶれてしまうので字が読めなかった。(弁護士)
- iii リーガル・クリニック・センターから尋問をするさいに、法廷にいる原告に書証を示すように依頼しても、正しく示されているのか分からず不安だった。また、書証の提出も、法廷に正しく届いているのか分からず不安だった。(弁護士)
- iv 尋問のときに書証を示すといった、共有されているファイルを利用するさいの簡便性があまり高くない。相手方の話を聞いているときも、見るのが間に合わないし、自分が示すときも、すぐに示すことができない。(弁護士)

また、シナリオ3では、「腐った木片」を、画像を通じて手元の写真の木片と同一であることの確認を求めるという設定があり、文書ないしデジタル化した文書以外の証拠の遠隔における取扱いが問題とされた。

- i 民事事件では物が出てくることは少ない。刑事事件では多いが。(裁判所書記官)

- ii 民事事件ではほぼ写真。必要であれば鑑定をやる。(元裁判官)
- iii 建築的なものであれば現場で検証する。(弁護士)
- iv 木材は書証ではないため、保管物として裁判所が預かる。(裁判所書記官)
- v 多分、法廷に持参してこないといけないというルールになるのでは。(裁判所書記官)
- vi 新しい制度をつくるさいには問題になる。現物は目の前になく、映像を通して見ても、検証にならない。(元裁判官)

上記意見を踏まえると、画面を通じて書面もしくは物証の提示を行うという運用は、提示する側および提示される側の双方から違和感が出ており、実務上課題が多いと考えられる。

このような遠隔拠点からのデジタル文書以外の証拠提示については、提示されるべき文書の原本性そのものを、どのように取り扱うかという前述した論点と併せて、今後、検討を進めていく必要がある。

(C) 裁判所以外の場所からの遠隔裁判

本実証実験では、遠隔裁判の場所として、公民館と弁護士事務所を想定した。また、現行法では認められていない当事者（原告・被告）の遠隔地からの出廷というシナリオを前提として、実証実験を行った。私たちの研究の究極の目標は、個人宅などからネットワークにつながったコンピュータを用いることによって出廷できることにある。

なお、裁判所以外からの遠隔裁判は、遠隔地からの法律情報サービスを受ける形態の一種であるが、法テラスから法律情報サービスを受ける場合においても、本実証実験の成果を生かすことができる。このような観点から、今回の実証研究では、法テラスの協力を得て、東京の法テラスと遠隔地とを結び、原告がテレビ会議で法律情報提供を受ける仕組みについても実験を行った。本実証実験自体、良好な結果が得られるとともに、その実験風景をみた

傍聴者からは、司法アクセスが向上すれば向上するほど、たとえば消費者被害などを防ぐことができるので、遠隔裁判を含めた総合的な制度整備が望ましいとの意見があったことを紹介する。

① 一般市民の感想・評価

本実証実験を傍聴した一般市民に対し、裁判所以外の施設からの裁判参加についても、アンケート調査を行った（→表45）。

調査結果としては、一方で、公民館を身近な施設であると感じている人と身近でないと感じている人が拮抗しているとの意見があり、他方で、弁護士に対しては身近に感じていないという意見が多数となった。ただし、そのような意識があるのにもかかわらず、弁護士や法律事務所から裁判に参加することについては、抵抗感がないという意見が多かった。

回答理由の詳細をみると、公民館からの裁判参加については、身近な施設から利用できることを評価する声が多かった。また、法律事務所からの裁判参加については、法律事務所という信頼感のある場所から参加できることや、裁判所よりも落ち着いて参加できる場所であることを評価する声があった。

この結果から、一般市民は、公民館や弁護士事務所から裁判参加することについて、全般的に前向きな評価であったとことが窺えるであろう。

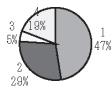
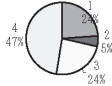
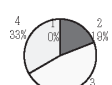

② 外部法学研究者と実務法律家の感想・評価

本実証実験を傍聴した外部法学研究者と実務法律家に対しても、裁判所以外の施設からの裁判参加についてアンケート調査を行った（→表46）。

調査結果としては、一方で、公民館から裁判に参加すること（出廷すること）については、抵抗感がある人となない人が拮抗していたが、他方で、弁護士事務所からの裁判参加については、抵抗感が少ないとの意見が多かった。

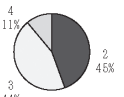
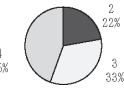
その理由をみると、公民館からのアクセスについては、法律相談の段階であればよいが、裁判参加については、一度も関係者と直接会わずに終了させるということに抵抗があるとの意見があった。また、弁護士事務所からのアクセスについては、評価する声が多かった。

表45 アンケート結果（一般向け）

問1	<p>あなたにとっての地域の公民館の存在についてお教えてください。本日の場合は除いてお答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館に行ったことがあり、身近な施設である 2. 公民館に行ったことはあるが、身近な施設とは言えない 3. 公民館に行ったことはないが、身近な施設である 4. 公民館に行ったこともないし、身近な施設とは言えない 	 <table border="1"> <tr><td>1</td><td>47%</td></tr> <tr><td>2</td><td>28%</td></tr> <tr><td>3</td><td>5%</td></tr> <tr><td>4</td><td>19%</td></tr> </table>	1	47%	2	28%	3	5%	4	19%
1	47%									
2	28%									
3	5%									
4	19%									
問2	<p>あなたにとっての弁護士が存在についてお教えてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知り合いの弁護士がおり、身近に感じている 2. 知り合いの弁護士はいないが、身近に感じている 3. 知り合いの弁護士はいるが、身近に感じていない 4. 知り合いの弁護士はおらず、身近に感じていない 	 <table border="1"> <tr><td>1</td><td>24%</td></tr> <tr><td>2</td><td>47%</td></tr> <tr><td>3</td><td>5%</td></tr> <tr><td>4</td><td>24%</td></tr> </table>	1	24%	2	47%	3	5%	4	24%
1	24%									
2	47%									
3	5%									
4	24%									
問3	<p>実証実験のように、公民館から法律に関する問題を相談することや裁判に参加することについてどう思いますか。よろしければその理由もお教えてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. かなり抵抗感がある 2. ある程度抵抗感がある 3. それほど抵抗感はない 4. ほとんど抵抗感はない 	 <table border="1"> <tr><td>1</td><td>0%</td></tr> <tr><td>2</td><td>33%</td></tr> <tr><td>3</td><td>48%</td></tr> <tr><td>4</td><td>19%</td></tr> </table>	1	0%	2	33%	3	48%	4	19%
1	0%									
2	33%									
3	48%									
4	19%									
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・便利だと思うから。 ・地域と密接に関連した場所である為、裁判に関与していることが分かりやすくなる。 ・便利になるので良い。 ・従来は相談したいことがあっても市役所に、しかも日にち指定され使いにくいものがあつた。近くの公民館でできるなら、こんなにいいことはない。 ・実際やってみないとわからない。 ・近所にあるので行き易いから。 ・公民館で法律相談ができるになれば、問題解決の方法が増え、うれしい。 ・身近な所で利便性があり、法律に対する親近感が増す。 ・弁護士さんをお願いするしかありませんから。 ・裁判所などよりは身近に感じられるから。 ・“不特定多数の人（自分が見られたくない人）に見られてしまうことがあるから。でも、法律に関する相談などは身近なものに感じないので、公民館でできれば身近なものに感じられるのかなあと思いました。” ・近くの公民館で相談や裁判ができるようになれば、困っていること等も解決できて、とてもありがたいと思う。 ・リアルタイムでやりとりができるので、場所が離れていても問題はないと思う。 									
問4	<p>実証実験のように、弁護士事務所から裁判に参加することについてどう思いますか。よろしければその理由もお教えてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. かなり抵抗感がある 2. ある程度抵抗感がある 3. それほど抵抗感はない 4. ほとんど抵抗感はない 	 <table border="1"> <tr><td>1</td><td>0%</td></tr> <tr><td>2</td><td>36%</td></tr> <tr><td>3</td><td>45%</td></tr> <tr><td>4</td><td>19%</td></tr> </table>	1	0%	2	36%	3	45%	4	19%
1	0%									
2	36%									
3	45%									
4	19%									
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷静な判断ができると思うから。 ・密閉性が高い。 ・便利で良い。緊張しなさそう。 ・裁判官は本当に心証をとれるのか。裁判官の反応はどんな感じなのか。不明な点 									

理由	<p>が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所が近ければ便利。あまり緊張せずに裁判に臨めそう。 ・自分が原告被告だった場合、裁判の内容があまり多くの人の目に触れるようなことは避けてほしいから。 ・まだ実感がわかない。 ・弁護士事務所は元々、法律とか裁判について扱っているのです。 ・裁判として認められるのであれば、場所にこだわりはない。 ・裁判所は特別な場所のように思え、足が向かない。
----	---

表46 アンケート結果（外部法学研究者と実務法律家向け）

問1	<p>実証実験のように、当事者が、公民館から法的な問題を相談することや裁判に参加することについて、どう思いますか。（ひとつだけ）よろしければその理由もお教えてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. かなり抵抗感がある 2. ある程度抵抗感がある 3. それほど抵抗感はない 4. ほとんど抵抗感はない 	 <table border="1"> <tr><th>Category</th><th>Percentage</th></tr> <tr><td>1</td><td>0%</td></tr> <tr><td>2</td><td>45%</td></tr> <tr><td>3</td><td>44%</td></tr> <tr><td>4</td><td>11%</td></tr> </table>	Category	Percentage	1	0%	2	45%	3	44%	4	11%
Category	Percentage											
1	0%											
2	45%											
3	44%											
4	11%											
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の多くは、適切な法的助言を得て、適切な時期に対応すれば救済可能です。 ・逆に言えば消費者の司法アクセスが悪ければ悪いほど、悪質な業者は仕事がしやすいのです。 ・公民館という、どこにでもある、誰でも簡単に行ける施設で相談ができ、裁判まで行えるメリットは計り知れないと思います。 ・裁判になっている当事者が公民館でもよいということであれば、いいのではと思う。 ・セキュリティの問題がある。 ・相談であればできるが、一度も会わずに訴訟まで終了することには抵抗がある。 ・相談については、現在も行政での相談が行われているので抵抗感はありませんが、裁判への参加については、全く新しい試みであるという点で一定の違和感を感じます。 ・手続による。第一回期日など、あるいは証拠や証人の信用性が問われない場面であればよいと思うし、意義があると思う。 ・代理人としては、問題がないと思う。当事者が嫌がる可能性はあると思う。 ・相談レベルでは、特に問題はない。裁判に参加する場合には、問題になる場合もあるが、その点は後述する。 											
問2	<p>実証実験のように、当事者が弁護士事務所から裁判に参加することについてどう思いますか。（ひとつだけ）よろしければその理由もお教えてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. かなり抵抗感がある 2. ある程度抵抗感がある 3. それほど抵抗感はない 4. ほとんど抵抗感はない 	 <table border="1"> <tr><th>Category</th><th>Percentage</th></tr> <tr><td>1</td><td>22%</td></tr> <tr><td>2</td><td>45%</td></tr> <tr><td>3</td><td>33%</td></tr> <tr><td>4</td><td>0%</td></tr> </table>	Category	Percentage	1	22%	2	45%	3	33%	4	0%
Category	Percentage											
1	22%											
2	45%											
3	33%											
4	0%											
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年、福岡地裁から往復30分の弁護士事務所から往復2時間の弁護士事務所に移り、裁判所の遠さを実感しています。 ・本人の出席や証人に証言をお願いする場合など、様々な不便を感じています。 ・事務所から裁判に参加することができれば、そうした不便は解消できると思い、大変期待しています。 ・弁護士事務所であれば、設備等も整えやすくして良いと思う。 											

- ・尋問はセリフを読んでいても分らないので、抵抗がある。
- ・問1に同旨です。
- ・現在においても電話会議を利用すれば、弁護士事務所において当事者が参加することは可能であるから、抵抗感はない。

この結果から、法学研究者と実務法律家は、身近な公民館よりも、弁護士事務所の方が、裁判参加の拠点として望ましいと考えていることが分かる。

③ 演者の感想・評価

実際に本実証実験に演者として参加した法律実務の経験があるコンソーシアム・メンバーにもインタビューを行った。

問題点の指摘としては、特に証人尋問の場合に、遠隔拠点においてメモの利用や第三者の助力などがなされていないかどうかといった、公正さを担保することができるかという点である。現行法では遠隔地に裁判所職員などが居ることが前提とされているが、たとえば、公民館、弁護士事務所、弁護士会館などで行うとすれば、裁判所職員が遠隔地にいる必要があるのか、あるいは、講習を受けた公務員を公民館に置き、それでよいとするのかといった議論がなされた。

この意味で、いわゆる独立簡易裁判所の活用が提案された。裁判所は、独立簡易裁判所まで含めると都道府県ごとに数多く存在する（全国に、438箇所存在する。）。多くの拠点にテレビ会議システムを置くだけで、現在よりも飛躍的に利便性は向上する。もちろん、公民館の数の方が、裁判所の数よりも圧倒的に多く、また、利用者の心理的障壁も、裁判所の方が、公民館よりは高くなる。

一般に、公正さの担保をより強く求めれば求めるほど、利便性は減少する。立法の問題ではあるが、今後検討が必要な問題点である。

- i 尋問を行うさいに証人の周囲の状況が見えないことが問題である。
(弁護士)
- ii 法廷からリーガル・クリニック・センターにいる人（実験では被告人）を尋問するさい、問答集など見ながら尋問を受けていても法廷

側には分からない。裁判官などのいない遠隔地は「守られた空間」という印象を受けた。(弁護士)

- iii リーガル・クリニック・センターでの尋問中は、被告訴訟代理人が映らなくなってしまった。今回は費用・設備の問題で、そこにはカメラを1台しか用意できなかったが、本来は、当事者本人も代理人も映るようにすべきである。(弁護士)
- iv サイバー法廷の画面では、法廷の全景・遠隔地の全景(遠景)も把握できるようにし、各自が相手方の拠点の全景を把握できるようにする方法を、検討すべきである。(弁護士)
- v サイバー法廷の全体を写すことが必要ではないか。全体を見通すことができないと不安に駆られる。法曹三者は慣れていけばよいが、一般の国民が初めて利用するさいは、不安に駆られるであろう。その点は、ICT 機器などによりカバーする必要がある。(元裁判官)

(D) IP ネットワークを用いたテレビ会議システムによる遠隔裁判

① 演者の感想・評価

以下では、IP ネットワークを用いたテレビ会議システムによる遠隔裁判について、演者の感想・評価について述べる。

演者からは、音声と映像にタイムラグがある点、エコーバック・ハウリングが生じやすい点などが、問題点として指摘された。特に、遠隔傍聴を行った公民館では、音声の乱れが生じることが多く、アンケートでも多くの指摘がなされた。この問題は、部屋の音響特性、配線の仕方など、様々な原因が考えられる。ログを解析する限り、回線の帯域は十分に確保されていたので、帯域の問題とは断定することができなかった。

画質に関しては、データ転送レート(ビットレート)が256kbps という低いレートでも、演者の評価が高かった。これは、裁判では被写体の動きが少ないため、高画質でなくても裁判実務に耐え得るものと判断された結果であると思われる。また、ハンディ・ビデオカメラとコンピュータ内蔵カメラの

比較では、評価にそれほど差は出なかった（もちろん、よりよいカメラの画質の方が一般に優れていたことは言うまでもない）。比較的安価なカメラでも、問題なく裁判を行うことが可能であるとも評価できるのである。

また、音声に関しては、部分的に音声がとぎれるなど、聞きづらい点があり、この点は、より一層の検討が必要である。エコーバック・ハウリングの問題については、実証実験の初期に、リハーサル段階でヘッドセットを利用するという対策をとったが、演者はヘッドセットを通じて、直接、機器から音声を聞くことができたため、スピーカーから聞いていた一般参加者と比較すると、より明瞭に音声を聞くことができた。ただし、第2回実証実験で、回線ないしシステムを原因とする音声のとぎれが生じている（これら実験の詳細に関しては、詳しい作業報告書を作成したが、本稿では、割愛したい）。

音声については、次のような指摘がみられた。

- i 「サイバー法廷システム」を通じての音声は聞き取りやすい。（弁護士）
- ii 「サイバー法廷システム」では、音声と映像にタイムラグがあるため、尋問で詰め寄りにくかった。（弁護士）
- iii 途中音声が聞こえなかった場合は、実際の裁判ではその場で手続を打ち切ると思う。傍聴人以外に聞こえていても打ち切る。トラブルがないのが前提で成り立つシステムであるからである。（裁判所書記官）
- iv システムも固定したものであれば、もっと機能すると思う。（研究者）

(E) 遠隔傍聴

① 演者の感想・評価

事件の公開傍聴については意見が分かれた。しかし、公開傍聴をする場合には、公共施設で傍聴を行えるようにすることについて、肯定的な意見が多かった。この点に関する意見や評価は、以下のとおりである。

- i 公民館の傍聴スペースは、審理に影響しないため、法廷としては位置づけなくてもいいのではないか。公民館の傍聴席を、法廷やリーガ

- ル・クリニック・センター（被告がいる場所）には見せる必要がないのではないか。（元裁判官）
- ii リーガル・クリニック・センター（被告がいる場所）は、法廷という扱いにし、非公開（傍聴なし）とする。法廷にリーガル・クリニック・センター（被告がいる場所）の映像を流し、それを法廷で公開すればよいのではないか。（元裁判官）
- iii これらを踏まえ、どの範囲まで秩序を維持すべきかについても、今後検討していく必要がある。（弁護士）
- iv 誰もが傍聴しやすくなるのであれば、訴状の陳述などは概略を説明し、傍聴者にも分かるようにしていく必要があるのではないか。（研究者）

(F) 遠隔同時通訳

シナリオ 1 の一部では遠隔同時通訳を実験したが、特に問題点の指摘はなく、遠隔同時通訳においても一定の通訳精度が保たれたのではないかと考える。

(G) 時間・費用コスト

従来、法廷空間のみでなされてきた口頭弁論や、弁論準備手続室などで行われてきた弁論準備手続などの手続が、「サイバー法廷システム」を利用することにより、当事者の裁判参加に要する時間・費用などの削減につながるかについて、試算を行った。

なお、本実証実験で用いる他のシステム（「オンライン訴訟システム」）でも、時間・費用の削減を期待することができる。そこで、それらを含めたトータルな時間・費用の削減について検討を行う方が、より望ましいと考えられたため、「オンライン訴訟システム」および「サイバー法廷システム」、および、それらを足し合わせた訴訟手続全般での時間・費用の試算をそれぞれ行った（詳細は、略）。

6 障壁解消の方向性

これまで述べてきた意見や評価などを踏まえ、民事訴訟手続のICT化を行うさいに、障壁解消の方策実現のための方向性につき、以下のように結論づけたい。

(1) 裁判手続のオンライン化

① システム・ログインに必要な認証方式について

先に述べたように、現行法規制上は、「オンライン訴訟システム」の利用前に、公的個人認証サービスを利用可能にし、アカウントの発行を受けなければならない。しかし、これは国民が「オンライン訴訟システム」を利用するさいに、高い障壁となり得る。そこで、このシステムの利便性を高め、国民の司法アクセス環境を向上させるために、以下に述べる方向性で、課題解決を行うべきである。

- i 電子民訴規則3条および同施行細則1条2項の法規上の障壁を条件変更し、IDとパスワードの方式による個人認証を採用することにより、裁判手続におけるICTの導入を促し、利便性の高い「オンライン訴訟システム」の利活用を、国民に促すことが望ましい。
- ii 「オンライン訴訟システム」でなされた重要な訴訟行為については、ただちに効力を発生させず、期日において当事者の意思を確認することが望ましい。
- iii そのさいには、特に弁護士アカウント管理については、実務運用上のルールを定め、アカウント管理を厳格にし、現実に即した形式で行うことが望ましい。

② 「オンライン訴訟システム」のインターフェイスについて

ICT化された法律サービスのインターフェイスについては、先例の蓄積がなく、今後スパイラル式にインターフェイスを洗練させなければならない。また、従来の訴訟実務で支配的であった、紙媒体のインターフェイスとICT

との関係をどのように考えるかは、今後の検討課題である。

本稿では、さしあたり以下の方向性で課題解決をすべきであると結論づけたい。

- i 「オンライン訴訟システム」のインターフェイスは、現在一般的なグループウェア形式でも、法曹・国民の ICT リテラシーから乖離するものではない。
- ii ただし、一般国民向けのインターフェイスは、目的別に簡易なものであることが望ましい。これに対して法曹向けのインターフェイスは、事件別に多機能を有するインターフェイスを備えていることが望ましい。
- iii 紙媒体のインターフェイスに強く依存した現行実務を条件変更するためには、ICT インターフェイスの改善に加え、紙媒体のインターフェイスとのハイブリッド形態のもの（併存ではない）を構想し、システム導入を円滑に行う必要がある。

③ 送達その他の通知について

送達その他の通知を ICT 化することは、現行実務上の費用・時間・労力を大幅に減少させるために重要なポイントである。しかし、当事者に重大な訴訟上の事項を確実に了知させるために、いかに ICT での情報送付を確実化させるかが、大きな課題となる。

本稿では、さしあたり以下の方向性で課題解決をすべきであると結論づけたい。

- i オンライン送達は、当事者と裁判所との間にオンライン通信環境が確立した後は、費用・時間・労力の各側面について、現行の送達制度を大幅に改善する。
- ii しかし、オンライン通信環境が確立されていない当事者、オンライン送達に同意しない当事者に対しては、従来の送達を受ける権利を保障しなければならないと考えられる。
- iii オンライン送達を実現するためには、裁判所が作成するデジタル情

報に、原本性・正本性をもたせるため、裁判官・裁判所書記官などの電子署名による真正性の担保を要する。

(2) 訴訟記録のデジタル化

当事者による訴訟資料の提出にさいしては、電子民訴規則施行細則1条2項の規定を変更し、電子商業登記・公的個人認証サービスなどを用いた電子署名・電子証明書の添付を不要とすべきである。これに対して、裁判所が作成するデジタル情報、裁判所が受領した当事者の訴訟資料・証拠資料などについては、裁判官ないし裁判所書記官の電子署名による原本性・正本性の担保を行うべきである。

デジタル証拠の精度については、制度的に条件を設ける必要はないであろう。また、通常市販されているデバイスによるデジタル情報の作成により、通常の訴訟手続に必要な情報精度は得られる。ただし、デジタル化の精度にかかわらず、相手方当事者からの異議があれば、常に紙媒体などのオリジナルについての証拠調べの手続が、保障されなければならない。

デジタル化された証拠は、それ自体を原本として提出するか、相手方の同意がある場合に限り、原本に代えた写しとして提出を行い、デジタル証拠の手続的な真正性を担保すべきである。

裁判所書記官が作成する訴訟記録は、その多くを作成不要とするか、または、「オンライン訴訟システム」のログからの自動作成によるべきであり、それは十分に可能である（期日調書などの要否は、なお検討すべきである）。

訴訟記録を全面的にデジタル化することにより、全訴訟記録の永年保存が実現可能な環境を整備することが望ましい。

(3) インターネットを介した法廷空間の拡張（出廷・傍聴）

① 当事者の遠隔出廷について

証人尋問以外の手続では、問題なく遠隔裁判を行うことができるとの認識が得られた。

遠隔拠点をつないだ証人尋問については、音声と映像との間のタイムラグに関する技術的な改善や、より実質的な公平性を確保するための技術的な工夫が求められる。さらに、臨場感をもたせるためのシステム配置なども、遠隔拠点をつないだ証人尋問に関する違和感の解消につながると考えられる。

臨場感の点に関して、今回の実証実験では、画面分割により、すべての端末にすべての訴訟関係者の映像を映し出した。これに加えて、法廷では、たとえば、別途、遠隔接続している被告席や証人席に大きめのディスプレイを置き、それぞれにスピーカーを置けば、より臨場感を生み出すことができよう。遠隔地の拠点（今回は、弁護士事務所等）でも、同様の配置をして、同様の効果を得ることもできる。

② 証拠の共有と原本性

証拠の共有と原本性については、いくつかの解決方法が提案されている。

- i 書証（文書による証拠）を裁判所により PDF 化し、その場で「オンライン訴訟システム」を通じて認証原本として共有する。
- ii 現在行われているように、書画カメラを通じて、PC、スクリーンなどに書面を映し出す。
- iii 「サイバー法廷システム」のなかに、デジタル・ファイル共有ソフトを組み込む。

この遠隔拠点からの証拠提示については、提示されるべき文書の原本性そのものをどのように取り扱うかという、前述した論点との問題において検討する必要がある。

③ 裁判所以外の拠点からの裁判への遠隔参加

裁判所以外の遠隔拠点から出廷等ができるようにし、地域住民の司法アクセスの改善、利便性向上、裁判への参加の心理的抵抗感の軽減を図るべきである。

遠隔出廷の拠点としては、独立簡易裁判所を含むすべての裁判所とし、裁判所職員を現地に配置することで裁判の公正さを担保する。また、遠隔拠点の全体像が把握できる遠景映像を、他の拠点から確認できるようにするなど、

システム面での工夫も必要である。

さらに、本人認証、遠隔拠点における適正手続を確保するための検討を進め、各種の裁判所、公民館、弁護士事務所等への遠隔拠点の拡大を図ることが望ましい。

④ テレビ会議システムの音声・映像の品質確保と品質保証

(a) 音声・映像の品質確保

現行の ISDN 回線を用いたテレビ会議システムと比較して、IP ネットワークを用いたテレビ会議システムでは、ネットワーク回線の帯域などの状況により、動作が不安定になり、また、映像と音声にタイムラグが生じやすい。

この問題に関しては、ヘッドセットを付けることで解決したが、より根本的な解決を望むとすれば、エコー・キャンセラーを使用することが望ましい。

今後の展望として、システムを固定することによって、検証を繰り返し安定したシステム構築とシステム保障を目指すことが望ましい。仮に費用をいとわないのであれば、アメリカの遠隔法廷で採用されているように、建築の段階でスピーカーからの音声を前提とした放送施設を組み込んだ設計をすることが理想的である。

(b) バックアップ・システム

実際に裁判実務において「サイバー法廷システム」を運用する場合には、当然バックアップ・システムが構築されることになると思われる。

より確実な手段をとり、ルーター等一拠点全体のネットワークのトラブルにまで対応することが必要であるとすれば、本来的にはすべての機器・設備を二重化することが、考えられなければならない（「サイバー法廷システム」導入後も現在使われている ISDN 回線を利用したテレビ会議システムが維持されている場合には、これをバックアップ・システムとして位置づけることも可能であろう。）。さらに、一定の状況下では、利用する手続の内容いかんによっては、携帯電話やスマートフォンなどのモバイル端末のテレビ電話機能を、「サイバー法廷システム」の代替として活用することも考えられる。

⑤ 遠隔傍聴

法的な問題であるが、遠隔傍聴の傍聴席、さらには、遠隔拠点をどう法的に位置付けるか、また、裁判官による法廷の秩序維持は、どこまで求められるかについて問題となった。

すでに海外においては、たとえば、アメリカでは、ケーブル・テレビで法廷を中継するチャンネル（コート TV）がある。また、予算の関係で実現していないが、たとえば、ミシガン州のサイバー・コート法では、あらゆる場面での公開が定められているようである。

裁判の公開、一般市民の裁判への参加、および、これらを通じて司法と市民の距離感を解消するという観点では、裁判の傍聴は、大いに推進すべきであり、「サイバー法廷システム」による遠隔傍聴は、積極的に位置づけられてよいと考える。それと同時に、当事者の心理などへの配慮も必要であり、遠隔傍聴を実施する場合には、いかなる場所でもどのような形態で行うかについて、入念な検討が求められることになる。

⑥ 遠隔同時通訳

遠隔の多地点を接続することができる IP ネットワークを利用したテレビ会議システムの有用性は、遠隔同時通訳システムでその特長が活かされる。今後、どのような対応や形式で同時通訳システムを創り上げるべきかという技術的な問題と、諸外国の制度を参考にしながら、公的に認知されるように法廷通訳制度をいかに創るべきかの課題が残されている。

さしあたり、以上の評価のまとめとして、「サイバー法廷システム」について、本稿では、以下のように提言したい。

- i 電話会議・テレビ会議の両システムの区別を無くし、遠隔会議システムとして一体化することにより、利用場面などに関する煩雑な規定を整理する。ただし、当面は、電話・ファクシミリを併用する。
- ii 遠隔会議システムによる裁判所への出廷等を、「その期日に出廷したものとみなす（民訴規96条）」旨の進行協議期日に関する規定を一

般化し、証人以外の当事者および訴訟代理人にも、広く遠隔による参加を認める。

- iii 証人尋問で、法廷において、面前で尋問する訴訟代理人よりも、遠隔地から「サイバー法廷システム」を通じて尋問する訴訟代理人の方が不利になる可能性を極力抑えるため、証人尋問に関しては、より臨場感のあるシステム構成とするように努力する。
- iv 最高裁判所は、独立簡易裁判所を含むすべての裁判所から遠隔裁判システムを通じて参加できるように、「サイバー法廷システム」を導入する。さらに、本人認証や遠隔拠点における適正手続を確保するための検討を進めつつ、各種の裁判所、公民館、弁護士事務所などへの遠隔拠点の拡大を図る。
- v 裁判所および当事者の費用負担をできるだけ軽減するため、現行のISDNを利用したテレビ会議システムを、IPネットワークの遠隔会議システムに置き換える。
- vi ネットワークの障害の発生に備え、現行のISDN回線を利用したバックアップ・システムを置くこととする。システム自体はISDNでもIPネットワークでも共有でき、回線を切り替えるだけで済むことになると考えられる。
- vii 公的な法廷通訳の制度を作り、「サイバー法廷システム」を利用して遠隔法廷通訳を行うことにより、容易でかつ安価な法廷通訳の実現する。

四 おわりに

以上において、本実証研究の経緯、実施内容とその結果、そして、そこから得られた成果や課題について記してきた。

本稿では、まず、「はじめに」において、本稿に至る研究の経緯と諸環境および既発表の論考を示し、次に、「本実証研究の位相と点描」では、本ブ

プロジェクトの経緯や概要を示し、さらに、「本実証研究の内容」では、本実験の企画、準備段階から、具体的な実施内容、ひいては得られた成果や評価について述べた。分かりやすさを追求した記述となったため、繰り返し述べた事項も存在することは、ご海容願いたい。なお、この研究をもとにした、ICT 化された民事裁判における具体的な運用ガイドラインの提言や、日本の「司法の ICT 化」が、国際展開の具体的な可能性を有することなどは、すでに⁽¹¹⁾公刊した。⁽¹²⁾

ところで、これまでの日本では、民事訴訟法の制度や論点などに関する夥しい数の研究が行われ、その蓄積には目を見張るものがある。ただ、その多くは研究者による理論研究・判例研究などであり、また、裁判官や弁護士などの法律実務家による民事訴訟実務研究やそれに関する諸提言なども、手続法の改正などを視野に入れて行われてきた。それでも、基本的には従前の研究方法・分析方法に基づくオーソドックスな研究であったと考えられる。

これに対して、本研究は、理論研究や伝統的な実務分析研究などを超えて、新たな手続的な実践可能性を展望する日本で初めての実証研究であった。それゆえ、本実証研究における、諸課題をも含んだ実験成果は、21世紀の日本の司法に、新しい可能性を開く契機となるであろう。単に法理論的な課題だけではなく、実務慣行上の事実的な課題が数多く存在することも、明らかにすることができ、しかも、「民事裁判の ICT 化」が十分に実践可能であり、かつ、有用な法的救済促進機能を発揮し得ることを、明らかにできたからである。⁽¹³⁾ また、裁判の ICT 化を行った場合に、個別事件における具体的な諸局面でいかなる事実的な障壁あるいは諸問題が生じるかについては、実際に、今回のような実証実験を行わなければ、体感し経験することができない事象であったと考えられるからである。その意味で、本実証研究は、日本の民事裁判ひいては民事紛争解決手続の質的な向上と国際展開のための貴重な機会であったと考えられるのである。

これまでのように理論研究を主眼とする広義の民事訴訟法学の世界においても、ICT 化に向けた研究は不可欠であり、司法の ICT 化は十分に可能で

ある。しかも、それは、最初に述べたように、「正義・司法へのユビキタス・アクセス」を実現するうえで、欠かすことができないであろう。なぜなら、「司法のICT化」は、すべての顕在化した手続利用者および潜在的な制度利用者の具体的な便益を向上させることにつながると期待することができ、日本国憲法のもとで保障された自由権・社会権といった憲法価値の確保とそれらの実質化につながり得るからである。過去志向的な紛争解決を通じて、未来志向の幸福追求権の実現さえ可能になると考えられるのである。⁽¹⁴⁾

それを実現するためには、先に述べたような様々な制度の改正が、不可避的に要求される。しかも、専門技術面に関しては、本実証研究の結果、「オンライン訴訟システム」と「サイバー法廷システム」という2つのシステムからなる「e-サポート裁判システム」のプロトタイプを構築することの有用性が明らかになった。このようなシステムが、今後高度化し利便性を増した場合には、映像を見ながらオンラインで書面のやりとりを行うことがより円滑化し、テキスト（言葉）とイメージ（映像）の統合が可能になり、口頭主義・直接主義といった民事訴訟の本来の姿というべき活性化した弁論を、ユビキタス・アクセスの理念のもとで実現するためのフォーラム（法廷空間）が、創造可能となるのである。

そのための実証実験、さらにはデジタル訴訟記録と裁判映像とを一括して編綴管理することができるシステムの創造とともに、このようなシステムには、デジタル記録の活用を見据えた目次付けのための機能、動画への注釈（いわば「付箋張り」）やその解析を行うための機能、および、セキュリティを確保するための機能などを組み込んだうえで、本格的な実証実験を行うことも不可欠であろう（これら機能はいずれも、単に第一審訴訟手続だけではなく、上訴審手続においても、訴訟記録の利便性を向上させることにもつながるであろう。）。民事手続を電子化し、民事裁判事件をそっくりそのまま（いわば丸ごと）そこに乗せることは、当事者の参加や一般市民の関与に道を広げ、「公共財」⁽¹⁵⁾としての裁判とその過程のもつ価値を高め、安全かつ安心の源泉となる社会的なセイフティネットの形成に寄与することになるであろう。

また、民事訴訟を中核とした民事紛争処理システムにおいては、多様な審理手続が存在するが、たとえば、公開・非公開形式、対席審理方式と交互面接方式などに迅速に対応できるように、システムの適宜かつ円滑な切替への可能性をも探究すべきであろう。

これまで述べたようなシステム開発のためには、広く民間参入を認め、公共サービスの領域における民間活力の積極的かつ公正な活用の可能性も、現実的な課題として追求すべきなのである。

このように、本実証研究は、現在の民事訴訟を中核とする民事裁判の基本的なあり方を、「より利用しやすく、より分かりやすく、より頼りがいのあるプロセス」へと転換するための具体的な提言でもあり得ると考える。その意味で、今回の試みは、単に、「司法の ICT 化」を促進するためだけではなく、裁判に関わる人々がより主体的に躍動し、人間性の輝きを増進させる裁判プロセスの創造につながる研究であったといえるであろう。

なお、本実証実験にさいしては、先に述べたように、現役の多くの法曹の方々にもお世話になった。そのなかの弁護士の多くが、九州大学・福岡大学等の法科大学院の一期生であったことは、司法制度改革の理念の具体化が、着実に進んでいることを、象徴する具体的な出来事でもあった。次世代の日本の司法を担う彼ら彼女らの今後の一層の活躍も期待したい。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

(11) 川嶋・前掲論文注(6)参照。

(12) 川嶋・前掲論文注(1)参照。

(13) 法的救済機能の基本的なあり方については、たとえば、川嶋四郎『民事訴訟法』4頁、12頁、670頁(日本評論社、2013年)などを参照。さらに、同『差止救済過程の近未来展望』6頁(日本評論社、2006年)なども参照。

(14) さらに、川嶋・前掲論文注(1)参照。

これは、人々のために「底辺に向かう志」の一端を具体化することでもある。

(15) 川嶋四郎『公共訴訟の救済法理』156頁、291頁(有斐閣、2016年)などを参照。

ここでは、アメリカ法を比較の素材として、日本民事訴訟過程自体が、いわば「いのち輝く救済の殿堂」となるべき方向性を探究した。同書301頁参照。

(16) なお、本実証実験における演者等のコメントは、すべて個人の所感であることをお断りしておきたい。

(17) また、本実証研究の協力者のなかには、既に鬼籍に入られた方も存在する。心からご冥福をお祈りしたい。

＜付記1＞ 本研究後のアンケート調査とその結果（概要）

1 外部一般市民に対するアンケート調査

(1) 調査目的と位置付け

本実証研究において法規制等の障壁および障壁の条件変更によって期待される効果等（以下、障壁および効果という。）の検証・評価作業を行うために、これに資する意見などを一般市民から入手するために、本実証研究の一環である実験の一般公開部分において実施する。基本的な考え方として、障壁および効果に関する検証項目と検証方法に即していることを前提として、すでに整理済みの障壁および効果に関する検証項目や検証方法のなかで、検証方法としてアンケートで実施すべきと整理された検証項目に即して、調査票を設計することとする。

このアンケートは、実験における第三者評価である。すなわち、本調査研究における障壁および効果の検証方法を、ソース別（実験による評価、文献や有識者意見などの机上における評価）、評価主体別（コンソーシアムによる自己評価、コンソーシアム以外の主体による第三者評価）に考えると、本アンケート調査は、本実験における第三者評価である（→表1）。

(2) 内容

調査対象：一般公開の実験に、外部から見学、傍聴する一般市民

調査手法：コンソーシアム・メンバーから対象者に対する直接配布・回収による。

調査数：一般市民20名程度に配布・回収（目標値）

項目：詳細は、後記の＜資料a＞を参照

＜付記 1＞の表 1 検証項目と対応する調査項目

No	検証項目	調査項目	調査表 箇所
1	公民館に対するアクセス	アクセスの要素（利用経験、場所認知、地理的近接性、親近感等）のなかで利用経験と親近感	問 1
2	弁護士に対するアクセス	アクセスの要素のなかでの認知度と親近性	問 2
3	公民館からの法律相談や裁判アクセスの心理的抵抗感	公民館からの法律相談や裁判参加への心理的抵抗感の存否・程度とその理由	問 3
4	弁護士事務所からの裁判アクセスの心理的抵抗感	弁護士事務所からの裁判参加への心理的抵抗感の程度とその理由	問 4
5	法テラスによる映像を通じた情報提供ニーズ	利用者の意向とその理由、一般論としての実現の是非	問 5 - 6
6	システム利用に求められる IT リテラシー	利用する場合の難易度（「オンライン訴訟システム」のみ）	問 7
7	システム利用に対する心理的抵抗感	利用意向とその理由、一般論として実現の是非（「オンライン訴訟システム」および「サイバー法廷システム」に共通）	問 8 - 9、 問 11 - 12
8	テレビ会議システムの画質	裁判の流れの把握上の画質	問 10
9	遠隔傍聴に対するニーズ	傍聴意向とその理由、傍聴意向のある裁判の種類	問 13 - 14
10	当事者のプライバシー侵害に対する意識	当事者として傍聴されるとした場合の感触とその理由、一般論としての傍聴の実現の是非	問 15 - 16
11	傍聴人数の制限に対する意識	抽選でしか傍聴できない種類の裁判の傍聴意向があるか、一般論としての傍聴の実現の是非	問 14 中 問 16 中
12	(全般)	全般的感想・意見	問 17
13	(基本属性および IT リテラシー別の差異)	属性、日常 IT リテラシー	最後に

注：調査項目で抵抗感、利用や傍聴の意向については、その理由の自由回答欄を設定。

(3) 結果概要

アンケート調査の結果概要は、以下の通りである。

- ① ICT を利用した裁判手続に関しては、概ね一般市民に受け入れられやすいと考えられる。
- ② 弁護士は身近ではないが、公民館は身近であると感じており、身近な公民館から裁判に参加することには抵抗が無い。
- ③ 「a 法テラスの情報提供、b オンライン訴訟システムの利用、c 『サイバー法廷システム』の利用」については、「機会があれば利用したい」が、a →80%、b →81%、c →85%である。
- ④ 傍聴に関しては、他人の裁判は傍聴したいが、自分の裁判を傍聴されるのには若干抵抗感があると考えられる。
- ⑤ 「ぜひとも傍聴したい」と「機会があれば傍聴したい」を合わせると81%であり、傍聴することに関心があることがわかる。
- ⑥ この反面、傍聴される側となると、「傍聴されるのはかまわない」が45%、「できれば傍聴されたくない」と「決して傍聴されたくない」で55%と拮抗している。
- ⑦ 感想・意見としては、「サイバー法廷システム」の音声の途切れに対する指摘が多かった。

2 外部法学研究者と実務法律家に対するアンケート項目に依拠したインタビュー調査

(1) 調査目的と位置付け

本実証研究において、障壁および効果の検証・評価作業を行うために、これに資する意見などを外部の法学研究者と実務法律家から入手する目的で、同調査研究の一環である実験を、一般公開の形式で実施する。

基本的な考え方としては、障壁および効果に関する検証項目と検証方法に即していること、および、すでに整理済みの障壁および効果に関する検証項

目や検証方法のなかで、検証方法としてインタビューで実施すべきであると整理された検証項目に即して、インタビューを実施することとする。

このアンケート調査およびインタビュー調査は、本実証実験における第三者評価である（→表2）。

＜付記1＞の表2 検証項目と対応する調査項目

No	検証項目	調査項目	調査表 箇所
1	公民館からの法律相談や裁判アクセスの心理的抵抗感	当事者がこれを行うことの心理的抵抗感の程度とその理由	問1
2	弁護士事務所からの裁判アクセスの心理的抵抗感	当事者がこれを行うことの心理的抵抗感の程度とその理由	問2
3	法テラスによる映像を通じた情報提供ニーズ	利用意向とその理由、一般論としての実現の是非	問3-4
4	システム利用に求められるITリテラシー	利用する場合の難易度（「オンライン訴訟システム」のみ）	問5
5	システム利用に対する心理的抵抗感	利用意向とその理由、一般論として実現の是非（「オンライン訴訟システム」および「サイバー法廷システム」共通）	問6-7 問9-10
6	テレビ会議システムの画質	証人の表情の把握上の画質	問8
7	当事者のプライバシー侵害に対する意識	当事者代理人として傍聴されるとした場合の感触とその理由、一般論としての傍聴の実現の是非	問11
8	（全般）	全般的感想・意見	問13

(2) 内容

調査対象：一般公開の実験に外部から見学、傍聴する弁護士、研究者等の法学研究者と実務法律家

調査手法：コンソーシアム・メンバーから、対象者に対する直接インタビューによる。

調査数：法学研究者と実務法律家5名程度にインタビュー（目標値）

項目：詳細は、後記の<資料b>を参照

(3) 結果概要

上記アンケート項目などに即したインタビュー調査の結果の概要は、以下の通りである。

- ①公民館や弁護士事務所からの裁判アクセスに関しては、弁護士と研究者との間で意見が分かれた。
- ②弁護士は、裁判へのアクセスの改善や時間的・経済的コストの削減の観点から、概ね賛成の意見であった。
- ③研究者は、公平さや公正さ、当事者の安全・安心の確保（セキュリティの確保）の観点から、抵抗感を感じるとの意見があった。
- ④「オンライン訴訟システム」、「サイバー法廷システム」に対する評価に関しては、技術的課題は残るとの指摘がある一方で、利便性向上の観点から前向きな意見もあった。
- ⑤「オンライン訴訟システム」については、弁護士から業務の効率化やコストの削減に寄与するとの意見があった。
- ⑥「サイバー法廷システム」については、音声や画質の品質についての改善の余地があるとの意見があったが、コストの面から全国的な展開について賛成との意見もあった。
- ⑦傍聴のニーズに関しては、裁判公開の範囲や場所、公開先やその方法について、様々な意見があった。
- ⑧一般市民に対して裁判のどのような映像を公開するのか、公開場所や方法としても公民館だけに限定するのか、テレビ公開するのかといった点について、検討の必要があるとの意見があった。

- ⑨その他の意見としては、技術的な実現可能性よりも、裁判や手続がどうあるべきかということの方が、本質的な問題である旨の指摘が存在した。
- ⑩また、法テラスでの顔の見える情報提供については、賛否両論が存在した。

3 コンソーシアム・メンバーに対するインタビュー調査

(1) 調査目的と位置付け

本実証研究において障壁および効果の検証・評価作業を行うために、これに資する意見などを法律実務の経験のあるコンソーシアム・メンバーから入手する目的で、第1～3回の実験後に実施する。

そのさいの基本的な考え方としては、障壁および効果に関する検証項目や検証方法に即していること、および、すでに整理済みの障壁および効果に関する検証項目や検証方法のなかで、検証方法としてインタビューで実施すべきであると整理された検証項目に即して、インタビューを実施することとする。

本インタビュー調査は、本実験における自己評価である（→表3）。

(2) 内容

調査対象：第1～3回の実験で模擬裁判を実演した元裁判官、弁護士、研究者等の法学研究者と実務法律家

調査手法：コンソーシアム・メンバーから対象者に対する直接のインタビューによる。

調査数：法学研究者と実務法律家5名程度にインタビュー（目標値）

(3) 結果概要

このインタビュー調査の結果概要は、以下の通りである。

- ①期日前の「オンライン訴訟システム」の操作については、違和感がなかった。
- ②期日では、「証人に詰め寄ることができない」、「間が空いたときに遠隔地にいる人間が何をしているのか不安」といった、同一空間にいないこと（臨場感に欠けること）に対する意見が多かった。
- ③「民事裁判のIT化」は、民事訴訟法における審理原則に反することではなく、むしろ、審理原則を実質化させるものである。

＜付記1＞の表3 インタビュー調査項目

No	調査項目
1	公民館や弁護士事務所からの裁判アクセスについて
2	ICT 利活用について
3	その他自由意見

＜付記2＞ 本研究に関する各種マスコミ報道（概要）

2009年（平成21年）12月27日（日）から2010年（平成22年）2月2日（火）までの間に、本実証実験に関して、NHKのほか、11のメディアで本実証研究の報道が行われた。そのなかから、マスコミ各社の実験に対する評価の一部を引用する。

①2010年1月7日（木）日本経済新聞

「離島や過疎地など裁判所に足を運ぶのが大変な地域に住む人たちがネット上で民事裁判を行えるようにする実験を、福岡や東京の弁護士らが今月、福岡県内で実施する。」

②2010年1月10日（日）朝日新聞

「裁判所が近くにない離島や過疎地でも、手軽に法律サービスを利用できる仕組み作りを目指す取り組みだ。」

③2010年1月10日（日）産経新聞

「実際にあった残業代支払いをめぐる労働審判の事例に基づき、ネット上で申立書や答弁書などをやりとりした後、3者がカメラを通じて『法廷』で審理を進め、被告側に解決金の支払いを命じる決定を下した。」

④2010年1月10日（日）西日本新聞

「ネットで書面をやりとりし、モニターを通じて協議、会社側が支払いを認めて解決するまでスムーズに運んだ。」

⑤2010年1月10日（日）毎日新聞

「このシステムは当事者の時間的、経済的負担が軽減できる一方、訴訟記録へのアクセス権限制御や個人情報保護などの課題もある。」

⑥2010年1月10日（日）読売新聞

「実用化されれば、離島や山間地など裁判所に足を運ぶのが大変な地域に住む人の負担軽減につながる。」

⑦2010年1月28日（木）糸島新聞

「巧妙化する振り込め詐欺事件対策、法律トラブル対策などのために、誰でも法サービスを受けられることが、安全・安心なまちづくりに必須の条件になっていることから『法のライフライン・コンソーシアム』では、環境整備を目指して研究を進めている。」

<資料 a>

外部一般市民アンケート調査表

実証実験に関するアンケート調査表①

2010年1月24日

法のライフライン・コンソーシアム

ご見学いただいた皆様へ

本日はお忙しいところ公開実証実験にお越しいただき、誠にありがとうございます。

本アンケートは、総務省の ICT 利活用ルール整備促進事業「法律サービスにおける ICT 利活用推進に向けた調査研究」の一環として、当コンソーシアムが実施するものです。ご協力のほどどうかよろしくお願いいたします。

- アンケートのご回答は、同調査研究の調査報告取りまとめ以外の目的では使用いたしません。
- 取りまとめにあたりアンケートのご回答は統計的に処理しますので、個人として特定できるような情報は公表いたしません。

問1. あなたにとっての地域の公民館の存在についてお教えてください。本日の場合は除いてお答えください。(ひとつだけ)

1. 公民館に行ったことがあり、身近な施設である
2. 公民館に行ったことはあるが、身近な施設とは言えない
3. 公民館に行ったことはないが、身近な施設である
4. 公民館に行ったこともないし、身近な施設とは言えない

問2. あなたにとっての弁護士の存在についてお教えてください。(ひとつだけ)

1. 知り合いの弁護士がおり、身近に感じている
2. 知り合いの弁護士はいないが、身近に感じている
3. 知り合いの弁護士はいるが、身近に感じていない
4. 知り合いの弁護士はおらず、身近に感じていない

問3. 実証実験のように、公民館から法律に関する問題を相談することや裁判に参加することについてどう思いますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. かなり抵抗感がある
2. ある程度抵抗感がある
3. それほど抵抗感はない
4. ほとんど抵抗感はない

理由：

問4. 実証実験のように、弁護士事務所から裁判に参加することについてどう思いますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. かなり抵抗感がある
2. ある程度抵抗感がある
3. それほど抵抗感はない
4. ほとんど抵抗感はない

(理由：)

問5. 実証実験のように、法テラスによるテレビ会議の情報提供システム(法律に関係する問題について、担当職員からテレビ会議を通じて情報提供を受けるシステム)が実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひ利用したい
2. 機会があれば利用したい
3. できれば利用したくない
4. 決して利用したくない

(理由：)

問6. 一般的に、法テラスによるテレビ会議の情報提供システムを全国で実現することについてどう思いますか。(ひとつだけ)

1. ぜひとも実現すべきである
2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである
3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない
4. 決して実現すべきでない

問7. 実証実験で用いていた「オンライン訴訟システム」(オンラインでの書面の提出や閲覧など)をご覧になって、ご自身で利用できそうですか。(ひとつだけ)

1. 利用方法のアドバイスがあれば、簡単に利用できると思う
2. 利用方法のアドバイスがあれば、比較的簡単に利用できると思う
3. 利用方法のアドバイスがあっても、利用はやや難しいと思う
4. 利用方法のアドバイスがあっても、利用は非常に難しいと感じる

問8. 「オンライン訴訟システム」が実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひ利用したい
2. 機会があれば利用したい

3. できれば利用したくない
4. 決して利用したくない

（理由：）

問9. 一般的に、「オンライン訴訟システム」を全国で実現することについてどう思いますか。(ひとつだけ)

1. ぜひとも実現すべきである
2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである
3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない
4. 決して実現すべきでない

問10. 実証実験で用いていた「サイバー法廷システム」(テレビ会議システムによる出廷、主張や証言など)をご覧になって、裁判の流れの把握などの観点から、画質についてどのように感じましたか。(ひとつだけ)

1. 全く問題ない
2. ほぼ問題ない
3. やや問題がある
4. 非常に問題がある

問11. 「サイバー法廷システム」が実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひ利用したい
2. 機会があれば利用したい
3. できれば利用したくない
4. 決して利用したくない

（理由：）

問12. 一般的に、「サイバー法廷システム」を全国で実現することについてどう思いますか。(ひとつだけ)

1. ぜひとも実現すべきである
2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである
3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない
4. 決して実現すべきでない

問13. 実証実験のように、家の近くの公民館など身近な公共施設で裁判を傍聴したいと思いますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひとも傍聴したい

2. 機会があれば傍聴したい
3. それほど傍聴したくない
4. 決して傍聴したくない

(理由：)

問14. (問13で1. と2. を選択した方へ) どのような裁判を公民館など身近な公共施設で傍聴したいと思いますか。(ひとつだけ)

1. 知り合いが関係している事件や、近隣で起こった事件に関する裁判
2. 裁判所へ行くと抽選でしか傍聴できないような有名な裁判
3. 遠方の裁判所で行われている裁判
4. 自分が抱えている法律問題に関連する裁判
5. その他 ()

問15. 仮にあなたが裁判の当事者になった場合、実証実験のように、公民館など身近な公共施設で裁判を傍聴されることについてどう思いますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひとも傍聴されたい
2. 傍聴されるのはかまわない
3. できれば傍聴されたくない
4. 決して傍聴されたくない

(理由：)

問16. 一般的に、公民館など身近な公共施設で裁判が傍聴できるようにすることについてどう思いますか。(ひとつだけ)

1. よいことであり、傍聴できるようにするべきである
2. プライバシーなどの問題もあるが、どちらかという傍聴できるようにするべきである
3. 多数が傍聴できるなど良い面もあるが、どちらかという傍聴できるようにするべきではない
4. 良くないことであり、行うべきでない

問17. 実証実験をご覧になったの感想や意見をお教えてください。

()

最後にあなた自身についてお教えてください。

A. 性別

1. 男性 2. 女性

B. 年齢

1. ~10歳台 2. 20歳台 3. 30歳台 4. 40歳台 5. 50歳台 6. 60歳台
7. 70歳台 8. 80歳以上

C. 職業

1. 会社員 2. 専業主婦 3. パートアルバイト 4. 学生 5. 自営業
6. 公務員 7. 経営者 8. 無職
9. その他 ()

D. パソコン利用 (それぞれひとつだけ○)

内容	よく利用している	たまに利用する	利用したことがない
a. 電子メール利用	1	2	3
b. インターネット閲覧	1	2	3
c. word や一太郎による文書作成	1	2	3
d. インターネットショッピングの利用	1	2	3
e. ブログや mixi 等の SNS の利用	1	2	3

ご協力ありがとうございました。アンケート用紙は会場の係りの者にお渡しください。

<資料b>

外部法学研究者と実務法律家アンケート／インタビュー項目

実証実験に関するアンケート調査表②

2010年1月24日

法のライフライン・コンソーシアム

ご見学いただいた法学研究者と実務法律家の皆様へ

本日はお忙しいところ公開実証実験にお越しいただき、誠にありがとうございます。

本アンケートは、総務省のICT利活用ルール整備促進事業「法律サービスにおけるICT利活用推進に向けた調査研究」の一環として、当コンソーシアムが実施するものです。ご協力のほどどうかよろしくお願いたします。

- アンケートのご回答は、同調査研究の調査報告取りまとめ以外の目的では使用いたしません。
- 取りまとめにあたりアンケートのご回答は統計的に処理しますので、個人として特定できるような情報は公表いたしません。

問1. 実証実験のように、当事者が公民館から法的な問題を相談することや裁判に参加することについてどう思いますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. かなり抵抗感がある
2. ある程度抵抗感がある
3. それほど抵抗感はない
4. ほとんど抵抗感はない

（理由：）

問2. 実証実験のように、当事者が弁護士事務所から裁判に参加することについてどう思いますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. かなり抵抗感がある
2. ある程度抵抗感がある
3. それほど抵抗感はない
4. ほとんど抵抗感はない

（理由：）

問3. 実証実験のように、法テラスによるテレビ会議の情報提供システム（法律に関係する問題について担当職員からテレビ会議を通じて情報提供を受ける）

が実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひ利用したい
2. 機会があれば利用したい
3. できれば利用したくない
4. 決して利用したくない

(理由：)

問4. 一般的に、法テラスによる法テラスによるテレビ会議の情報提供システムを全国で実現することについてどう思いますか。(ひとつだけ)

1. ぜひとも実現すべきである
2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである
3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない
4. 決して実現すべきでない

問5. 実証実験で用いていた「オンライン訴訟システム」(オンラインでの申立て、準備書面の提出、書証の電子媒体化、訴訟記録の電子化など)をご覧になって、ご自身で利用できそうですか。(ひとつだけ)

1. 利用方法のアドバイスがあれば、簡単に利用できると思う
2. 利用方法のアドバイスがあれば、比較的簡単に利用できると思う
3. 利用方法のアドバイスがあっても、利用はやや難しいと思う
4. 利用方法のアドバイスがあっても、利用は非常に難しいと感じる

問6. 「オンライン訴訟システム」が実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひ利用したい
2. 機会があれば利用したい
3. できれば利用したくない
4. 決して利用したくない

(理由：)

問7. 一般的に、「オンライン訴訟システム」を全国で実現することについてどう思いますか。(ひとつだけ)

1. ぜひとも実現すべきである
2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである
3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない
4. 決して実現すべきでない

問8. 実証実験で用いていた「サイバー法廷システム」(テレビ会議システムによる出廷、口頭弁論、弁論準備、証人尋問、判決言渡しなど)をご覧になって、証人の表情の把握などの観点から、画質についてどのように感じましたか。(ひとつだけ)

1. 全く問題ない
2. ほぼ問題ない
3. やや問題がある
4. 非常に問題がある

問9. 「サイバー法廷システム」が実現すれば、ご自身も利用したいと感じますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひ利用したい
2. 機会があれば利用したい
3. できれば利用したくない
4. 決して利用したくない

(理由：)

問10. 一般的に、「サイバー法廷システム」を全国で実現することについてどう思いますか。(ひとつだけ)

1. ぜひとも実現すべきである
2. 問題もあるが、どちらかという実現すべきである
3. よい面もあるが、どちらかという実現すべきでない
4. 決して実現すべきでない

問11. 仮にあなたが裁判の当事者代理人になった場合、実証実験のように、公民館など身近な公共施設で裁判を傍聴されることについてどう思いますか。(ひとつだけ) よろしければその理由もお教えてください。

1. ぜひとも傍聴されたい
2. 傍聴されるのはかまわない
3. できれば傍聴されたくない
4. 決して傍聴されたくない

(理由：)

問12. 一般的に、公民館など身近な公共施設で裁判が傍聴できるようにすることについてどう思いますか。(ひとつだけ)

1. よいことであり、傍聴できるようにするべきである
2. プライバシーなどの問題もあるが、どちらかという傍聴できるよう

にすべきである

3. 多数が傍聴できるなど良い面もあるが、どちらかという傍聴できるようにするべきではない
4. よくないことであり、行うべきでない

問13. 実証実験をご覧になったの感想や意見をお教えてください。

()

最後にあなた自身についてお教えてください。

A. 性別

1. 男性
2. 女性

B. 年齢

1. ~10歳台
2. 20歳台
3. 30歳台
4. 40歳台
5. 50歳台
6. 60歳台
7. 70歳台
8. 80歳以上

C. 職業

1. 弁護士
2. 裁判官
3. 裁判所職員
4. 検察官
5. その他

()

D. 実務での ICT 利用 (それぞれひとつだけ○)

内容	よく利用している	たまに利用する	利用したことがない
a. 電子メール	1	2	3
b. インターネット閲覧	1	2	3
c. word や一太郎による文書作成	1	2	3
d. 判例や文献等のデータベース	1	2	3
e. ホームページやブログ等での情報発信	1	2	3
f. オンラインでの期日指定・変更等の申立て	1	2	3
g. テレビ電話での相談等対応	1	2	3

ご協力ありがとうございました。アンケート用紙は会場の係りの者にお渡しください。